

へいせい ねんど
平成 27 年度 ~ 32 年度まで

だい き
第 3 期

しょう がい しゃ ぷ ら ん
障害者プラン



はじめに…

横浜市では、平成16年度に第1期の「横浜市
障害者プラン」を策定して以来、障害のある人
もない人も、同じように生活していける社会を
目指し、これまで取組を進めてまいりました。

特に、平成21年度から始まった第2期では、
市民の皆様と共に計画を作りあげ、「親亡き後
の生活の安心」や「障害者の高齢化・重度化への対応」などを「将来にわたるあんしん施策」として掲げ、着実に進めてまいりました。

そして、このたび、平成27年度から平成32年度までを計画期間とする
「第3期横浜市障害者プラン」を市民の皆様とともに作りあげることができました。

我が国は、平成26年1月に障害者に関する初めての条約となる「障害者の権利に関する条約」に批准し、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳を尊重することなどが責務となります。

本市もこの条約を基に、障害のあるなしに関わらず、市民の皆様が当たり前前に一緒に暮らし、街で出会った時には自然に会話できるような、ぬくもりのあるまちの実現に向けて、障害児・者の人生に寄り添いながら、住まい、暮らし、健康・医療、教育、就労等、本計画の各テーマに記載した取組を着実に進めてまいります。

そして、障害のある方が、自らの意思により地域で安心して暮らしていくことができるよう、引き続き、市民の皆様一人ひとりのホスピタリティあふれるご支援・ご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご議論いただきました横浜市障害者施策推進協議会及び障害者施策検討部会の委員の皆様を始め、パブリックコメントなどを通じてご意見・ご提案をいただいた多くの市民の皆様、心から感謝申し上げます。

平成27年4月

横浜市 市長

はやし ふみ こ
林 文子



だい 第1 しょう 章	けいかく がいよう 計画の概要		1
	1	けいかく しゆし 計画の趣旨	3
	2	けいかく いち 計画の位置づけ	4
	3	だい き けいかく ぜんたいぞう 第3期計画の全体像	6
	4	くに どうこう 国の動向	8
だい 第2 しょう 章	よこはまし しょうがいふくし 横浜市の障害福祉について		11
	1	よこはまし しょうがいふくし 横浜市の障害福祉	12
	2	よこはまし かくしょうがいしゃ て ちようとうとうけい すいい 横浜市の各障害者手帳等統計の推移	16
	3	だい き ふ かえ 第2期の振り返り	22
	4	だい き ふ こんご し さくすいしん してん 第2期を踏まえた今後の施策推進の視点	35
だい 第3 しょう 章	きほんもくひょう てーま 基本目標とテーマ		41
	1	きほんもくひょう 基本目標	42
	2	てーま テーマ	42
	(1)	てーま 1 であ つながる たす あ テーマ1 出会う・つながる・助け合う	44
		とりくみ ふきゆう けいはつ 46	とりくみ そうだんしえん 49
		とりくみ じょうほう ほしょう 55	とりくみ さいがいたいさく 57
	(2)	てーま 2 す く テーマ2 住む、そして暮らす	62
		とりくみ す 64	とりくみ く 72
	(3)	てーま 3 まいにち あんしん すこ す テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす	80
		とりくみ けんこう いりよう 82	とりくみ ぼりあふりー 88
		とりくみ けんりようご 90	
	(4)	てーま 4 ちから まな はくく テーマ4 いきる力を学び・育む	94
		とりくみ りよういく 96	とりくみ きょういく 100
		とりくみ じんざい かくほ いくせい 107	
	(5)	てーま 5 はたら かつどう よ か たの テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ	110
	とりくみ しゅうろう 113	とりくみ ふくしてきしゅうろう 117	
	とりくみ にちゅうかつどう 119	とりくみ いどうしえん 122	
	とりくみ ぶんか すぽーつ れくりえーしょん 125		
だい 第4 しょう 章	びーでいーえーさいくる けいかく み なお PDCAサイクルによる計画の見直し		129
しりょうへん 資料編	しりょうへん 資料編		131
	1	だい きよこはまししょうがいしゃ ぶらん けんしょうひょうか 第2期横浜市障害者プランの検証評価	132
	2	とうじしゃ あんけー とじしがいよう 当事者アンケート実施概要	147
	3	ぼぶりっくこめんとがいよう パブリックコメント概要	148
	4	すいしんたいせい 推進体制	149

だい 1 しょう
第 1 章

けい かく がい よう
計画の概要

だい しょう けいかく がいよう
第1章 計画の概要

だい
第1章
しょう

1 けいかく しゅし
計画の趣旨

ほんし しょうがいふくししさく かか ちゅう ちようきてき けいかく しょうがいしゃぶらん いかぶ
本市では、障害福祉施策に関わる中・長期的な計画である「障害者プラン」(以下「プ
らん」といいます。)を、へいせい ねんど だい き ねんど だい き さくてい
平成16年度に「第1期」、21年度に「第2期」として策定し、
しょうがいじ しゃ じ こせんたく じ こけつてい しゃかい こうちく してん ちゅうしん しさく すいしん
障害児・者が自己選択・自己決定のできる社会の構築という視点を中心に施策を推進してき
ました。

ぶらん しょうがいしゃきほんほう もと よこはまし しょうがいしゃ かん しさく ほうこうせいとう さだ
このプランは、障害者基本法に基づき横浜市における障害者に関する施策の方向性等を定
める基本的な計画である「障害者計画」と、しょうがいしゃ にちじようせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援
するための法律(以下「障害者総合支援法」といいます。)に基づき円滑にサービス提供が進
むよう、しょうがいふくし さーびす ひつよう りりょう みこ りりょう さだ しょうがいふくしけいかく
障害福祉におけるサービスごとに必要な利用の見込み量を定める「障害福祉計画」の
ふた せいしつ も けいかく
二つの性質を持つ計画です。

だい き ひ つづ ほんし しさく しょうがいふくし さーびす れんけい はか
第3期においても、引き続き、本市における施策と、障害福祉サービスの連携を図ってい
ひつよう ふた けいかく いったいてき さくてい
く必要があることから、この二つの計画を一体的に策定します。

しょうがいじ しゃ とくべつ そんざい しょうがい ひとり しみん す な
障害児・者は、特別な存在ではありません。障害があっても一人の市民として、住み慣
れちいき あ まえ せいかつ じつげん ひつよう
れた地域で当たり前のように生活していけるまちを実現することが必要です。

だい き じ こせんたく じ こけつてい す な ちいき あんしん まな そだ
そのため、第3期では「自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で、安心して、学び・育ち・
く 暮らしていくことができるまち、ヨコハマを目指す」を基本目標として掲げ、しょうがいふくししさく
障害福祉施策を
ちゃくじつ すす
着実に進めます。

2 計画の位置付け

(1) 計画期間

第2期のプランは、平成21年度から26年度までの6年間を計画期間として策定しました。

そして、24年度には、3年を1期として作成することとしている国の基本方針に基づき、障害福祉計画部分を見直し、第2期の改定版を策定しました。

第3期についても、第2期と同じく中・長期的なビジョンを持って施策を進めていくため、計画期間を6年間として策定します。

また、障害福祉計画部分については、3年後に見直すとともに、プラン全体の施策及び事業の評価や必要性の検討などの進行管理を行い、必要な見直しを行います。

さらに、社会情勢やニーズの変化に伴う新しい課題へ柔軟に対応するため、施策の再構築なども併せて実施します。

ねんど 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
めいよう 名称	第2期 横浜市障害者プラン						第3期 横浜市障害者プラン					
こうせい 構成	障害者計画						障害者計画					
	障害福祉計画			障害福祉計画			障害福祉計画			障害福祉計画		

見直しの実施

見直しの実施

(2) 他計画との関係性

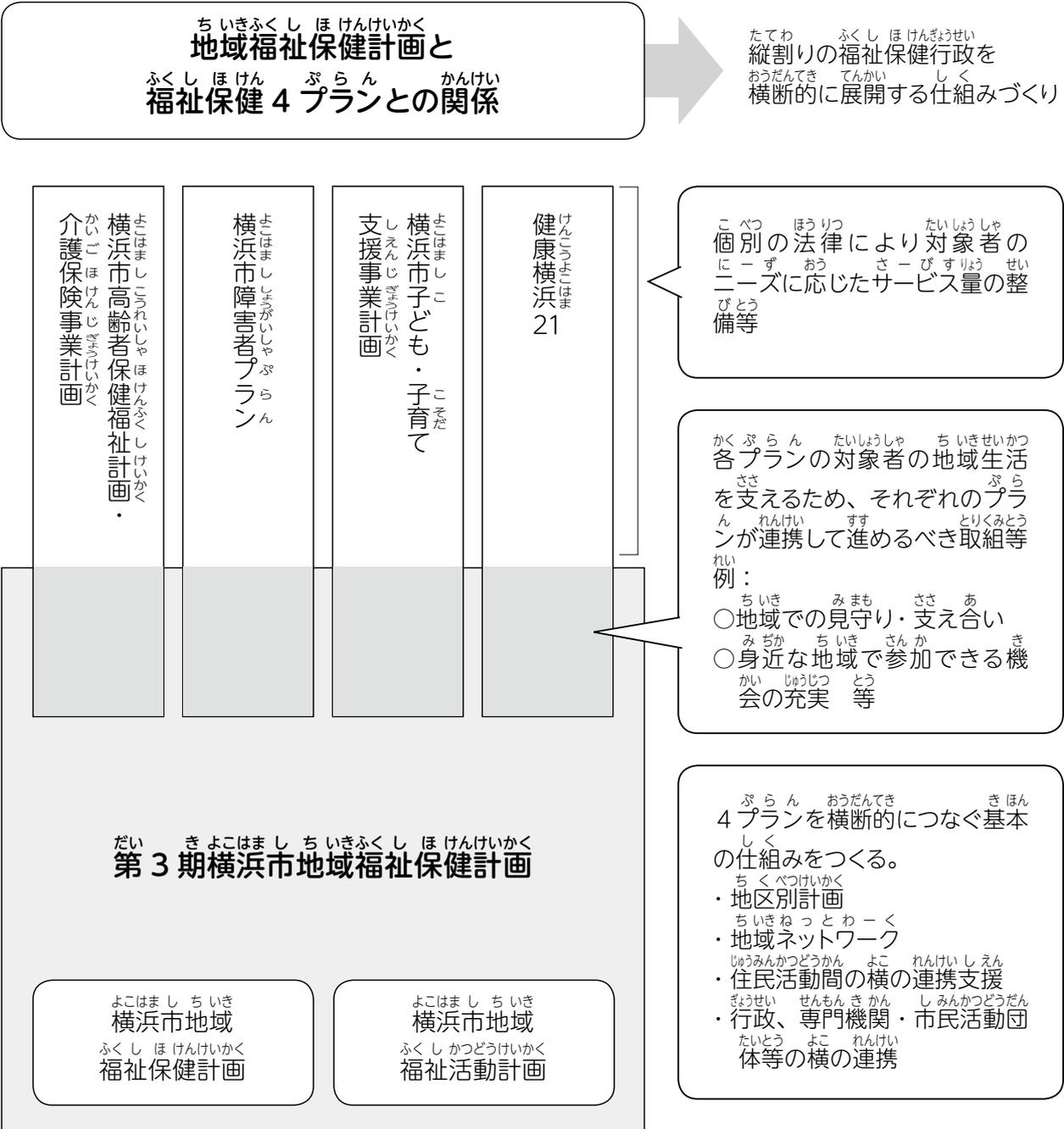
本市では、個別の法律を根拠とする福祉保健の分野別計画として、横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（老人福祉法及び介護保険法）、横浜市子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法）及び健康横浜21（健康増進法）があります。これに加えて、本市独自に「よこはま保健医療プラン」という本市の保健医療施策に関する総合的な計画があります。

また、横浜市地域福祉保健計画（以下「地域福祉保健計画」といいます。）では、「地域の視点から高齢者、障害者及び子ども等の対象者や、保健の視点等に関する分野別計画に共通する理念、方針及び地域の取組の推進・方向などを明示し、各対象者全体の地域生活の充実を図ること」を目指しています。区計画・地区別計画の推進を通して、身近な地域での見守りや支え合いの仕組みづくりなど、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりのための取組を進めています。

このように、障害のあるなしにかかわらず、地域での生活を支援するためには、人々の暮らしの場である地域においての、様々な取組をそれぞれの関係性や相互のつながり、全体の総合性・連続性といった視点でとらえ、関連付けて行うことが、「地域福祉」の大事な視点です。施策の展開に当たっては、関係するそれぞれの分野別計画が、有機的に連動していくことによって、一層の効果を上げていきます。

行政分野ごとの専門性を充実させ、質の高い施策を展開していくとともに、関連する分野を意識し、整合性を図りながら取り組むことを重視します。

【他計画との関係性】



※ ちいきふくしほけんけいかく 地域福祉保健計画から抜粋 (一部改訂)

3 第3期計画の全体像

第3期では、障害児・者の生活を『5つのテーマ』に分類しました。
テーマ1では「**出会う・つながる・助け合う**」として、普及・啓発、相談支援、情報の保障及び災害対策を、テーマ2では「**住む、そして暮らす**」として、住まい及び暮らしを、テーマ3では「**毎日を安心して健やかに過ごす**」として、健康・医療、バリアフリー及び権利擁護を、テーマ4では「**いきる力を学び**」

テーマ
1

出会う・つながる・助け合う

44

ページへ

普及・啓発、相談支援、情報の保障、災害対策

テーマ
2

住む、そして暮らす

62

ページへ

住まい、暮らし

テーマ
3

毎日を安心して健やかに過ごす

80

ページへ

健康・医療、バリアフリー、権利擁護

育む]として、療育、教育及び人材の確保・育成を、最後に、テーマ5では「働く・活動する・余暇を楽しむ」として、就労、福祉的就労、日中活動、移動支援及び文化・スポーツ・レクリエーションを位置付けました。基本目標の達成に向けて、各テーマの連携を図りながら施策を進めます。(詳細は各テーマのページをご覧ください。)

テーマ
4

いきる力を学び・育む

療育、教育、人材の確保・育成

94
ページへ

テーマ
5

働く、活動する、余暇を楽しむ

就労、福祉的就労、日中活動、移動支援
文化・スポーツ・レクリエーション

110
ページへ

4 くに どうこう 国の動向

(1) きょうせいしゃかい じつげん む 共生社会の実現に向けて…

しょうがいしゃしやく かか おも うご しょうがいしゃ けんり かん じょうやく い か しょうがいしゃけんり
障害者施策に関わる主な動きとしては、「**障害者の権利に関する条約**」(以下「**障害者権利**
じょうやく
条約」といいます。)の締結に必要な制度改革を行うために内閣に設置された「**障がい者制度**
かいかくすいしんかいぎ きほんてき ほうこう けんとう すず へいせい ねん がつ だいいちじいけん どうねん
改革推進会議」にて、基本的な方向の検討を進め、平成22年6月に「**第一次意見**」、同年12
がつ だいに じいけん
月に「**第二次意見**」をまとめました。

いけん う そうご こせい さい たようせい そんちよう じんかく みと あ きょうせいしゃかい じつ
その意見を受け「**相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実**
げん かか かんが もと しょうがいしゃせいどかいかく きほんてきほうこう こんご すず かた
現」を掲げることや、その考えを基にした「**障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方**」や
おうだんてきか だいい かいかく きほんてきほうこう こんご すず かた かくぎけつてい
「**横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方**」が閣議決定されました。

しょうがいしゃけんりじょうやく しゅし そ しょうがいしゃしやく すいしん はか しょうがいしゃ きほんほう
そして、**障害者権利条約**の趣旨に沿った**障害者施策**の推進を図るため、「**障害者基本法**」が
さべつ きんし ぼうさいおよ ぼうはん も こ がたち かいせい ねん がつ しこう
差別の禁止や防災及び防犯などを盛り込む形での改正となり、23年8月に施行されました。

ねん がつ ぎやくたい ほんけん ひと つうほう ぎ むづ じちたい ちょうさ ほご
また、24年6月に、虐待を発見した人の通報を義務付け、自治体などが調査・保護を
おな し く こうちく しょうがいしゃ たい しえん そち も こ しょうがいしゃぎやくたい
行う仕組みの構築など、**障害者**に対する支援のための措置を盛り込んだ「**障害者虐待の**
ぼうし しょうがいしゃ ようごしゃ たい しえんとう かん ほうりつ い か しょうがいしゃぎやくたいぼうしほう
防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「**障害者虐待防止法**」)といいま
せいつつ ねん がつ しょうがいしゃ さべつてきとりあつかい きんし じ
す。)が成立しました。そして、25年6月には、**障害者**への差別的取扱いの禁止について、自
ちたい 民間事業者ともに法的義務を設け、合理的配慮の不提供の禁止を、自治体には法的
ぎむ 民間事業者には努力義務として盛り込んだ「**障害を理由とする差別の解消の推進に関**
ほうりつ い か しょうがいしゃさべつかいしょうほう せいてい きんねん
する法律」(以下「**障害者差別解消法**」)といいます。)が制定されました。このように、近年は
しょうがいしゃきほんほう ほか おお せいどかいかく おこな
「**障害者基本法**」の他にも多くの制度改革が行われました。

せいどかいかく う ねん がつ しょうがいしゃけんりじょうやく しょうめい じょうきょう
そして、これらの制度改革を受け、19年9月に**障害者権利条約**に署名していた状況から、
ねん がつ ひじゅん しょうがいしゃ けんり じつげん む とりくみ いつそうきょうか あゆ すず
26年1月には**批准**をし、**障害者**の権利の実現に向けた取組を一層強化するための歩みを進め
ています。

(2) 自己決定・自己選択による地域生活へ…

障害福祉サービスの動向については、近年、地域生活支援を主眼として、市町村を中心にサービス提供を行う体制を構築してきました。

平成15年には、これまで行政がサービス内容を決定する「措置制度」を改め、障害者がサービスを選択し、サービスの利用者とサービスを提供する施設・事業者とが対等の関係に立って、契約に基づきサービスを利用するという「支援費制度」へ転換が図られました。

その後、障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにと、18年4月から「障害者自立支援法」が施行され、身体・知的・精神の三障害共通の仕組みでのサービス提供が開始されました。

この「障害者自立支援法」では、地域移行の促進や就労支援の強化などが盛り込まれたものの、これまでにない改革であったことから、法の定着を図るため、幾つかの施策が取られました。

また、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備などを図るため、「障がい者制度改革推進会議」で検討を重ねました。そして、23年8月には骨格提言としてまとめ、それらを踏まえたうえで、「障害者自立支援法」の一部を改正し「障害者総合支援法」が25年4月に施行されました。

ねんげつ 年月	くに どうこう 国の動向
へいせい ねん がつ 平成 18年 4月	しょうがいしゃじりつしえんほう しこう 【障害者自立支援法】施行 (しょうがいいちげんか しょうがいていどくぶんどうにゆう とう 3障害一元化 障害程度区分導入 等)
ねん がつ 19年 9月	しょうがいしゃけんりじょうやく しょうめい 【障害者権利条約】に署名
ねん がつ 22年 12月	しょうがいしゃじりつしえんほう かいせい 【障害者自立支援法】改正 (はつたつしょうがい たいしょう めいかくか 発達障害が対象として明確化)
ねん がつ 23年 8月	しょうがいしゃきほんほう かいせい 【障害者基本法】改正 (さべつ きんし きょういく はいりよ とう 差別の禁止、教育の配慮 等)
ねん がつ 24年 10月	しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう しこう 【障害者虐待防止法】施行
ねん がつ 25年 4月	しょうがいしゃそうごうしえんほう いちぶしこう 【障害者総合支援法】一部施行 (なんびょう ついか ちいせいかつしえん じぎょう ついかとう 難病の追加 地域生活支援事業の追加等)
	くにとう しょうがいしゃしゅうろうしせつとう ぶつぴんとう ちょうたつ すいしんとう かん ほうりつ 【国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律】 (い か しょうがいしゃゆうせんちょうたつすいしんほう しこう 以下「障害者優先調達推進法」という。)施行 (くに ちほうこうきょうだんたいとう ちょうたつほうしん さくてい 国、地方公共団体等は、調達方針を策定することとする。)
	しょうがいしゃ ほうていこようりつ ひ あ 障害者の法定雇用率の引き上げ (みんかん げんじ げんじ きょうせい げんじ ひ あ 民間1.8%→2%、行政2.1%→2.3%に引き上げ)
ねん がつ 25年 6月	しょうがいしゃさべつかいしょうほう せいりつ 【障害者差別解消法】成立 (へいせい ねん がつ しこうよてい 平成28年4月～施行予定) (さべつてきと あか きんし ごうりてきはいりよ ふていきょう きんし 差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止)
	しょうがいしゃ こよう そくしんとう かん ほうりつ い か しょうがいしゃこようそくしんほう 【障害者の雇用の促進等に関する法律】(以下「障害者雇用促進法」という。) かいせい 改正 (へいせい ねん がつ しこうよてい こようぶんや さべつ きんし 平成28年4月～施行予定：雇用分野における差別の禁止) (へいせい ねん がつ しこうよてい せいしんしょうがいしゃ ほうていこようりつ さんしゆつ くわ とう 平成30年4月～施行予定：精神障害者を法定雇用率の算出に加える 等)
ねん がつ 26年 1月	しょうがいしゃけんりじょうやく ひじゆん 【障害者権利条約】批准
ねん がつ 26年 4月	せいしんほけんおよびせいしんしょうがいしゃふくし かん ほうりつ い か せいしんほけんふくしほう 【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律】(以下「精神保健福祉法」という。) かいせい 改正 (ほごしゃせいど はいし 保護者制度の廃止)
	しょうがいしゃそうごうしえんほう しこう 【障害者総合支援法】施行 (ぐるーぷほーむ一元化・障害支援区分へ変更)



よこはまし
横浜市の
しょうがいふくし
障害福祉について

だい しょう よこはまし しょうがいふくし
第2章 横浜市の障害福祉について

1 よこはまし しょうがいふくし
横浜市の障害福祉

よこはまし ちてき しんたいしょうがいしゃ ふくししさく てんかい ちいきかつどう してん
(1) 横浜市の知的・身体障害者の福祉施策の展開(地域活動の視点から)

しょうわ ねんだい きょういくいんかい がくれいき たつ こ ほごしゃ たい こ がっこう しょうがく
昭和40年代は、教育委員会が学齢期に達した子の保護者に対し、その子を学校に就学させる義務を猶予または免除する法律が、障害児に適用されていた時代でした。

じょうぎょうか ほんし かぞ ちてきしょうがいじ しゃしせつ こうせつ
そのような状況下においても、本市には、数えるほどの知的障害児・者施設しかなく、公設の「と
がくえん がくえん しゅうがくゆうよ めんじょ こ いちぶ かよ おお
きわ学園」や「さざんか学園」に、就学猶予・免除された子どもたちの一部が通っており、多く
かぞく めんどう み じだい
は「家族が面倒を見る」というような時代でした。

とうじしょうがいしゃしさく せきむ とどうふけん ほんし どくじ しさく てんかい
また、当時障害者施策の責務は都道府県にあり、本市が独自に施策を展開していくことが
むづか じだい
難しい時代でもありました。

じだい なか しない しょうがいじ ほごしゃ た あ しょうがいじ りょういく れくり
このような時代の中で、市内で障害児の保護者たちが立ち上がり、障害児の療育・レクリ
えーしょん ほごしゃ がくしゅうかい おこな ちいきくんれんかい せいじん しょうがいしゃ にちゅうかつどう ば
エーションや保護者の学習会などを行う「地域訓練会」、成人した障害者の日中活動の場とし
ちいきさぎょうしょ た あ かつどう すす ご ちいき く つづ す
て「地域作業所」を立ち上げて活動を進めました。その後、地域で暮らし続けられる住まい
ぎょうせい とも けんどう かせ ぐるーぷ ほーむ せいどか
について、行政と共に検討を重ね、「グループホーム」の制度化へつながっていきます。

かつどう たい じよせいせいでそうせつ ようぼう ほんし ひつよう しえん
これらの活動に対する助成制度創設の要望をいただき、本市としても必要な支援として
うんえいひ じよせい かいし
運営費の助成を開始しました。

かつどう ちゅうしん おも しょうがいしゃ かぞく せつりつ よこはましざいたく
そして、この活動の中心にあったのが、重い障害者の家族によって設立された「横浜市在宅
しょうがいじえんごきょうかい い か ざいせんきょう よこはまし ざいせんきょう ほじょ おこな
障害児援護協会*」(以下「在援協」といいます。)であり、横浜市は、この在援協に補助を行い、
ざいせんきょう かくくんれんかい よこはまししょうがいしゃちいきさぎょうしょ い か ちいきさぎょうしょ うんえいひ
在援協が各訓練会や横浜市障害者地域作業所(以下「地域作業所」といいます。)へ運営費
じよせい おこな
として、助成を行ってきました。

おも しょうがい ひと かぞく ねん しょうわ ねん せつりつ せつりつとうじ しょうがいじ ほいくかつどう
1…重い障害のある人の家族によって、1973年(昭和48年)に設立されました。設立当時、障害児の保育活動
ぐるーぷ ちいきくんれんかい しえん ちから そぞ ご ちいきさぎょうしょ しょうがいしゃ ちいきかつどう ほーむ
グループ(地域訓練会)の支援に力を注いでいましたが、その後は地域作業所、障害者地域活動ホームとい
にちゅうかつどう べ しえん く べ ぐるーぷ ほーむ ひろ しょうがいしゃ ちいきさぎょうしょ
った日中活動の場を支援しながら、暮らしの場であるグループホームへとその支援の範囲を広げ、総合的に
しょうがいじしゃ ちいきせいかつ すいしん のち ざいたくしょうがいじえんごきょうかい ざいたくしょうがいしゃえんごきょうかい
障害児者の地域生活を推進してきました。また、後に「在宅障害児援護協会」から「在宅障害者援護協会」へ
めいしやう へんこう じょ しゃかいふくしほうじんよこはまししゃかいふくしきょうぎかい そしきいったいか へ よこはまししゃかい
と、名称を変更しました。その後、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会との組織一体化を経て、横浜市社会
ふくしきょうぎかいしょうがいじしゃえんせんたー い か しょうがいしゃえんせんたー ざいせんきょう りねん しえん
福祉協議会障害者支援センター(以下「障害者支援センター」といいます。)として、在援協の理念や支援を
けいしやう かつどう しゃかいふくしほうじん よこはまししゃかいふくしきょうぎかい ほーむ ペーじ いんよう
継承し、活動しています。(社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会のホームページから引用)

当事者の活動が広がる中、その活動場所の確保に苦慮していたことから、運営団体と本市の助成金をもとに、安定的な地域活動の場として「横浜市障害者地域活動ホーム」（以下地活ホーム）といます。）の建設を開始し、昭和55年から平成6年までの間に、市内で23か所建設しました。

そして、地活ホームの目的は「地域生活の拠点」へと転換していきました。そのような中で、運営委員会の統合や職員体制の一体化等による運営体制の効率化や、地活ホームの機能充実が求められてきたことから、平成7年度から夜間の介助や見守りを行う「ショートステイ事業」等を始めたことで「機能強化」が行われました。25年10月までで、すべての地活ホームに行われ、形を「機能強化型障害者地域活動ホーム」（以下「機能強化型地活ホーム」といいます。）と変えてきました。

しかし、障害児・者が、自宅での生活から、地域での生活へ転換していく中で、機能強化型地活ホームが地域の拠点として全てを担っていくには、施設や事業の規模が小さいために、非常に困難な状況が発生してきました。

そこで、この機能強化型の「発展形」として、施設や事業の規模を拡大した地域生活の拠点「社会福祉法人型障害者地域活動ホーム」（以下「社会福祉法人型地活ホーム」といいます。）の設置を平成11年から開始しました。

この社会福祉法人型地活ホームでは、相談支援事業として専任の職員配置やショートステイの機能など、多彩な機能を備えています。

平成25年3月には、市内各区1館整備を完了し、地域生活の拠点としての役割を担い、活動を進めています。

一方、社会福祉法人における通所施設の支援では、重症心身障害者の地域生活を支援するため、昭和61年に、重症心身障害者にとって初めての通所施設を全国に先駆けて整備しました。この取組は、その後の本市における重症心身障害者の生活の姿を大きく変えるものとなりました。

また、平成5年度の知的障害者福祉法改正により、大都市特例が導入され、それまで都道府県が行っていた障害者施策の権限が政令指定都市に移譲されたことにより、本市独自の展開が可能となりました。

それを受けて、社会福祉法人における入所施設の支援では、いち早くユニット化（小舎制）・個室化を導入し、施設生活の質の向上だけでなく、地域生活移行を想定した支援が行えるよう、取組を行ってきました。

(2) 横浜市の精神障害者の保健福祉施策の展開

いっぽう せいしんしょうがい なが いりょう たいしょう ふくし たいしょう
一方で、精神障害については長く医療の対象とされ、福祉の対象とはなっていませんでした。

そうした中 なか ほんし ぜんこくてき しさくてんかい そうき しょうわ ねん ほけん
そうした中で本市においては、全国的な施策展開よりはるかに早期の昭和23年から保健

じょ とうじ いりょうしゃかいじぎょういん はいち く せいしんえいせいそうだんじょ もう はってん
所（当時）に医療社会事業員を配置し、3区に精神衛生相談所を設け、これを発展させて、

ぜんく せんニン いりょうそーしゃるわーかー はいち いりょうそーしゃるわーかー ちゅうしん
全区に専任の医療ソーシャルワーカーを配置してきました。医療ソーシャルワーカーが中心

かぞくかい そうせつ ご よこはましせいしんしょうがいしゃちいきさぎょうしょ い か せいしんしょうがいしゃちいき
となって、家族会の創設やその後の横浜市精神障害者地域作業所（以下「精神障害者地域

さぎょうしょ せっち さまざま ちいきかつどう てんかい ねん ほん
作業所」といいます。）の設置など、様々な地域活動を展開してきました。57年に初めて2か

しょ せいしんしょうがいしゃちいきさぎょうしょ かいしょ びょういん そと しゃかいふっき ぼしょ
所の精神障害者地域作業所が開所し、「病院の外」で社会復帰の場所ができました。そして

ねん しゃかいふっきしせつ ほん ほうりつじょうい ちづ へいせいがんねん ほん せいしんしょうがいしゃ
62年、社会復帰施設が初めて法律上位置付けられ、平成元年には初めて精神障害者のため

じゅさんしせつ しない せっち しゃかいふっき ふくししせつ せいび
の授産施設が市内に設置されるなど、社会復帰のための福祉施設が整備されてきました。ま

た、この頃から県レベルでの当事者活動が開始され、本市の障害者も参加しました。その後、

へいせい ねん せいしんしょうがいしゃ ちいきせいかつ しえん きよてん そうだんしえんじぎょう い ぼしょ ていきょう
平成11年に精神障害者への地域生活を支援する拠点として、相談支援事業や居場所の提供

さーびす ちいきこうりゅう さまざま きのう そな よこはましせいしんしょうがいしゃせいかつしえんせんた
などのサービスから地域交流まで、様々な機能を備えた、横浜市精神障害者生活支援センタ

ー い か せいかつしえんせんたー せっち かいし ねん がつ し
ー（以下「生活支援センター」といいます。）の設置を開始しました。そして25年3月に市

ないかくく かんせいび かんりょう
内各区に1館整備が完了しています。

こんご せいしんしょうがい しつぺい しょうがい あわ も はいりよ しさくてんかい ひつよう
今後とも精神障害は「疾病」と「障害」を併せ持っていることに配慮した施策展開が必要です。

【平成21年度以降の横浜市の障害福祉施策】

ねんげつ 年月	よこはまし けいい 横浜市の経緯
へいせい ねん がつ 平成 21年 4月	だい きしょうがいしゃぶらん さくてい 第2期障害者プランを策定
ねん がつ 22年 4月	ざいたくしんしんしょうがいしゃてあて はいし しょうがいしゃしさをすいしんきょうぎかいとう ぎろん ふ 在宅心身障害者手当を廃止し、障害者施策推進協議会等での議論を踏まえて しょうらい しさを かいし 「将来にわたるあんしん施策」を開始
ねん がつ 22年 10月	よこはまししょうがいしゃこうけんできしえんせいど い か こうけんできしえんせいど く 横浜市障害者後見的支援制度（以下「後見的支援制度」という。）を4区で かいし 開始
ねん がつ 24年 4月	だい きしょうがいしゃぶらん かいていばん さくてい 第2期障害者プラン改定版を策定 かながわけん じぎょうしゃしていぎょうむ いかん 神奈川県から事業者指定業務が移管される
ねん がつ 24年 10月	よこはまししょうがいしゃぎゃくたいぼうしせんたー かいせつ 横浜市障害者虐待防止センターの開設 よこはまし たきのうがたきよてん い か たきのうがたきよてん しよめ かいしよ 横浜市多機能型拠点（以下「多機能型拠点」という。）1か所目の開所
ねん がつ 25年 3月	こうけんできしえんせいど あら く かいし けい く 後見的支援制度を新たに3区で開始（計7区） しゃかいふくしほうじんがたちかつほーむ くせいびかんりょう 社会福祉法人型地活ホームの18区整備完了 せいかつしえんせんたー くせいびかんりょう 生活支援センターの18区整備完了
ねん がつ 25年 4月	いどうしえんしさをさいこうちく じっし いちぶ へいせい ねん がつ じっし 「移動支援施策の再構築」を実施（一部は平成25年10月から実施） よこはまし しょうがいしゃしゅうろうしせつとう ぶつびんとう ちやうたつほうしん ねんど 「横浜市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を年度ごとに さくせい 作成 よこはまししょうがいしゃしゅうろうしえんせんたー い か しゅうろうしえんせんたー 横浜市障害者就労支援センター（以下「就労支援センター」という。） しよめ かいしよ 9か所目の開所 よこはましちいきりょういくせんたー い か ちいきりょういくせんたー しよめ 横浜市地域療育センター（以下「地域療育センター」という。）8か所目の かいしよ 開所
ねん がつ 25年 10月	たきのうがたきよてん しよめ かいしよ 多機能型拠点2か所目の開所
ねん がつ 26年 3月	こうけんできしえんせいど あら く かいし けい く 後見的支援制度を新たに4区で開始（計11区）
ねん がつ 27年 3月	だい きしょうがいしゃぶらん けいかくきかんしゅうりょう 第2期障害者プラン 計画期間終了 こうけんできしえんせいど あら く かいし けい く 後見的支援制度を新たに3区で開始（計14区）
ねん がつ 27年 4月	だい きしょうがいしゃぶらん さくてい 第3期障害者プランを策定

2 横浜市の各障害者手帳等統計の推移

(1) 横浜市の障害者手帳所持者数

横浜市発行の各障害者手帳（身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳）の平成26年3月末時点での所持者数の合計は、約14万9千人（横浜市全体人口比で4.03%）となっています。

表1によると21年の約12万5千人から、現在までに、約2万3千人増加し（増加率約18.9%）、年々所持者数が伸びていることがわかります。

また、表2からわかるように、障害者手帳所持者数の増加率については、ここ数年3%から4%の間で推移しており、横浜市人口の増加率と比べても大きいことから、障害者手帳所持者の割合が増えてきているといえます。今後も障害者手帳所持者数の割合は増えていくことが推測されます。

表1 横浜市人口と障害者手帳所持者数の比較

(3月末時点、ただし、横浜市人口のみ4月1日時点。以下同様) (人)

	21年	22年	23年	24年	25年	26年
横浜市人口	3,659,010	3,672,985	3,686,481	3,688,624	3,693,788	3,702,093
身体障害者	89,607	90,322	91,605	94,291	96,114	98,706
知的障害者	18,674	19,751	20,807	21,864	23,005	24,171
精神障害者	17,304	19,152	20,912	22,785	24,538	26,475
手帳所持者全体	125,585	129,225	133,324	138,940	143,657	149,352
横浜市人口における障害者手帳所持者数割合	3.43%	3.52%	3.62%	3.77%	3.89%	4.03%

表2 横浜市人口と障害者手帳所持者数の増加数の比較

(人)

	21~22年	22~23年	23~24年	24~25年	25~26年
横浜市人口増加数	13,975	13,496	2,143	5,164	8,305
(増加率)	(0.38%)	(0.37%)	(0.06%)	(0.14%)	(0.22%)
手帳所持者の増加数	3,640	4,099	5,616	4,717	5,695
(増加率)	(2.90%)	(3.17%)	(4.21%)	(3.39%)	(3.96%)

図1 市人口と手帳所持者の増加数の推移

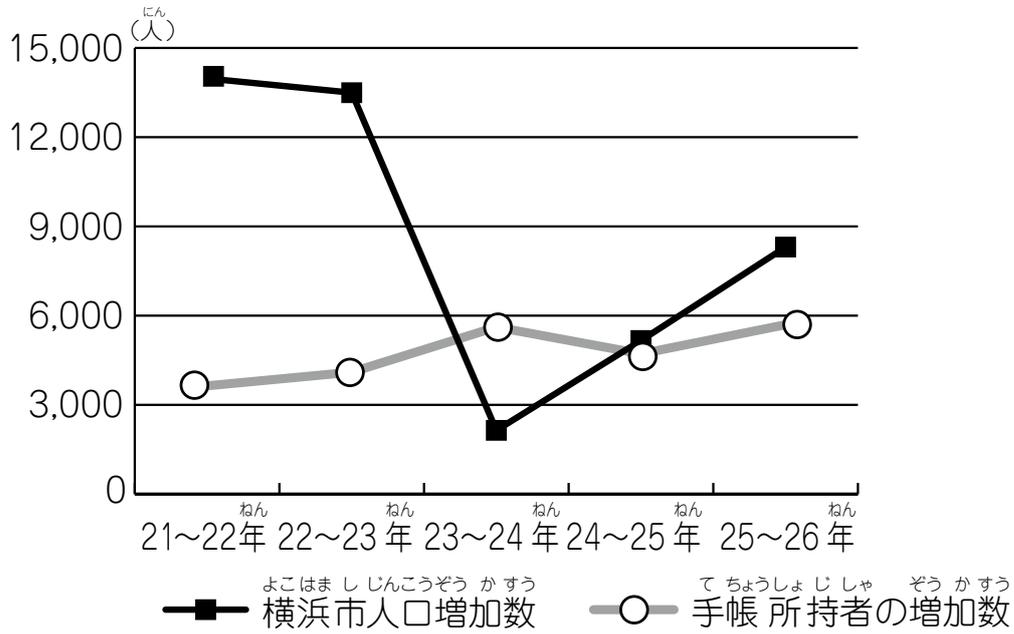
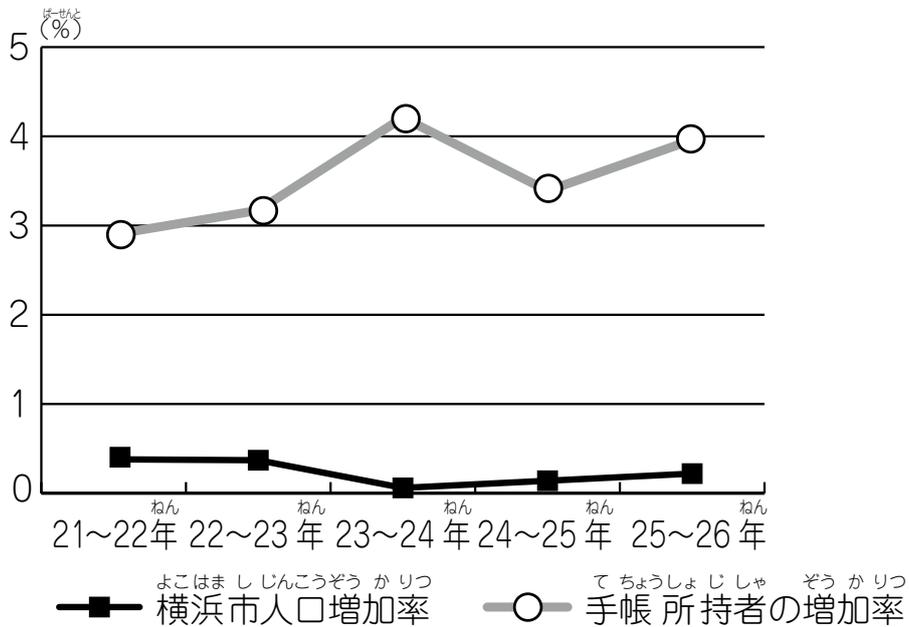


図2 市人口と手帳所持者の増加率の推移



(2) 障害別の状況

ア 身体障害者手帳

表3によると、手帳所持者数は、肢体不自由が最も多く、次いで、内部障害となっており、それ以外の障害も年々増加しています。

また、表4からわかるように、18歳から65歳未満の人数が横ばいとなっているのに対して、65歳以上の人数は、年々増加しています。

表3 身体障害者手帳 障害状況別推移

各年3月末時点（人）

	21年	22年	23年	24年	25年	26年
視覚障害	6,276	6,227	6,177	6,400	6,441	6,435
聴覚・平衡機能障害	7,582	7,630	7,764	7,987	8,083	8,321
音声・言語・そしゃく機能障害	886	885	885	946	957	964
肢体不自由	49,146	49,408	49,647	50,706	51,519	52,813
内部障害	25,717	26,172	27,132	28,252	29,114	30,173
計	89,607	90,322	91,605	94,291	96,114	98,706

表4 身体障害者手帳所持者数の年齢別推移

各年3月末時点（人）

	21年	22年	23年	24年	25年	26年
18歳未満 (下段：全体に占める割合)	2,385 (2.7%)	2,367 (2.6%)	2,383 (2.6%)	2,423 (2.6%)	2,425 (2.5%)	2,469 (2.5%)
18～65歳未満 (下段：全体に占める割合)	30,512 (34.1%)	29,997 (33.2%)	30,197 (33.0%)	30,332 (32.2%)	29,702 (30.9%)	29,509 (29.9%)
65歳以上 (下段：全体に占める割合)	56,710 (63.3%)	57,958 (64.2%)	59,025 (64.4%)	61,536 (65.3%)	63,987 (66.6%)	66,728 (67.6%)
計	89,607	90,322	91,605	94,291	96,114	98,706

図3 身体障害者 障害状況別推移

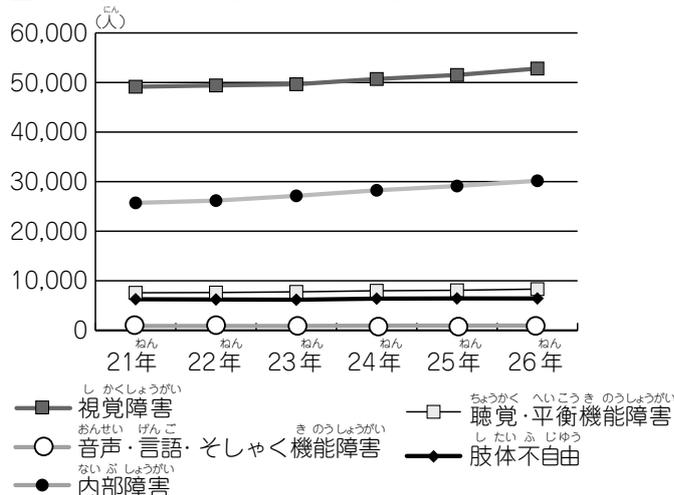
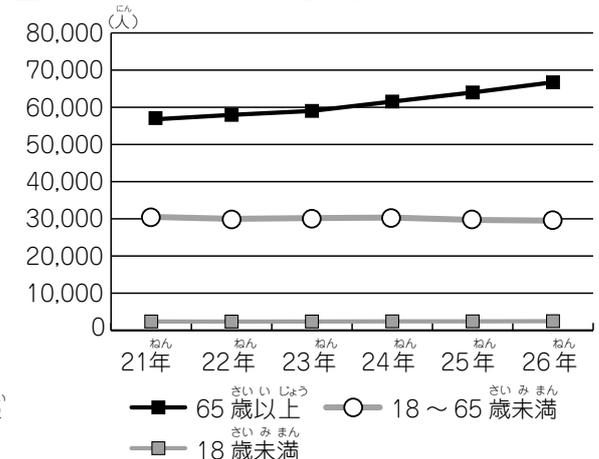


図4 身体障害者 年齢別推移



イ 愛の手帳 (療育手帳)

表5によると、26年3月末時点では、21年と比べ、5千5百人以上増えています。中でも、B2の手帳を所持している方が、約3千3百人と、全体の増加数の約6割を占めています。

また、表6からわかるように、全体の所持者数における各年齢の所持者数の割合は、この6年間を通して、ほぼ横ばいとなっています。

表5 愛の手帳 障害程度別推移

各年3月末時点 (人)

	21年	22年	23年	24年	25年	26年
A1	4,062	4,211	4,351	4,502	4,629	4,775
A2	4,151	4,258	4,383	4,487	4,617	4,706
B1	4,487	4,669	4,829	5,004	5,164	5,366
B2	5,974	6,613	7,244	7,871	8,595	9,324
計	18,674	19,751	20,807	21,864	23,005	24,171

※参考 A1…IQ20以下、A2…IQ21～35、B1…IQ36～50、B2…IQ51～75

表6 愛の手帳所持者数の年齢別推移

各年3月末時点 (人)

	21年	22年	23年	24年	25年	26年
18歳未満 (下段：全体に占める割合)	7,059 (37.8%)	7,508 (38.0%)	7,941 (38.2%)	8,315 (38.0%)	8,761 (38.1%)	9,172 (37.9%)
18～65歳未満 (下段：全体に占める割合)	11,173 (59.8%)	11,770 (59.6%)	12,377 (59.5%)	13,010 (59.5%)	13,636 (59.3%)	14,312 (59.2%)
65歳以上 (下段：全体に占める割合)	442 (2.4%)	473 (2.4%)	489 (2.4%)	539 (2.5%)	608 (2.6%)	687 (2.8%)
計	18,674	19,751	20,807	21,864	23,005	24,171

図5 愛の手帳 障害程度別推移

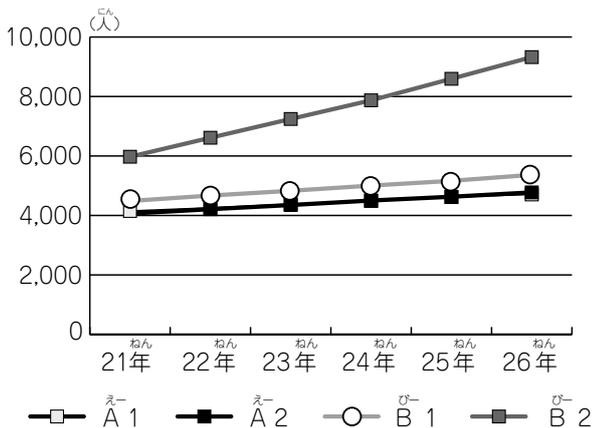
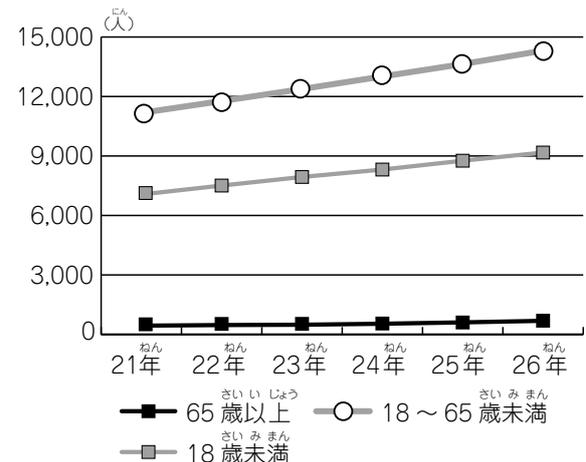


図6 愛の手帳 年齢別推移



ウ 精神障害者保健福祉手帳

身体障害・知的障害・精神障害の3障害の手帳所持者のうち、この5年間でもっとも増加してきているのが、精神障害です。表7からわかるように、平成26年3月末時点では、21年と比べ、9千人以上増えており、特に2級が約5千人（約1.5倍）増えています。

また、表8からわかるように、20歳～65歳未満の所持者数が大きく増加してきている傾向に対し、20歳未満の所持者数はほぼ横ばい、65歳以上の所持者数は、若干の増加という傾向となっています。

表7 精神障害者保健福祉手帳 等級別推移

各年3月末時点（人）

	21年	22年	23年	24年	25年	26年
1級	2,206	2,355	2,499	2,669	2,694	2,870
2級	9,341	10,309	11,368	12,387	13,399	14,497
3級	5,757	6,488	7,045	7,729	8,445	9,108
計	17,304	19,152	20,912	22,785	24,538	26,475

表8 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別推移

各年3月末時点（人）

	21年	22年	23年	24年	25年	26年
20歳未満 (下段：全体に占める割合)	139 (0.8%)	180 (0.9%)	234 (1.1%)	298 (1.3%)	408 (1.7%)	493 (1.9%)
20～65歳未満 (下段：全体に占める割合)	15,111 (87.3%)	16,649 (86.9%)	18,156 (86.8%)	19,663 (86.3%)	20,952 (85.4%)	22,355 (84.4%)
65歳以上 (下段：全体に占める割合)	2,054 (11.9%)	2,323 (12.1%)	2,522 (12.1%)	2,824 (12.4%)	3,178 (13.0%)	3,627 (13.7%)
計	17,304	19,152	20,912	22,785	24,538	26,475

※精神障害者保健福祉手帳については、18歳未満での統計を取っていないため、20歳未満としています。

図7 精神障害者 等級別推移

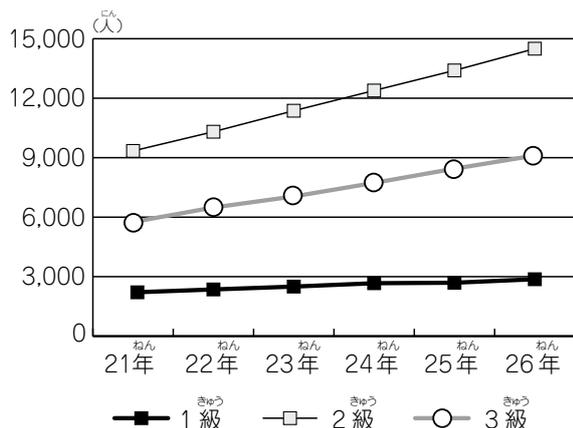
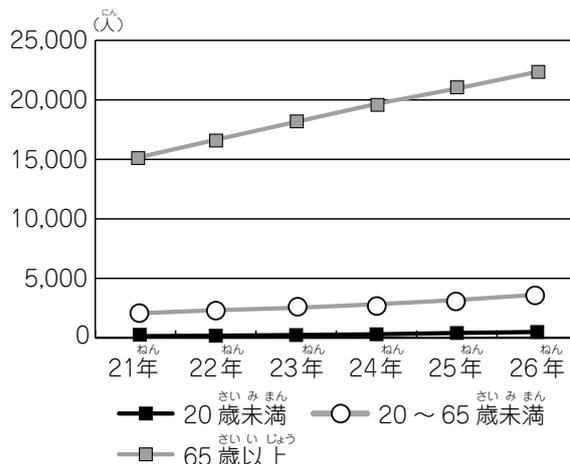


図8 精神障害者 年齢別推移



え 横浜市の難病患者数 (特定疾患医療受給者証所持者数)

平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、制度の谷間の無い支援を行うため、障害者の範囲に、新たに難病等を加えました。

このことにより、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病(130疾病及び関節リウマチ)に罹患している難病患者等で、症状の変動があり身体障害者手帳を取得することができなかった方が、障害福祉サービスを利用できることとなりました。

その後、国の障害者総合支援法対象疾病検討会での議論を経て、27年1月には対象疾病が130疾病から151疾病へと拡大されました。

今後、障害福祉サービスの推進に当たっては、難病等の患者数も考慮しながら、進めていきます。

(参考) 神奈川県 特定疾患医療受給者証所持者数 *1 (56 疾患)

横浜市 (各年3月末現在)

21年	22年	23年	24年	25年	26年
17,835人	18,775人	19,797人	20,898人	22,065人	23,157人

※ 法律施行により、今後大きな変更が見込まれます。

*1…特定疾患

原因が不明で治療方法が確立していないいわゆる難病のうち、厚生労働省が定める疾患を「特定疾患」といいます。

それを受けて、障害児・者が地域で安心して暮らすために必要な、日常生活の見守りや将来の不安に関する相談等を行う、後見的支援制度を開始しました。

また、常に医療的ケアが必要な重症心身障害児・者やその家族の地域での暮らしを支援するため、その支援機能を一体的に提供できる拠点として、多機能型拠点の整備を開始しました。

おも じぎょうめい 主な事業名 (*1)	とうしょくもくひょう 当初目標 (第2期改定時)	へいせい ねんどまつじせき 平成 26 年度末実績 (見込み)	しんこう 進行 状況
こうけんてきしえんすいしんじぎょう 後見的支援推進事業	かくじゅう 拡充	るいけい く 累計 14 区	○
たきのうがたきよてん せいび 多機能型拠点の整備	かくじゅう 拡充	かんかいしょ かんめせいびかいし 2 館開所、3 館目整備開始	△
きんきゅうじ ほつとらいん 緊急時ホットライン	けんとう 検討	ぶない けんとう おこな ほんじぎょう 部内で検討を行い、本事業として の実施は見送り	×

進行状況の説明

- ：想定した目標を達成し、想定したとおりの効果が得られた。
- △：一定程度の効果は得られた。
- ×

【振り返り】

後見的支援制度の実施区の展開は、概ね想定どおりの進捗となりました。後見的支援制度は、親亡き後の不安の解消のために期待も大きく、利用者及び家族にアンケートを実施した結果、利用者の79%、家族の89%以上が「登録して良かった」という回答だったこと等もあり、早急に18区展開を行う必要があります。

また、多機能型拠点の整備についても、早期に整備してほしいという要望が多く、市としても医療が必要な方の地域生活支援のさらなる充実が必要との認識から、整備手法を検討しながら、早急に市内6か所への整備を進めていく必要があります。

なお、緊急時ホットラインについては、平成22年度から検討を進めてきましたが、実効性のある手法を見出すことができなかったため、本事業としての実施は見送ることとし、代替する仕組みについては、引き続き検討していきます。

*1…あんしん施策の項目から主な事業を抜粋し、実績は簡略化しています。全事業の振り返りの詳細については、資料編をご覧ください。(以下、同様とします。)

おも じぎょうめい 主な事業名	とうしよもくひょう 当初目標 だい き かい てい じ (第2期改定時)	へいせい ねん どもつじっせき 平成26年度末実績 み こ (見込み)	しんこう 進行 じょうきょう 状況
しょうがいしゃいどうしえんじぎょう 障害者移動支援事業	すいしん 推進	せいど み なお じっし ●制度見直し実施 つうがく つうしよしえん じっし ●通学・通所支援の実施	○
いどうじょうほうせんたーうんぎょう 移動情報センター運営事業	かくじゅう く けんとう 拡充9区・検討	るいけい く 累計9区	○
しょうがいじしゃ 障害児者の いりょうかんきょうすいしん じぎょう 医療環境推進 事業	すいしん 推進	ちてきしょうがいしゃたいおうせんもんがいらい じっし ●知的障害者対応専門外来の実施 いりょうじゅうじしゃ けんしゅうじっし ●医療従事者への研修実施	△
ふくしじんざい かくほ いくせい 福祉人材の確保・育成	すいしん 推進	しゅうしよくふ え あじっし ●就職フェア実施 らいじょうしやすう にん へいせい ねん 来場者数：130人（平成26年9 がつじっし 月実施） さいようにんずう るいけい にん 採用人数：累計45人 がいどへるぼーすきるあつぷけんしゅう ●ガイドヘルパースキルアップ研修 さーびすていきょうせきにんしやむ サービス提供責任者向け るいけい にん 累計694人 がいどへるぼーげんにんしやむ ガイドヘルパー現任者向け るいけい にん 累計1,175人	○
せいしんしょうがいしゃ かぞくしえんじぎょう 精神障害者の家族支援事業	すいしん 推進	きんきゅうたいざいばしよ るいけい にち ●緊急滞在所：累計483日 こうじゅうかい こうざじっし こうざ ●講習会：4講座実施、1講座に つかいかいさい へいせい ねん ども つき5回開催（平成26年度）	○

ふ かい
【振り返り】

ほうもんかんごし しょうがいじ しゃしせつ たい しょうがいとくせい りかい けんしゅうじっし しょうがいしゃ
訪問看護師や障害児・者施設に対する障害特性を理解するための研修実施や、障害者
いどうしえんしざくたいけい さいこうちく じっし おおむ そうてい しん
移動支援施策体系の再構築の実施など、概ね想定どおりの進捗となりました。

いりょうじゅうじしゃ たい しょうがいりかい きかい れいねん きぼ かいさい
しかし、医療従事者に対する障害理解の機会については、例年どおりの規模での開催に
なっており、訪問看護の事業所等が増加しているにもかかわらず、拡充が図られていない
じょうきょう ひ つづ とく ひつよう
状況であり、引き続き、取り組んでいく必要があります。

いどうしえん がいどへるぼー がいどぼらんてい あ はくつ いくせい とま
また、移動支援については、ガイドヘルパー・ガイドボランティアの発掘・育成に伴
りようじょうきょう かいぜん いどうじょうほうせんたー きのうとう じゅうじつ はか ひつよう
う利用状況の改善や、移動情報センター機能等の充実を図る必要があります。

じんざい かくほ いくせい ちやくじつ とく けんしよくふ え あ らいじょうしや
さらに、人材の確保・育成について、着実に取り組みましたが、就職フェアでの来場者
げんしやう つづ こんご こうかてき しゅほう みなお ひつよう
の減少が続いており、今後、効果的な手法へと見直していく必要があります。

(2) 重点施策

第1期での振り返りから、各項目について第1期に構築した内容を、より充実させ強化していくことが必要と考え、基本的な方向性を継承しながら、新たに発達障害の視点を加え、7つの項目を設定し進めてきました。

また、これらの重点施策を進めていくに当たっては、障害特性や乳幼児期から高齢期におけるそれぞれのライフステージに応じた課題に対応していくという視点に立って施策の充実に取り組みできました。

重点施策1 普及・啓発のさらなる充実

障害のある人もない人も同じように地域で生活することができる社会の実現を目指し、すべての人が、疾病や障害に対する正しい理解を深めることが重要と考え、当事者や市民団体による普及・啓発活動への支援等に取り組んできました。

第2期では、市内の障害福祉関係団体・機関で組織する、セイフティーネットプロジェクト横浜（P.47参照）への活動支援や、当事者による市庁舎等でのパン販売を行うことにより、障害理解の促進を図る「わたしは街のパンやさん」事業を継続して実施してきました。

また、障害者週間における障害者のコンサートや芸術作品展などの実施、また小学生を対象として、夏休み期間に車いすの利用や点字を読む体験を行うなど、障害理解促進のためのイベントを開催しました。

さらには、特別支援学校の児童生徒が、居住地の小・中学校の児童生徒と一緒に学ぶための仕組みである、副学籍による交流教育及び共同学習を通じた学齢期への障害理解の促進など、様々な普及・啓発を進めてきました。

おも じぎょうめい 主な事業名	とうしょもくひょう 当初目標 だい き かい てい じ (第2期改定時)	へいせい ねんどもつじつせき 平成26年度末実績 みこ (見込み)	しんこう 進行 じょうきょう 状況
とうじしゃ しみんだんたい 当事者や市民団体による ふきゅう けいはつかつどう しえん 普及・啓発活動への支援	すいしん 推進	ふきゅう けいはつ いべんと とう じっし 普及・啓発イベント等の実施	△
ふくがくせき こうりゅうきょういく 副学籍による交流教育 およ きょうどうがくしゅう 及び共同学習	すいしん 推進	じっしりつ へいせい ねんど 実施率(平成25年度) しょうがくぶ せり 小学部 42% ちゅうがくぶ せり 中学部 9%	○

【振り返り】

各種イベント等を開催した後、さらに別の取組等へ広がっていくことが大切ですが、そこまでは取り組むことができませんでした。

また、障害の理解を進めていくためには、早い段階から障害児と健常児が、様々な生活の場を共有し、交流を促進していくことが重要です。

第2期で取り組んできた事業を継続するほか、小学校期における交流を進め、子どもの時から障害理解が図られる機会を提供していくことによって、啓発を効果的なものとすることができると考えます。

重点施策2 相談支援システムの機能強化

障害児・者やその家族が、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現を目指し、どこに相談しても適切に課題解決が行えるようにするため、情報提供から一般相談、緊急性及び専門性を必要とする相談を、一体的に支援していく相談体制の構築・推進に取り組みました。

第2期では、相談支援システムを広めるために、各区の横浜市障害者相談支援事業地域自立支援協議会（以下「区自立支援協議会」といいます。）などを活用した相談支援体制の普及活動に取り組むとともに、相談業務に関わる人材の育成を図るため、相談支援従事者初任者研修及び現任者研修に加え、事例検討研修等を実施してきました。また、研修体系の整理に向けた取組を開始するなど、相談体制の強化を進めました。

さらには、当事者相談を「ピア相談センター」として一つにまとめ、障害者スポーツ文化センター横浜ラポール（以下「横浜ラポール」といいます。）にある横浜市障害者社会参加推進センター（以下「社会参加推進センター」といいます。）内に設置し、相談支援機関等へ相談員の派遣を開始しました。

おも じぎょうめい 主な事業名	とうしよもくひょう 当初目標 だい き かい てい じ (第2期改定時)	へいせい ねんどまつじっせき 平成26年度末実績 み こ (見込み)	しんこう 進行 じょうきやう 状況
そうだんしえんしすてむ ふきゆう 相談支援システムの普及 ひろ (広める)	すいしん 推進	くじりつしえんきやうぎかい ほんにん かぞく 区自立支援協議会で本人・家族への ふきゆうかつどう てんかい 普及活動を展開	△
そうだんしえんじゆうじしゃ ようせい 相談支援従事者の養成	すいしん 推進	そうだんしえんじゆうじしゃ かか けんしゅう じっし 相談支援従事者に関わる研修の実施	△
とうじしゃそうだん すいしん ふか 当事者相談の推進（深める）	すいしん 推進	ぴあ そうだんせんたー しゅうやくか ピア相談センターの集約化	○

【振り返り】

区自立支援協議会において、区内にある事業者や本人及び家族等への相談支援体制や計画相談支援等諸制度の周知に取り組んできたことにより、区内事業者間の連携の構築には一定の効果が表れていますが、本人等からは「どこに相談したらよいかわからない」との声もあるなど、その取組には課題が残っています。

また、各区の区自立支援協議会の活動内容には差があるため、全市的に取り組むテーマ等の設定を検討する必要があります。

さらに、計画相談支援の対象者拡大に伴い、これまで築いてきた相談支援体制の見直しも必要になっています。また、それぞれの機関で活躍する相談支援従事者に加え、計画相談支援を実施する指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の質の向上についても、今後、さらに力を入れて取り組む必要があります。

重点施策3 地域生活を総合的に支える仕組み

障害児・者やその家族が、安心して地域での生活を継続していくためには、一人ひとりの障害特性や意向を踏まえた総合的な支援の仕組みを構築することが必要と考え、施策に取り組んできました。

第2期では社会福祉法人型地活ホームや生活支援センター、多機能型拠点の整備など、ハード面の整備を実施するとともに、横浜市障害者自立生活アシスタント事業（以下「自立生活アシスタント」といいます。）の推進や移動支援施策体系の再構築を行うなど、ソフト面における事業も着実に進め、地域で安心して暮らせるように、社会資源の充実を図ってきました。

また、安心できる住まいの確保を目指し、グループホームの設置促進を図ってきました。

おも じぎょうめい 主な事業名	とうしよくひょう 当初目標 だい きかいていじ (第2期改定時)	へいせい ねんどもまつじつせき 平成26年度末実績 みこ (見込み)	しんこう 進行 じょうきょう 状況
ちいきせいかつ しえん きよてんしせつ 地域生活を支援する拠点施設 せいび きのうかくじゅう の整備と機能拡充	すいしん 推進	ちかつほーむ 41か所 (累計) せいしかつしえんせんたー 生活支援センター 18か所 (累計)	○
じりつせいかつあしすたん 自立生活アシスタント	すいしん 推進	じぎょうしよ 36事業所	○
ぐるーぷほーむ せっちそくしん グループホームの設置促進	680か所 3,400人	647か所 (累計) 3,510人分	○

【振り返り】

社会福祉法人型地活ホームや多機能型拠点の整備、また、自立生活アシスタントの拡充などにより、地域生活支援の充実を図ることができましたが、医療的ケアが必要な方からは、さらに生活支援の充実を求める声があります。

今後は、多機能型拠点の整備推進や、これまで整備してきた社会資源の一層の活用のほか、障害児・者の受診環境充実のために、医療機関のネットワーク構築などの取組を進め、安心した地域生活を送れる環境を整えていく必要があります。

また、グループホームの設置については、当初想定したとおりに進めるとともに、福祉施設から地域生活への移行なども進めてきました。しかし、多くの入所施設サービスを必要とする方がいることから、さらなる地域移行の取組を進めていくことが必要です。

精神障害者の地域移行に関わる目標値には届いていない状況があります。引き続き、生活支援センターで行っている横浜市精神障害者地域移行・地域定着支援事業（以下「精神障害者地域移行・定着支援」といいます。）と法定サービスである指定地域移行支援（以下「地域移行支援」といいます。）を活用し、国の動向も踏まえながら、地域移行を促進していくことが必要です。

重点施策4 医療環境・医療体制の充実

障害児・者やその家族が、地域で生活するためには、身近なところに安心して受診できる医療機関があり、適切な医療を受けられることが必要と考え、医療環境の充実に取り組んできました。

第2期では、訪問看護師、障害児・者施設の看護師等が、障害特性に対する知識や看護・介護技術を習得するための研修を開催し、障害に関わる知識向上を図りました。

また、在宅療養中の重症心身障害児・者が、家族等による介護が一時的に困難になった場合、協力医療機関に一時的に入院することができる横浜市メディカルショートステイ事業（以下「メディカルショートステイ」といいます。）や、知的障害者が受診しやすい環境を整備するために、知的障害者対応専門外来を設置するなど、障害児・者の医療環境や療養環境の拡充に努めてきました。

横浜市の精神科救急については、神奈川県、川崎市や相模原市と協調して行ってきており、

県内の病院が当番病院となるため、市外の遠方になることも少なくありませんでした。しかしそのような中、横浜市民専用の精神科救急病床を増やしたことにより、横浜市民の方が市内の病院に受診できる機会を増やすことができました。

また、当番病院の土曜日・日曜日の午後の受入床について、時間帯をずらすなどの対応をとることで、切れ目のない精神科救急対応を目指してきました。それに加えて、深夜帯の土曜日・日曜日の受入病院の枠が少なかったため、民間の精神科病院の協力を得て、当番の病院数を増やしました。

さらに、神奈川県精神神経科診療所協会の協力を得て、精神科救急医療情報窓口の相談員が、夜間、深夜及び休日に精神保健指定医へ連絡をとり、精神症状急変時の対応方法について相談ができる体制の確保や救急医療体制の整備を図るなど、医療環境・体制の充実を図ってきました。

おも じぎょうめい 主な事業名	とうしよくひょう 当初目標 だい きかいていじ (第2期改定時)	へいせい ねんどまつじっせき 平成26年度末実績 みこ (見込み)	しんこう 進行 じょうきょう 状況
しょうがいじしゃ いりようかんきょうすいしんじぎょう 障害児者の医療環境推進事業	すいしん 推進	ちてきしょうがいしゃたいおうせんもんがいらい じっし ・知的障害者対応専門外来の実施 いりようじゅうじしゃ けんしゅうじっし ・医療従事者への研修実施	△
に じきゅうきゅういりようたいせい かくじゅう 二次救急医療体制の拡充	すいしん 推進	さんじきゅうきゅう きょうよう びょうしやうすう かくほ 三次救急との共用の病床数を確保 いりようじゅうじしゃ けんしゅうじっし し、土・日の深夜に対応できる病院 を 増やす等体制を強化	○

【振り返り】

医療従事者へ障害特性に対する知識や看護・介護技術を習得するための研修を開催し、障害に関わる知識向上を図った結果、継続して障害に関する取組を行うようになった訪問看護ステーション等が出てくるなど、一定の効果はありました。しかし、全市レベルから見ればそれは少数派で、まだ十分な状況ではありません。

知的障害者対応専門外来については、障害年金に必要な医師意見書等の作成を行うなど、知的障害者の外来診療の一助になっています。しかし、2病院の設置だけでは十分な状況ではありません。

重点施策 5

障害児支援の体制強化

障害児とその家族が、地域の中で安心して安定した生活を送り、自らの力で自らの生活を切り開いていくことができるようになるためには、早期療育体制の拡充や学齢期の障害児に対する個別支援、集団活動支援の推進・強化などのサービスの充実が必要と考え、施策に取り組んできました。

第2期では、療育相談支援などを行う地域療育センターを、新たに1か所整備し計8か所とし、療育体制の充実を図るとともに、地域療育センターに専門スタッフを配置することで、学校への支援の充実も図りました。

また、学齢後期（概ね中学校期以降）から成人期への切れ目のない支援を目指すため、中学校期以降の発達障害児の対応を主に行う3か所目の専門機関を設置するとともに、関係局が定期的に課題を共有し、検討を行いました。

さらに、肢体不自由特別支援学校に看護師を配置し、医療的ケア体制整備等を実施するなど、サービスの充実を図ってきました。

おも じぎょうめい 主な事業名	どうしょくひょう 当初目標 だい きかいていじ (第2期改定時)	へいせい ねんどまつじっせき 平成26年度末実績 みこ (見込み)	しんこう 進行 じょうきょう 状況
ちいきりょういくせんたーせいび 地域療育センターの整備	しよ るいけい 8か所（累計）	しよめ せいびかんりょう 8か所目の整備完了	○
ちゅうがっこうきこう しえん 中学校期以降における支援の じゅうじつ 充実	せんもんきかん 専門機関の せっち 設置 しよ るいけい 4か所（累計）	はったつしょうがいしゃ そうだんしえんたいせい けんしゅう し ・発達障害者の相談支援体制と研修、市 いき れんけい けんとう じっし 域での連携について検討を実施 そうだんきかん じぎょうじっし ・3か所目の相談機関で事業実施	○

ふ かせ
【振り返り】

平成25年4月に「よこはま港南地域療育センター」が開所し、周辺区を担当する地域療育センターにおける初診までの待機期間は短縮されましたが、市全体での初診件数は引き続き増加しており、待機期間短縮に向けた取組が必要です。

また、教育について特別な支援が必要な児童生徒に対する理解は進んできましたが、具体的な対応や環境整備についてはまだ十分とは言えません。今後もさらに理解を深めると共に、適切な指導體制や教育環境・設備の充実を目指していくことが必要です。

重点施策 6

障害者の就労支援の一層の拡充強化

障害者が当たり前前に働ける社会を実現するためには、企業への障害理解の促進や安心して働き続けるための定着支援などが必要と考え、施策に取り組んできました。

第2期では、就労相談及び定着支援等を行う障害者就労支援センターを、新たに1か所整備し市内9か所体制とするなど、就労支援の充実を図りました。

また、障害者雇用を広く啓発するための「働きたい!あなたのシンポジウム」や、市内企業と就労支援機関をつなぐための個別相談セミナーを開催し、雇用の場の拡大や企業への障害理解を促進しました。

さらに、障害者優先調達推進法施行に伴い、平成25年10月には横浜市における「調達方針」を策定し、区局等の物品・役務の調達において、障害者施設等からの優先的な調達にも取り組み、福祉的就労の充実を進めてきました。

おも じぎょうめい 主な事業名	とうしょくひょう 当初目標 だい きかいていじ (第2期改定時)	じっせき 実績	しんこう 進行 じょうきょう 状況
きぎょう こやうしえん きやうか 企業への雇用支援の強化	こやうじれいしやうかいぎぎやう 雇用事例紹介企業 (累計) 40社	こやうじれいしやうかいぎぎやう 雇用事例紹介企業 累計: 11社	△
はたら つづ 働き続けるための ていちゃくしえん きやうか 定着支援の強化	しゅうろうしえんせんたー 就労支援センター りようとうろくしやすう 利用登録者数 3,500人	しゅうろうせんたーりようとうろくしや 就労センター利用登録者 3,678人	○

【振り返り】

企業等への障害者雇用の啓発について、企業が参考としやすい取組をより多く発信していくため、従来の「企業表彰」という手法から、「事例紹介」へ転換したものの、まだ掲載企業数が少ないため、今後は紹介企業を増やしていくことが必要です。

また、就労支援センターにおいては、精神障害及び発達障害のある方からの相談及び登録件数の増加が続いており、就労後の定着支援における関係機関との連携などが十分に取組むことができていません。就労支援センターは、他の福祉施設や関係機関と連携し、地域の中での包括的な支援体制の構築を目指すことが必要です。

重点施策 7

発達障害児・者支援の体制整備

発達障害児・者に対する社会的な関心が高まりを見せていることなどから、発達障害児・者に対する理解の促進や発達障害児・者への支援の体系化を図る必要があると考え、発達障害児・者の

支援等に関する検討を行う委員会で、様々なご意見をいただきながら施策に取り組んできました。

第2期では、発達障害に関する相談支援、就労支援、発達支援及び研修の実施等を行う横浜市発達障害者支援センター（以下「発達障害者支援センター」といいます。）が、市内2区において相談支援機関を巡回しフォローを行う、サポートコーチ事業をモデル実施し、地域の相談支援機関のスキルアップを図るとともに、相談支援機関と発達障害者支援センターの連携を強化する仕組みの地盤をつくりました。

また、発達障害者に特化し利用期間を制限したうえで、コーディネーターが地域での生活に向けた支援を行う住まいの場として、横浜市発達障害者サポートホーム事業（以下「サポートホーム事業」といいます。）を実施しました。その他、発達障害の特性を有しているものの、確定診断や障害者手帳のない方々に対して、実践的な就労体験を通じた自己理解の場の提供と支援手法の開発を目的とした、横浜市発達障害者就労支援事業をモデル実施し、今後の発達障害者の就労支援の検討を行うなど、発達障害児・者支援の体制整備を進めてきました。

おも じぎょうめい 主な事業名	とうしよもひよう 当初目標 だい きかいていじ (第2期改定時)	じっせき 実績	しんこう 進行 じょうきよう 状況
はったつしょうがいしゃしえん 発達障害者支援 たいせいせいびじぎょう 体制整備事業	すいしん 推進	せかいじへいしやうけいはつでーいんよこはま ・「世界自閉症啓発デーin横浜」を実施 さぽーとこーちじぎょう ・サポートコーチ事業を実施 さぽーとほーむじぎょう ・サポートホーム事業を開始	○
かんけいきかん れんけい そくしん 関係機関の連携の促進	すいしん 推進	ちいき そうだんしえんきかん む ・地域の相談支援機関に向けた研修を実施	○

ふ かえ 【振り返り】

「発達障害」という言葉については、マスコミや第2期の障害者プランを通じて広く浸透してきました。一方で、その支援体制はいまだ不十分な状況にあります。発達障害の特性は多様であり個別性も高く、その支援には特性を十分理解したうえでの対応が必要となるため、関係機関における人材の育成が課題です。

その課題を受けて、まず発達障害に関する相談支援について、身近な場所で相談が受けられる体制をつくるための研修を開始しました。

また、今後は「サポートホーム事業」及びモデル実施した「就労支援事業」を通じて取り組むことで得られた、ある一定の層に対して有効な支援手法等の活用が必要です。

(3) 第2期 振り返りの総括

これまでに振り返ったとおり、第2期においては、着実に施策を進め、国の制度も含めて、社会資源やサービスの整備は進んできました。

しかし、それでもまだ障害児・者やその家族の周りには、いまだに多くの生活のしづらさが残されており、第3期策定に向けて行ったグループインタビューやアンケート等でいただいたご意見では、

- ・「普及・啓発」では、他人の言動や対応などで悩むことが多いこと
 - ・「相談」では、どこに相談したら良いかが分からないこと
 - ・「住まい」では、安心した生活を送れる環境や選択肢が整っていると感じられないこと
 - ・「暮らし」では、サービスをどのように使えば良いかが分からないこと
 - ・「医療」では、身近にかかれる医療機関がないこと
 - ・「療育・教育」では、療育と教育の密接な連携が求められていること
 - ・「就労」では、働き続けるための支援が足りていないこと
 - ・「発達障害」をはじめ、障害特性に応じた支援が足りていないこと
- …などの声が多くありました。

こうしたことに対応していくためには、国の制度やそれだけでは足りないところを、横浜市の障害福祉施策を組み合わせるなどの工夫を行うとともに、関連する本市の様々な施策を連携させることが必要です。また、行政として必要な支援を整えるとともに、障害児・者やその家族が住み慣れた地域で、どのように暮らしていきたいかということについて、障害者本人主体で考えていく姿勢も必要となります。

その他、グループインタビューやアンケート等を通じて、行政の情報が障害児・者やその家族に十分行き届いていないという声があり、情報発信についても課題の一つだと認識しています。

以上を踏まえ、今後の施策展開を支える基本的な視点を3つ掲げ、第2期での振り返りを踏まえた課題に対して、第3期では5つのテーマを設定し取り組んでいきます。

4 第2期を踏まえた今後の施策推進の視点

●障害状況に合わせた支援やライフステージを通じて一貫した支援

第2期では、身体・知的・精神の3障害に加えて、難病、発達障害及び高次脳機能障害など、これまでの障害認定基準ではとらえきれない方々のニーズにも対応できるよう、きめ細かな支援を進めてきました。

また、「障害児を育てる家族が不安や困難を感じることなく、適した教育を受け成長し、本人の自己選択と自己決定ができる生活支援と生活基盤の充実」を図っていくことも計画に位置付け、ライフステージに応じた支援体制の構築を進めてきました。

しかし、きめ細かい対応や学齢期における支援が十分に行き届いていない現状があります。

また、地域における社会資源が整いつつあるなかで、障害者が安心して生活し続けていくためには、地域住民の障害に対する理解を進め、見守りや支え合いの仕組みづくりを進めていくことや、本人が生活における主体性を獲得する力（エンパワメント）を引き出し、高めていくための支援等も必要です。

そこで、障害者が地域社会の一員として、誰もが安心して自分らしく健やかに生活していくため、地域福祉保健計画等において、住民相互の共助の取組を推進していきます。その中で、障害者それぞれが抱えている暮らしにくさなどを地域で共有できる場の確保や、障害者が地域活動に参加しやすくなるための環境づくりを進めます。

また、学齢期における相談支援体制の充実や療育・教育との連携強化をはじめ、卒業後の企業就労の促進や施設等での福祉的就労の充実など、**本人のライフステージを通じて一貫した支援の強化**と、自己選択・自己決定のためには、**個々の状況に応じた本人の主体性を獲得する力（エンパワメント）への支援が基本**という視点を持って、施策に取り組みます。

●障害者の高齢化・重度化への対応

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる「2025年問題」に象徴されるように、今後10数年間で全国的に高齢化が一層進んでいくことが予測されています。横浜市においても、2025年には、約3.8人に1人が65歳以上になることが見込まれています。

そのような中で、障害者のなかには、比較的早い段階から加齢に伴う諸症状が出現する方がいるといった声や、現場のスタッフから聞こえています。高齢化すると、体力や運動機能の低下及び病気への抵抗力などが弱くなり、新たな病気やけがのリスクも高くなります。それに加えて、日常生活での主な身辺動作や活動及び社会生活への参加などに少しずつ不自由さや困難性が増えてくるため、見守りや介助などの具体的支援が不可欠な状態になります。今回のアンケートでは、「高齢になった時に、これまでと同じように生活を続けていけるかが不安」といった声や挙がっています。

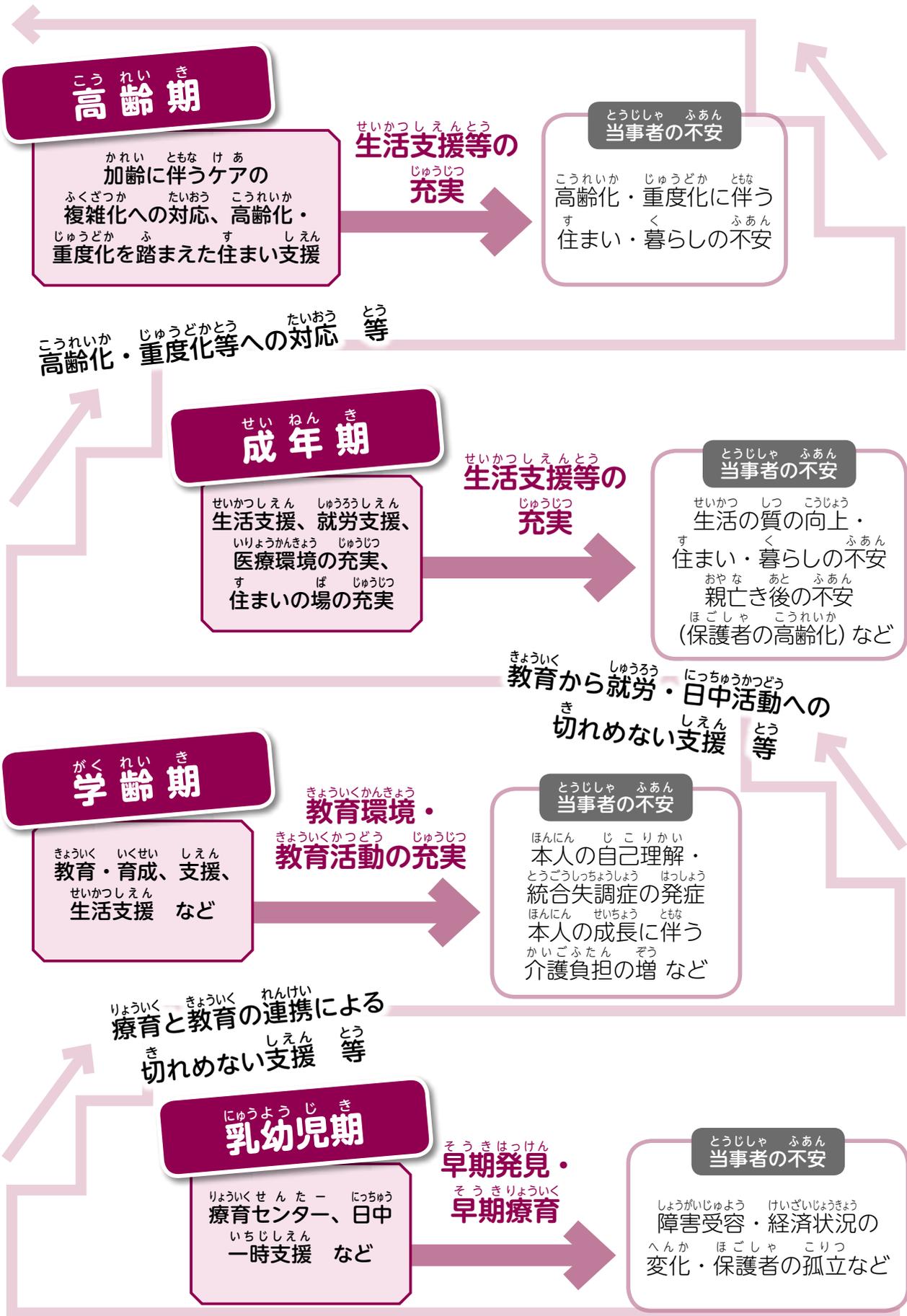
そのため、障害の原因となる疾病の予防及び再発防止の取組や、リハビリテーション等による身体機能の維持など、重度化を予防する観点も踏まえておく必要があります。

さらに、行動障害や医療的ケア等については、専門的な対応が求められており、「高齢化・重度化」と併せて取り組んでいくことが必要です。

それと同時に、**障害者本人はもちろんのこと、保護者の高齢化も視野に入れて取り組んでいくことも必要**です。これまで支えていた家族の高齢化により、障害者本人が従来通りの生活を続けることが難しくなるといったことが、今後さらに増えていくことが予想されます。

これらの問題に対応していくためには、現在の障害者の生活状況を丁寧に把握しながら、家族を含めて地域で生活していくことを支える仕組みの充実が必要です。

ライフステージを通じて一貫した支援



● 将来にわたるあんしん施策の継承

第2期では、「将来にわたるあんしん施策」として、①親亡き後も安心して地域生活が送れる仕組みの構築、②障害者の高齢化・重度化への対応、③地域生活のためのきめ細かな対応という項目を中心に、様々な取組を推進してきました。

しかし、「将来にわたるあんしん施策」の実施から数年を経た今でも、グループインタビューやアンケートからは、**親亡き後の不安の解消が求められている現状**があります。

今後も「将来にわたるあんしん施策」で確認された課題については、障害児・者や家族の方などのご意見をいただきながら、継続して取り組んでいく必要があると考えています。

また、当事者や家族のニーズをあらゆる場面で継続して把握し、その課題解決に当たっては、**「将来にわたるあんしん施策」策定時の視点を継承しながらも、それにとどまらず、広く障害福祉施策全体でとらえ、**一体的に進め、様々な施策展開を図っていきます。

障害福祉施策全体の基本的視点へと継承

将来にわたるあんしん施策の推進

- ・ 親亡き後も安心して地域生活が送れる仕組みの構築
- ・ 障害者の高齢化・重度化への対応
- ・ 地域生活のためのきめ細かな対応

施策へ転換

第2期策定時の声

「親亡き後の不安」

「家族がいるうちに将来を見据えた支援が欲しい」

「高齢化に伴って、これまで自分でできていたことができなくなる」

「住み慣れた地域で安心して生活したい」 など



横浜市後見的支援を要する障害者支援条例

横浜市では、障害者等の安心を実現することを目的として、平成13年度に「横浜市後見的支援を要する障害者支援条例」を制定しました。この条例では、その目的を達するために市（行政）・市民・当事者がそれぞれの責務を果たすことが必要であるとしています。

第3期横浜市障害者プランについても、この条例を基本としながら各事業等に取り組み、地域生活を送るうえでの安心の実現を目指します。

条例本文

（目的）

第1条 この条例は、障害者に対する支援のうち特に後見的支援を要する障害者に対する支援に関し、横浜市（以下「市」という。）及び市民の責務を明らかにするとともに、市が行う施策の基本的事項を定めることにより、後見的支援を要する障害者が地域において安心して生活を営むことができる環境づくりを推進し、もって障害者及びその養護に当たる親等の安心を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「障害者」とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者をいう。

2 この条例において「後見的支援を要する障害者」とは、現に福祉サービス等を選択して利用することができないため、生活を営むことが困難である市内在住の障害者であって、親等がいない、又は親等が養護を行うことができないものをいう。

（市の責務）

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、後見的支援を要する障害者に対する支援施策を講ずるものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、ともに生活する地域社会の一員として、後見的支援を要する障害者が安心して生活を営むことができるように協力するものとする。

（自ら生活を営む努力）

第5条 後見的支援を要する障害者は、必要な支援を受けながら、地域において自ら生活を営むことに努めるものとする。

（市の支援施策）

第6条 市が実施する後見的支援を要する障害者に対する支援施策は、次のとおりとする。

- (1) 後見的支援を要する障害者の生活に関する相談を受け、及び助言、指導等を行うこと。
- (2) 民法（明治29年法律第89号）の規定による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求を行うために必要な支援を行うこと。
- (3) 後見的支援を要する障害者が地域において生活を営むための場及び費用の確保を行うこと。
- (4) 後見的支援を要する障害者が保有する資産の保全又は活用のための助言、あっせん等を行うこと。
- (5) 現に障害者を養護している市内在住の親等を対象として、後見的支援を要する障害者に対する支援に関する相談を受け、助言、指導等を行うこと。
- (6) その他後見的支援を要する障害者に必要な支援を行うこと。

第7条及び第8条 省略



しょうがい ひょうき 障害の表記について

「しょうがい」ということばについては、ほかにも「しょうがい」とひらがなでの表記や「しょうがい」という文字での表記といった例が見られます。

か こ けい い み しょうがい ひょうき しょうわ ねん したいしょうがいふくしほう
過去の経緯を見ると、「しょうがい」という表記は、昭和24年の身体障害者福祉法の
せい てい つか
制定によって使われるようになったものです。それまでは「しょうがい」、「しょうげ がい」とい
ひょうき つか
う表記がそれぞれ使われていましたが、「しょうげ がい」という字が当用漢字の使用制限に
ほうりつ つか
よって法律では使えなくなったことにより、「しょうげ い み おな しょうがい」という語が
さいよう
採用されたものです。

こんかい だい きしょうがいしゃ ぷらん さく てい かか ぼ ぶり っ く こ め ん と しょうすう
今回の第3期障害者プラン策定に関わるパブリックコメントでも、少数ですが
しょうがい ひょうき かん い けん
「しょうがい」の表記に関するご意見をいただきました。

それらのご意見も踏まえ、表記について検討をして参りましたが、だい き さく てい じ
「そ
か い み かんじ ひらがな しょうがい ことば
こだけ変えても意味がない」や「漢字や平仮名ということではなく、しょうがい」という言葉
じたい う い い けん たすう けい か げんじてん
自体が受け入れられるかどうか」といったご意見が多数あったという経過や、現時点で
しみん かたがた か い けん すく ふ ひ つづ だい き
は市民の方々から変えるべきといったご意見が少ないことを踏まえ、引き続き第3期
しょうがい ひょうき どういつ ひょうき えいきょう
においても、これまでどおりの「しょうがい」という表記で統一し、その表記に影響されるこ
となく、し さ く ちゃくじつ すず
となく、施策を着実に進めていくこととしました。

しかし、こんご くに どうこう ふ ひ つづ みな はな あ かんが
今後も国の動向なども踏まえ、引き続き皆さんと話し合っていきたいと考
えていきます。



め もらん
メモ欄



き ほん もく びょう て ー ま
基本目標とテーマ

だい しょう きほんもくひょう てーま
第3章 基本目標とテーマ

1 きほんもくひょう
基本目標

じ こせんたく じ こけつてい す な ち い き
自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で、
あんしん まな そだ く
「安心」して「学び」「育ち」暮らしていくことが
できるまち よこはま をめざす

しょうがいじ しゃ とくべつ そんざい しょうがい ひとり しみん す な
障害児・者は、特別な存在ではありません。障害があっても一人の市民として、住み慣れた
ち い き あ まえ せいかつ じつげん ひつよう
地域で当たり前のように生活していけるまちを実現することが必要です。

そして、そのようなまちをめざすためには、こうみん れんけい ひつよう おう い し けてい し えん おこな
いながら、障害児・者が「自分で選んで・自分で決める」環境を整備することが欠かせません。

また、この基本目標は、「障害者権利条約」に記された一般原則（「固有の尊厳、個人の
じりつ みずか せんたく じゆう ふく およ こじん じりつ そんちよう とう どだい
自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立の尊重」等）が土台となっており、この
きほんもくひょう もと かくしさく すいしん
基本目標を基に各施策を推進します。

2 てーま
テーマ

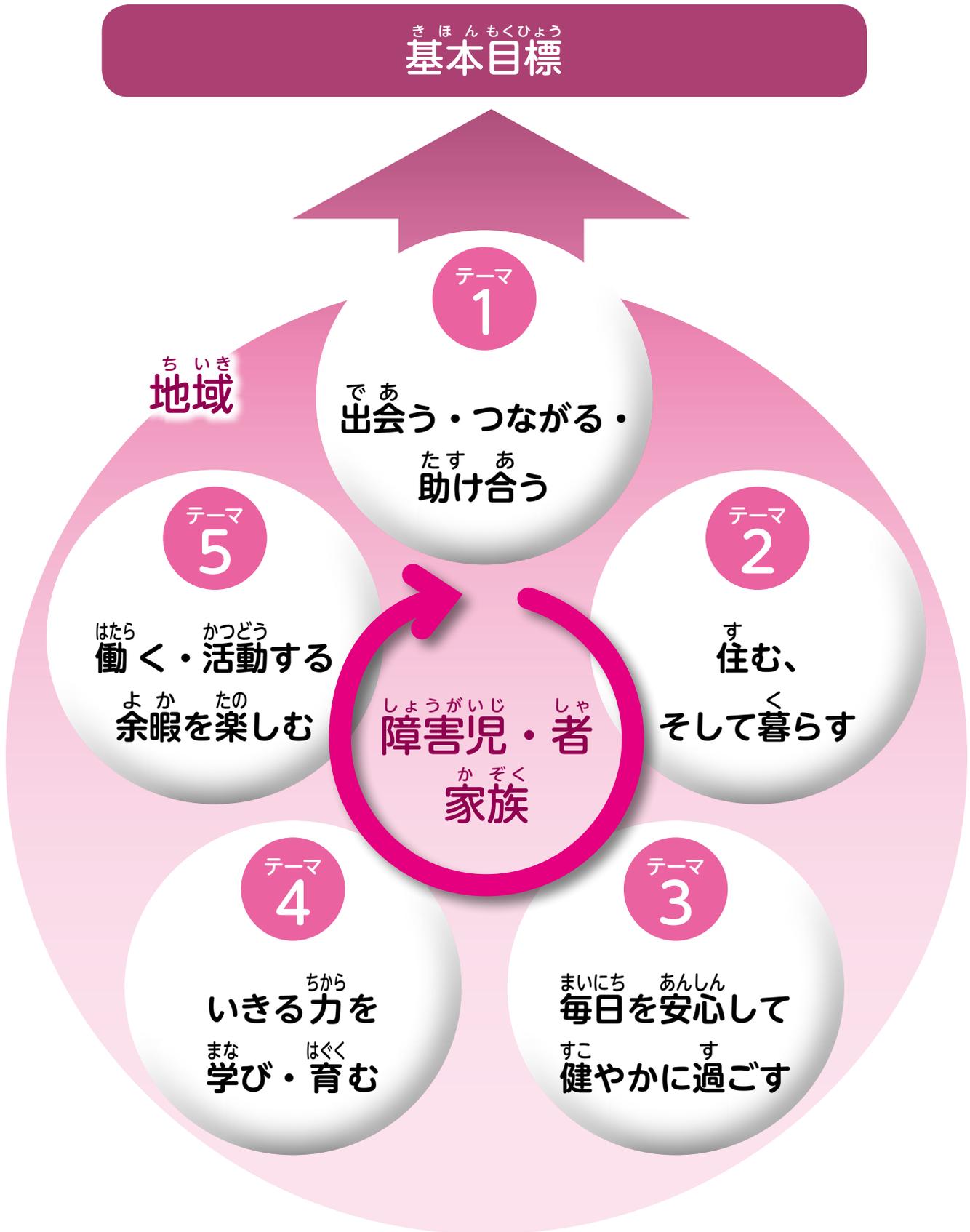
だい き ぶらん わくぐ しさく すいしん してん く た
第2期では、プランの枠組みについて、施策を推進する視点で組み立てていたため、
かくぶんや きさいないよう つた どうじしゃ なに か わ
各分野についての記載内容がうまく伝わらず、当事者からも「どこに何が書いてあるかが分か
りにくい」という声をいただいていた。

そこで第3期では、しょうがい しゃ にちじょうせいかつ おく してん
障害の種別にかかわらず、障害児・者が日常生活を送るうえでの視点
た わくぐ てーま せってい てーま れんけい
に立った枠組みとして、5つのテーマを設定しました。そして、このテーマを連携させていくこ
しょうがいじ しゃ せいかつ ゆた にんしき かくしさく ちゃくじつ すす
とが障害児・者の生活を豊かにするという認識のもと、各施策を着実に進めます。

5つのテーマ

- てーま 1 であ たす あ
テーマ1 出会う・つながる・助け合う
- てーま 2 す く
テーマ2 住む、そして暮らす
- てーま 3 まいにち あんしん すこ す
テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす
- てーま 4 ちから まな はくく
テーマ4 いきる力を学び・育む
- てーま 5 はたら かつどう よか たの
テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ

きほんもくひょう てーま かんけいず
【基本目標とテーマの関係図】



てーま
テーマ1
.....
であ
出会う・つながる・
たす あ
助け合う

ようしょうきおよ がくれいき けんじょうしゃ さまざま せいかつ
幼少期及び学齢期から、健全者が様々な生活の
ばめん しょうがい ひと であ そうご
場面で障害のある人たちと出会い・つながり、相互
りかい ふか しょうがいとくせい たいおう
理解を深めていくことで、障害特性や対応などをお
たが りかい ひごろ せいかつ さいがითう きんきゅうじ
互いに理解し、日頃の生活から災害等の緊急時ま
でささ あ たす あ よこはま
で支え合い・助け合うことができるまち、ヨコハマ
めざ
を目指します。

しょうがい わ へだ そうご じんかく こせい そんちよう あ
そこで「障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い
とも い しゃかい じつげん む しょうがい ひと せいかつ ささ こま
共に生きる社会」の実現に向けて、障害のある人たちの生活を支え、困ったときにいつでも
そうだん ばしよ そうだん てきせつ たいおう しえんたいせい こうちく ひつよう
相談できる場所や、どこに相談しても適切に対応できる支援体制を構築することが必要です。

しょうがいとくせい おう ひつよう じょうほう てきせつ はっしん しょうがいりかい む ふきゅう
また、障害特性に応じて必要な情報を適切に発信するとともに、障害理解に向けた普及・
けいはつ そうだんしえんたいせい せいり そうだんまどぐち めいかくか ぎょうせい はっしん じょうほう ほしょうおよ さいがい
啓発、相談支援体制の整理と相談窓口の明確化、行政から発信する情報の保障及び災害へ
そな とう すす
の備え等を進めます。

とうじしゃ こえ
当事者からの声

- どのようなことに困るのかを、障害のない人に体験してもらうことが大事。障害が多様であることを知ってもらいたい。
- 何か分からないことがあったら聞いてくださいといわれるが、何が分からないのかが分からない。
- 防災訓練などの情報を、訓練終了後に回ってきた町内会の回覧板などで知った。
- 地域防災拠点における訓練について、実際に参加してみないと、理解してもらえない。

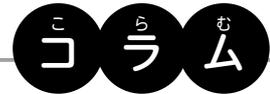
にーずはあくちようさけっか
ニーズ把握調査結果から

- 障害があることを理由に経験した嫌な思い・不適切な対応など(当事者アンケート)

	しんたいしょうがい 身体障害		ちてきしょうがい 知的障害		せいしんしょうがい 精神障害	
		わりあい 割合		わりあい 割合		わりあい 割合
たにん しせん げんどう 他人の視線や言動	1,072	16%	449	22%	295	20%
いどうちゆう つうきん つうしょ か もの 移動中(通勤・通所・買い物)	1,283	19%	317	16%	189	13%
きんじよつ あ 近所付き合い	385	6%	167	8%	169	11%
とく 特にない	1,763	26%	165	8%	192	13%

●相談で困ったこと

	身体障害		知的障害		精神障害	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
相談したいことがまとまらない (何を話したらよいかわからない)	333	8%	208	24%	177	25%
相談したが満足できる回答ではない	560	13%	141	16%	164	23%
特に困ったことはない	2,411	57%	353	40%	223	31%



市内の様々な普及・啓発活動

本市では、各区で様々な普及・啓発の取組を行っています。
 障害者の日中活動場所等で製作した自主製品（パンやクッキー、生活雑貨等）の
 販売活動の支援については、形は様々ですが、市内全区で行っており、障害者と区民
 とのやりとりを通じた普及・啓発を図るとともに、障害者の社会参加の場を提供するこ
 とにも一役買っています。その他、地域住民と障害者が参加する運動会や、民間企業
 と協働した自主製品等の展示、精神保健福祉に関わるボランティアの育成など、それ
 ぞれの地域の実情に合わせた活動を進めています。

都筑区独自の取組 ～福祉農園について～

都筑区では、障害に関する理解を深める取組の1つとして「福祉農園」という活動を
 行っています。これには長い歴史があり、その前身は、都筑区誕生の前年である平成
 5年9月に、当時の横浜・新横浜ライオンズクラブ（現：横浜都筑ライオンズクラブ）
 が開催した取組が発端です。それは、クラブ会員の障害のあるお子さんと地域の方が、
 ふれあいを通して 交流を深めてほしいという想いから、障害者地域作業所の利用者と
 ご家族をバーベキューのイベントに招待したことから始まりました。平成6年に、会員
 の所有する農地の畑でのさつまいもほりのイベントに取組を変え、平成7年からは区
 役所も一緒になって活動を支えていくことになりました。

現在「福祉農園」は、障害のある方々と実行委員会の委員が中心となって事業を
 企画し、毎年10月には、さつまいもほりを行いながら、約30の障害者の日中活動
 場所や障害者団体及び地区社会福祉協議会による出店、出演の収穫イベントを行って
 います。毎年約5,000人ももの来場者があり、障害のある方が主役となるイベントとし
 ては、大規模な取組となっています。

今後も引き続き、事業開始当時の想いである障害のある方と地域の方とのふれあい、
 理解を深める交流の場として、都筑区に根付かせていきます。

とりくみ ふきゅう けいはつ
取組1-1 普及・啓発

げんじょう とりくみ ほうこうせい
現状と取組の方向性

しょうがい ひと ひと とも ちいき あんしん じりつ せいかつ おく しゃがい
障害のある人もない人も共に地域で安心して自立した生活を送ることができる社会を
めざ しっぺい しょうがい たい ただ りかい そくしん つと だい きさくてい
目指して、疾病や障害に対する正しい理解の促進に努めてきました。しかし、第3期策定に
む おこな ぐるーぷいんたびゅー あんけーと けっか がいしゅつじ いや おも
向けて行ったグループインタビューやアンケートの結果では、外出時に嫌な思いをすること
たにん げんどう たいおう なや いけん いっそう しょうがいじ しゃ ただ りかい はいりよ
や、他人の言動や対応で悩むとの意見もあり、より一層の障害児・者への正しい理解や配慮
ひつよう
が必要です。

ひ つづ ようしょうきおよ がくれいき けんじょうしゃ しょうがい りかい こうりゅう ふか
そこで、引き続き、幼少期及び学齢期から、健全者が障害を理解し、交流を深められるよ
そうごりかい む きょういく とりくみ すす どうじしゃ しみんだんたいどう ちいきじゅうみん
う相互理解に向けた教育や取組を進めます。また、当事者や市民団体等による地域住民への
けいはつ じゅうみん こうりゅうおよ ひごろ せいかつ なか かか しく さまざま とりくみ つう
啓発、住民との交流及び日頃の生活の中で関われる仕組みづくりなど、様々な取組を通じて
しょうがいりかい そくしん
障害理解を促進します。



じぞくてき ふきゅう けいはつ そくしん
持続的な普及・啓発の促進

しみん む ふきゅう けいはつ
▶市民へ向けた普及・啓発

しょうがいしゃしゅうかん かくしゅい べん と つう しょうがいじ しゃ であ ぼ すす
…障害者週間や各種イベントを通じて、障害児・者と出会う場づくりを進めます。

ちいき ふくしほけんけいかく すいしん とお しょうがいしゃ けんこう かつどう ちいきかつどう
また、地域福祉保健計画の推進を通して、障害者が健康づくり活動や地域活動に
さんか きかい ふ だれ たが りかい う と きかい ちいきじゅうみん
参加する機会を増やし、誰もがお互いを理解し受け止める機会をつくるなど、地域住民
しょうがい たい りかい すす
の障害に対する理解を進めます。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
<p>とうじしゃ しょうがいふくし 当事者や障害福祉 かんれんしせつ しみんだんたい 関連施設、市民団体 とう ふきゅう けいはつ 等による普及・啓発 かつどう しえん 活動への支援</p>	<p>せいふていーねつとぶろじえくとよこはま セイフティーネットプロジェクト横浜 (*1) しょうがいふくしかんれんしせつ しみんだんたいとう や障害福祉関連施設、市民団体等によ しょうがいりかい けんしゅう こうえん ちいき る障害理解のための研修や講演、地域 かつどう しえん きょうどう さまざま ふ 活動を支援・協働するなど、様々な普 きゅう けいはつ すいしん 及・啓発を推進します。</p>	<p>すいしん 推進 *2</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>しょうがいしやほんにんおよ かぞく 障害者本人及び家族 ふきゅう けいはつ による普及・啓発 かつどう すいしん 活動の推進</p>	<p>しゃかいさん かすいしん せんたー ちゅうしん 社会参加推進センターが中心となり、 しょうがいしやほんにん かぞくおよ かくだんたい れんけい 障害者本人、家族及び各団体と連携・ きょうどう しょうがいりかい そくしん む 協働し、障害理解の促進に向けた ふきゅう けいはつかつどう すいしん 普及・啓発活動を推進します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>しつぺい しょうがい かん 疾病や障害に関する じょうほう ほんしん 情報の発信</p>	<p>ほーむ ペーじ ばいたい かつよう ホームページなどの媒体を活用して、 しつぺい しょうがい かん じょうほう しえん かが 疾病や障害に関する情報や支援に関 かつどう しょうがい しみん とうじしゃ わる活動を紹介し、市民や当事者・ かんけいしや りかいそくしん つと 関係者の理解促進に努めます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>かくく ふきゅう けいはつ 各区の普及・啓発 かつどう そくしん 活動の促進</p>	<p>かくく じゅうみん たい しつぺい しょうがいとう 各区の住民に対して、疾病や障害等に たい りかい ふか けんしゅう けいはつ 対する理解を深めるための研修や啓発 かつどう しえん おこな 活動の支援を行います。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>こうしゅ ず がこうさく 4 校種 図画工作・ びじゅつ しょうどうさくひんてん 美術・書道作品展 とくべつしえんきょういくぶもん 特別支援教育部門～ つたえたい ぼくのお もい わたしのきもち かいさい ～の開催</p>	<p>こうしゅ しょう ちゅう こう とくべつしえん 4 校種（小・中・高・特別支援）の ようじじどうせいと さくひん いちどう あつ 幼児児童生徒の作品を一堂に集め、 しみんこうかい さくひんてん かいさい 市民公開の作品展を開催することで、 しょうがい こ ぶんかかつどう かん 障害のある子どもの文化活動に関する ふきゅう けいはつ はか 普及・啓発を図ります。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

*1…セイフティーネットプロジェクト横浜は、よこはまの 15 の障害福祉関係団体と機関で組織されてい
ます。当事者や家族が主体となって、自分たちのできることから活動していくことを大切にしながら、地域
の人々へ様々な障害についての理解を深めてもらい、障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、
活動しています。

*2…「推進」とは、けいぞく ちやくじつ とく ちゅう
継続して着実に取り組むことを表しています。

がくれいき じゅうてんてき ふきゅう けいはつ
学齢期への重点的な普及・啓発

しょう ちゅうがっこう しょうがいりかい そくしん
▶小・中学校への障害理解の促進

ふくしきょういく れんけい こうえん たいけん ば せっち けんどう がくれいき しょうがいじ しゃ
…福祉教育と連携しながら、講演や体験の場の設置を検討し、学齢期から障害児・者
かか きかい ぞうか めざ
と関わる機会の増加を目指します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
<p>がくれいきじどうおよ 学齢期児童及び ほ ごしゃ 保護者への しょうがいりかいけいはつ 障害理解啓発</p> <p>しんき 新規</p>	<p>しない どうじしゃだんたいとう きょうりよく え 市内の当事者団体等の協力を得ながら、 しょうがいりかい すす きょうざいとう きょういく いいん 障害理解を進める教材等を、教育委員 かい れんけい さくせい 会と連携しながら作成します。また、そ がくれいきじどう ほごしゃ れとともに、学齢期児童と保護者が、 しょうがいじ しゃ いっしょ かか きかい ば 障害児・者と一緒に関わる機会の場 じっしほうほう けんどう について、実施方法を検討します。</p>	すいしん 推進	すいしん 推進

とも そだ とも まな こうりゅうおよ きょうどうがくしゅう
▶共に育ち、共に学ぶ交流及び共同学習

とくべつしえんがっこう しょう ちゅうがっこう こ とも そだ とも まな
…特別支援学校と小・中学校の子どもが、共に「育ち」共に「学ぶ」ことができる
たいせい すす なかまいしき そだ しょうがい びょうき とくべつ う い
体制づくりを進め、仲間意識を育てます。また、障害や病気を特別なこととせず受け入
いしき そだ
れられるような意識を育てます。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
<p>ふくがくせき こうりゅう 副学籍による交流 きょういくおよ きょうどうがくしゅう 教育及び共同学習</p>	<p>とくべつしえんがっこう ざいせき じどうせいと 特別支援学校に在籍する児童生徒が、 きよじゅうち しょう ちゅうがっこう じどうせいと いっしょ 居住地の小・中学校の児童生徒と一緒に まな きかい かくだい ほか こうりゅう に学ぶ機会の拡大を図るなど、交流 きょういく きょうどうがくしゅう すす とくべつ 教育と共同学習を進めるとともに、特別 しえんがっこう じどうせいと たい ひつよう きょう 支援学校の児童生徒に対する必要な教 いくてきしえん きよじゅうち がっこう おこな 育的支援を、居住地の学校においても行 います。 しょう ちゅうがっこう じどうせいと しょうがいじ 小・中学校の児童生徒には、障害児・ しゃ たい りかい ふく こころ しょうへき 者に対する理解を含め、心の障壁をつく こころ ばりあふりー はぐ らない「心のバリアフリー」を育むこと めざ を目指します。</p>	すいしん 推進	すいしん 推進

とりくみ
取組1-2 相談支援

げんじょう とりくみ ほうこうせい
現状と取組の方向性

しょうがいしゃ かぞく ちいき じりつ せいかつ おく しゃかい じつげん む
障害者やその家族が、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現に向けて、ど
こに相談しても適切に課題解決が行えるよう、体制整備を進めてきました。しかし、障害
児・者が困ったときに相談する場所として、区役所しか知らない、どこに相談したら良いか
分からないとの声もあり、他の相談機関の認知が進んだといえる状況にはありません。

ひ つづ くやくしよおよ しゃかいふくしほうじんがたち かつほ ー むとう そうだんしえんじぎょう いちじそうだん
そのため、引き続き区役所及び社会福祉法人型地活ホーム等による相談支援事業（一次相談
支援機関）の周知を進め、相談支援を必要とする人たちへ分かりやすい情報提供を行います。

なか そうだんしえん かつてい ほんにん むすか かいけつ ちから たか
また、その中の相談支援の過程においては「本人が自ら解決する力を高めていくための
支援」や「家族支援」の視点が、支援者に求められています。

らい ふ すてーじ ー じ しえん ちゅうしん こと いっかん しえん おこな
さらに、ライフステージによって支援の中心が異なるため、一貫した支援を行うためには
教育機関等、他の分野との連携も不可欠です。

そくで、どこに相談してもライフステージに応じた各相談支援機関等が連携して対応する
取組を強化するとともに、本市がこれまで構築してきた相談支援システムを整理します。そして、
障害福祉サービスを活用する障害児・者が、主体性を高めながら希望する暮らしを実現でき
るよう、計画相談支援を推進します。

しょうがいじ しゃしえん ちいきかだい けんとう ぜんく じっし く じりつしえんきぎょう
さらに、障害児・者支援における地域課題の検討や、全区で実施している区自立支援協
議会の機能強化と活性化を図り、地域性を踏まえた支援体制やネットワークづくりを
進めます。

し さく
施策

そうだんしえんたいせい さいこうちく じゅうじつ
相談支援体制の再構築と充実

そうだんしえんきかん やくわり めいかくか じゅうじつ
▶ 相談支援機関の役割の明確化と充実

かくそうだんしえんきかん やくわり いちづ めいかくか しょうがいじ しゃ らいふすてーじ
…各相談支援機関の役割と位置付けを明確化し、障害児・者のライフステージに
おう そうだんしえんたいせい じゅうじつ はか
応じた相談支援体制の充実を図ります。

よこはましちいきけあぷらざ いか ちいきけあぷらざ とう きそん
また、横浜市地域ケアプラザ（以下「地域ケアプラザ」といいます。）等の既存の
そうだんまどぐち れんけい そうだんしえんたいせい じゅうじつ すす
相談窓口と連携をとりながら、相談支援体制の充実を進めます。

ひつよう ひと てきせつ けいかくそうだんしえん じっし そうだんしえんせんもんいんとう しつ
さらに、必要な人に適切な計画相談支援を実施できるよう、相談支援専門員等の質
こうじょう かくく くじりつしえんきぎょうぎかい かつどう とお そうだんしえんじぎょう しゅうち すす
の向上と、各区の区自立支援協議会の活動を通した相談支援事業の周知を進めます。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
そうだんしえんじぎょう しゅうち 相談支援事業の周知 およ ぶきゅう けいはつ 及び普及・啓発	しょうがいしゃ かぞく みぢか きかん 障害者やその家族が身近な機関 あんしん そうだん に安心して相談することができる みぢか そうだんしゃ たいしょう よう、身近な相談者を対象として、 そうだんしえんじぎょう しゅうち けいはつ おこな 相談支援事業の周知、啓発を行ひ ます。	すいしん 推進	すいしん 推進
そうだんしえんじゆうじしゃ 相談支援従事者の じんざいいくせい 人材育成	よこはまし じりつしえんきょうぎかい い か し 横浜市自立支援協議会（以下「市 じりつしえんきょうぎかい 自立支援協議会」といいます。） さくせい よこはまし そうだん しえんじゆうじ で作成した「横浜市相談支援従事 しゃじんざいいくせいび じょん もと 者人材育成ビジョン」に基づき、 じんざいいくせい すす 人材育成を進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進
とうじしゃ そうだん 当事者による相談の じゅうじつ 充実	しゃかいさんかすいしんせんたー せつち 社会参加推進センターに設置する ぴあ そうだんせんたー とうじしゃそうだん ピア相談センターでの当事者相談 けんしょう とうじしゃ そうだんしえん を検証し、当事者による相談支援 すいしん を推進します。	じっせき けんしょう 実績の検証	く しゃかいふく 18 区の社会福 し ほうじんがたち かつ 祉法人型地活 ほーむ ホームにおいて は けんそうだん かつよう 派遣相談の活用
きそん そうだんまどぐち 既存の相談窓口 ちいきけあぶらざとう (地域ケアプラザ等) れんけい による連携	ひごろ かか なか なにげ かい 日頃の関わりの中で、何気ない会 わ ふく そうだん みぢか 話に含まれている相談を身近な そうだんしゃ ひつよう おう 相談者としてとらえ、必要に応じて、 いちじおよ に じ そうだんしえんきかん 一次及び二次相談支援機関につな げます。	すいしん 推進	すいしん 推進

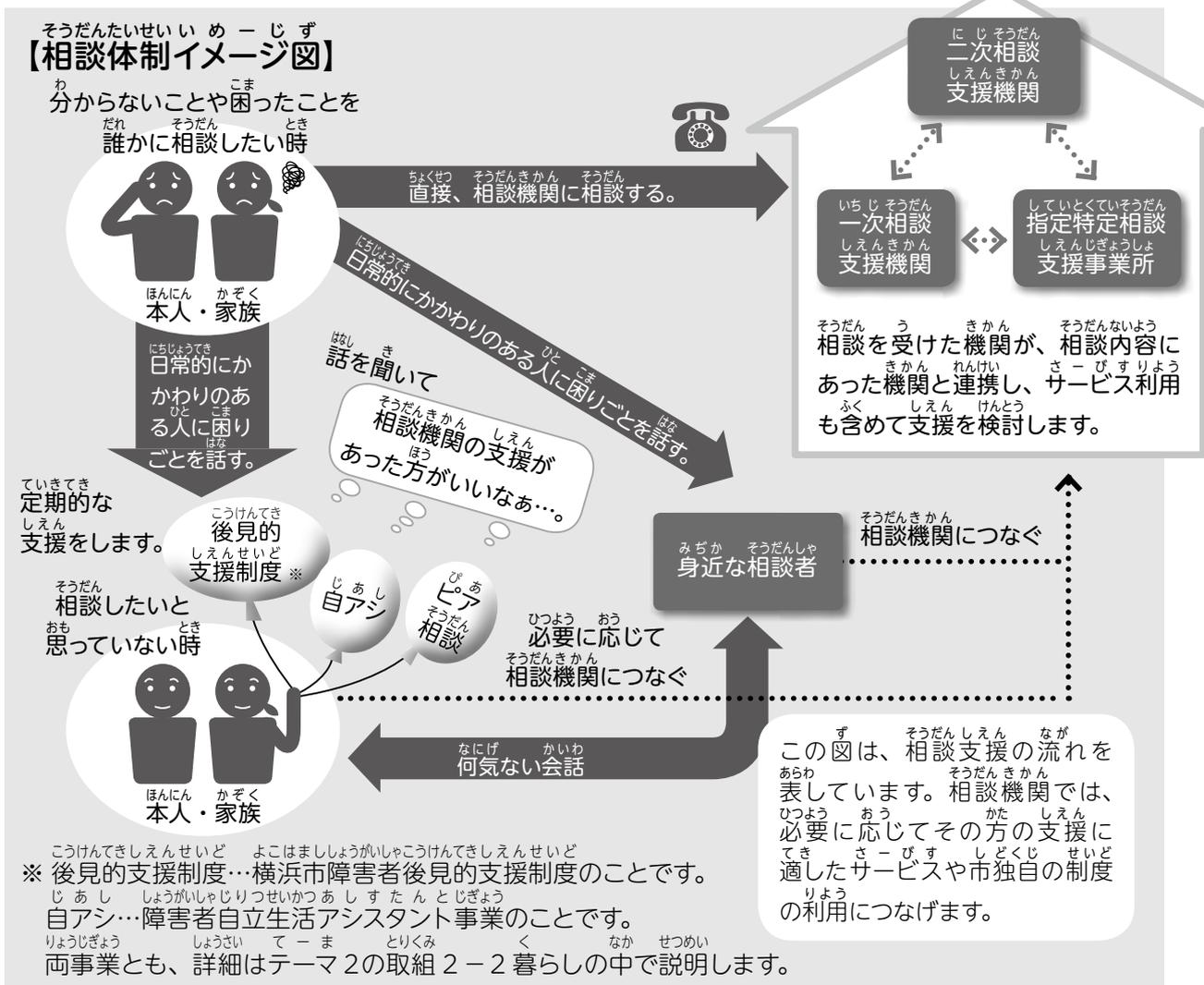
福 *1【見込み】

	へいせい ねんど 平成 27 年度	へいせい ねんど 平成 28 年度	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど へいせい ねんど 平成 30 年度～平成 32 年度
けいかくそうだん 計画相談 しえんりようしゃすう 支援利用者数 ねんかん (年間)	21,500 人	23,000 人	24,500 人	へいせい ねんど へいせい ねんど 平成 29 年度までの状況等を もと せつてい 基に設定する。

※ 計画相談支援利用者数には、サービス等利用計画案を指定特定相談支援事業所が作成する方とご自身
等が作成する方の合計数を記載しています。

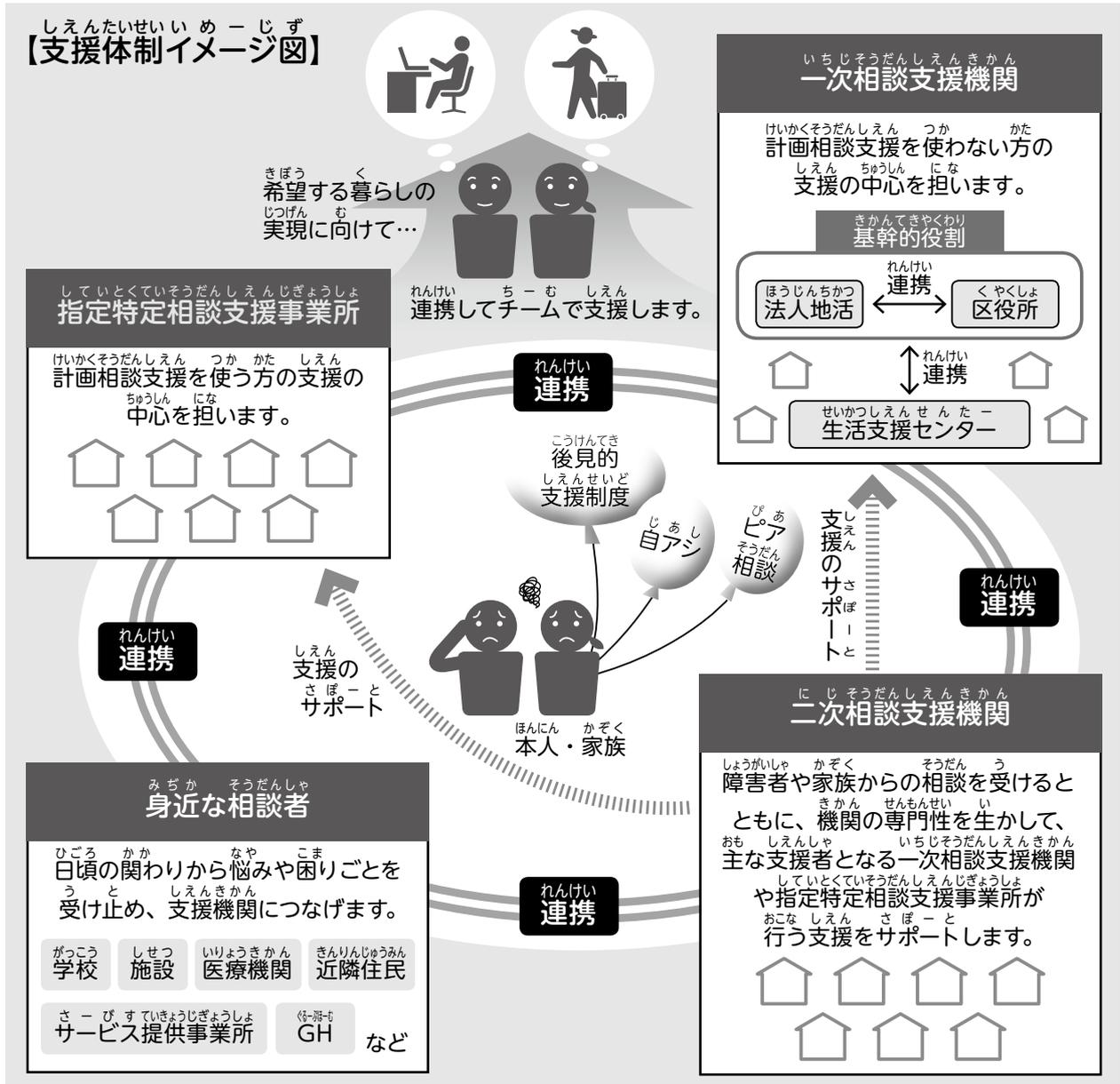
*1…福は、「障害福祉計画」で定めるサービス等の数値目標を指します。(以下、同様とします)

なお、障害福祉計画には、障害福祉サービスの見込み量と、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な
形態により事業を進める地域生活支援事業の見込み量が含まれています。



分類	役割	機関
身近な相談者	日頃の関わりの中で、何気ない会話に含まれている相談に気づき、必要に応じて適した相談支援機関につなげます。	サービス提供事業者、施設、学校、作業所、グループホーム、地域ケアプラザ、障害者支援センター、区社会福祉協議会、中途障害者地域活動センター、医療機関、ピア相談センター、近隣住民など
指定特定相談支援事業所	計画相談支援を利用する方の支援の中心を担います。	かくしていきいき相談支援センター
一次相談支援機関	地域の相談支援専門機関として、どんな相談でも受け止め、支援を考えます。また、計画相談支援を利用しない方の支援の中心を担います。	障害者地域活動ホーム相談支援担当、生活支援センター、療育センター、区福祉保健センター、児童相談所、就労支援センターなど
二次相談支援機関	専門的・個別的な相談及び助言を行います。他の機関と異なり、専門知識を生かして一次相談支援機関等が行う支援をサポートします。	障害者更生相談所、こころの健康相談センター、総合保健医療センター、総合リハビリテーションセンター、十愛病院、横浜療育医療センター、てらん広場、花みずぎ、青葉メゾン、発達障害者支援センター

【支援体制イメージ図】



第3章

区自立支援協議会の目的・役割等の整理

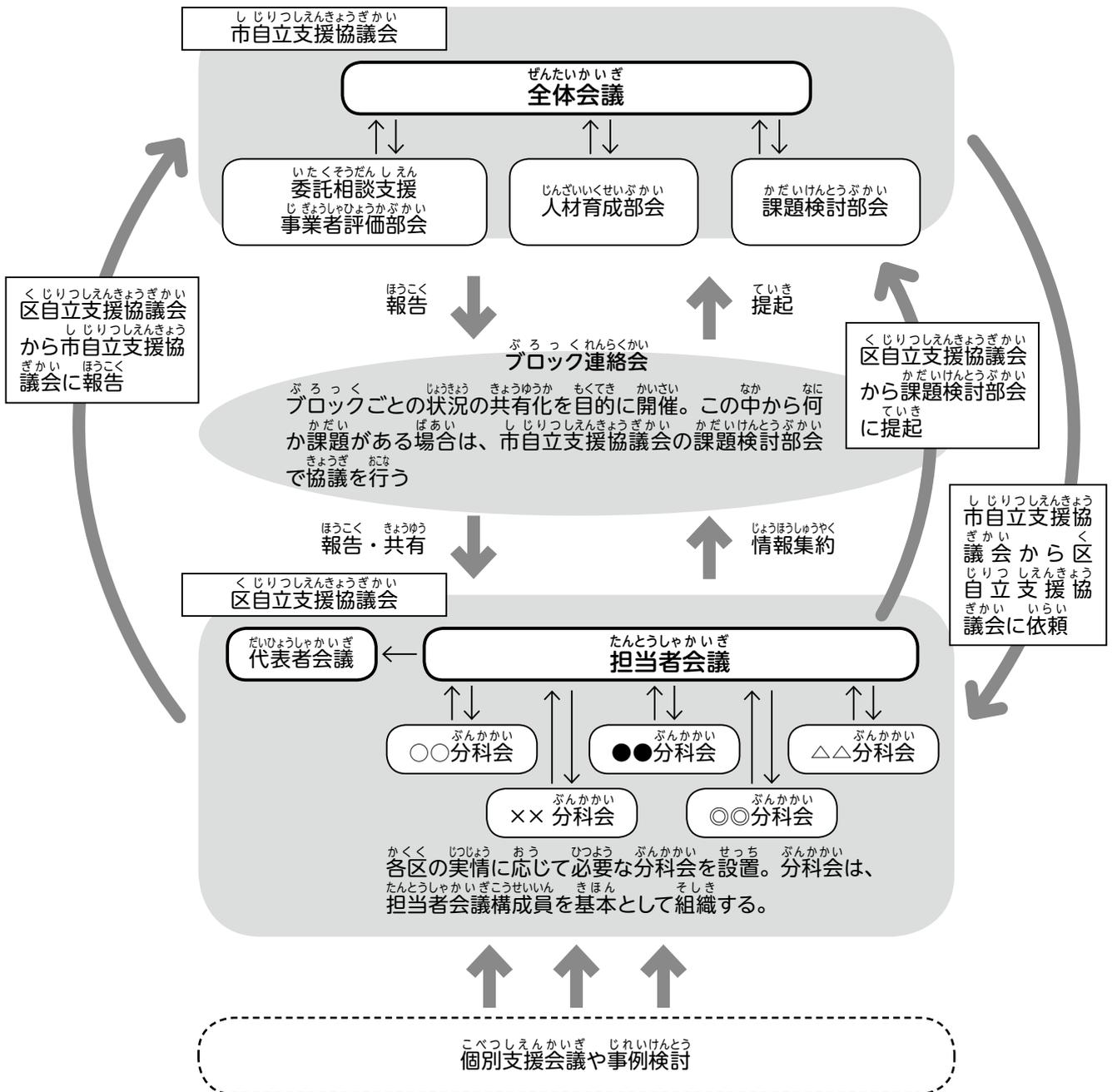
…各区で開催している区自立支援協議会の取組内容を集約し、課題検討だけでなく、社会資源の創設、施策提案及び権利擁護等の様々な視点で、区自立支援協議会の目的や役割を整理し、機能強化を図ります。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
しじりつしえんきょうぎかい 市自立支援協議会と くじりつしえんきょうぎかい 区自立支援協議会の れんけい れんどう 連携・連動	かくく かいさい 各区で開催されている区自立支援協議会 とりくみ けんどうないよう での取組や検討内容を、市自立支援協 ぎかい しさくてんかい 議会での施策展開にいかすため、連携・ れんどう しく せいり 連動の仕組みを整理します。	すいしん 推進	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
くいき こ おうだんてき 区域を超えた横断的 けんとう すいしん な検討の推進	くいき かいけつ かだい きょうゆう 区域で解決できない課題の共有や、 あら しゃかいしげん そうせつ む けんとう 新たな社会資源の創設に向けた検討、 し じりつしえんきょうぎかい しさくていあん じょうほう 市自立支援協議会への施策提案（情報 ていきょう もくてき くいき こ 提供）などを目的として、区域を超えた けんとう ば せっち 検討の場を設置します。	すいしん 推進	すいしん 推進

【自立支援協議会 体制イメージ図】

市自立支援協議会と区自立支援協議会関連図



○相談部会の設置による推進

けいかく そうだんしえん すいしん む していとくてい そうだんしえん じぎょうしょ た じぎょうしょ
計画相談支援の推進に向けて、指定特定相談支援事業所とその他の事業所により
相談部会を立ち上げ、事例検討や障害福祉サービスの学習会等を開催することで計画
相談支援の理解が深まるとともに、事業所の連携にもつながりました。

○地域とのつながりを推進する取組

く じりつしえんきょうぎかい ぜんたいかい ちいき ひつようせい さいかくにん ちいき
区自立支援協議会全体会で「地域とのつながりの必要性」を再確認し、地域とのつ
ながりに向けて地域ケアプラザや自治会等地域の方々と一緒に取り組むことの重要性
を共有することにつながりました。

く じりつしえんきょうぎかい けんとう しょうがいしゃ かだい ひつよう とりくみ ちいき
また、区自立支援協議会で検討された障害者の課題や必要な取組などを、地域
福祉保健計画の区計画や地区別計画の取組に生かせるよう、連携を行っています。

▶難病患者への相談支援の実施

いりよう ふくし せいかつとう かん ちしき え なんびょういりようこうえんかい せいかつじょう くふう
…医療、福祉、生活等に関する知識を得るための難病医療講演会や、生活上の工夫な
どについて情報交換を行うための交流会等を、引き続き実施します。

▶発達障害者に関わる相談支援の充実

はったつしょうがいしゃ かん みちが ばしょ そうだん う しく こうほうしゅうち
…発達障害者に関して身近な場所で相談が受けられる仕組みをつくとともに、広報周知
を行います。また、関係機関のネットワークを構築・強化します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
はったつしょうがいしゃしえん 発達障害者支援 センター運営事業	はったつしょうがいしゃしえん せん た - しょくいん 発達障害者支援センターの職員 が各区に出向き、区の職員と いっしょ そうだん う とくてい そうだん び 一緒に相談を受ける特定相談日 もう を設けます。	とくてい そうだん び じつし く 特定相談日実施区 18 区 (平成 27 年度)	すいしん 推進

▶高次脳機能障害に関わる関係機関の連携促進

こうじのうきのうしょうがい かんけいきかん れんけいそくしん
…高次脳機能障害に対する支援ニーズに対応するため、高次脳機能障害支援センター
と地域の関係機関との連携を促進します。

とりくみ じょうほう ほしょう
取組1-3 情報の保障

げんじょう とりくみ ほうこうせい
現状と取組の方向性

じょうほうかしゃかい はってん とちな けいたいでんわ すまーとふおん ぼそこんどう じょうほうきき
情報化社会の発展に伴い、携帯電話、スマートフォン、パソコン等の情報機器をはじめ、
じょうほう でんたつ にゆうしゆ ほうほう たようか しょうがいじ しゃ とくせい じょうほう
情報の伝達や入手の方法は多様化してきました。しかし、障害児・者はその特性により、情報
にゆうしゆ こんなん とちな ぼあい ぎょうせいじょうほう ていきょう あ じょうほう ちたい かくじつ
入手に困難を伴う場合があります。また、行政情報の提供に当たり、情報が遅滞なく確実に
つた ひつよう
伝わる必要があります。

しょうがいとくせい たいおう じょうほう はっしん しょうがいじ しゃ せいかつ ひつよう じょうほう しゆとく
そこで、障害特性に対応した情報の発信や、障害児・者が生活に必要な情報を取得するた
め しょうがい しゃ さべつ かいしょうほう しゆしとう ふ ほんし じょうほうはっしん
の支援を行います。障害者差別解消法の趣旨等を踏まえながら、本市からの情報発信や
かんけいきかん みんかんじぎょうしゃとう じょうほうはっしん るーか がいどらいんとう さくせい けんとう
関係機関、民間事業者等による情報発信のルール化やガイドライン等の作成を検討します。

し さく
施策

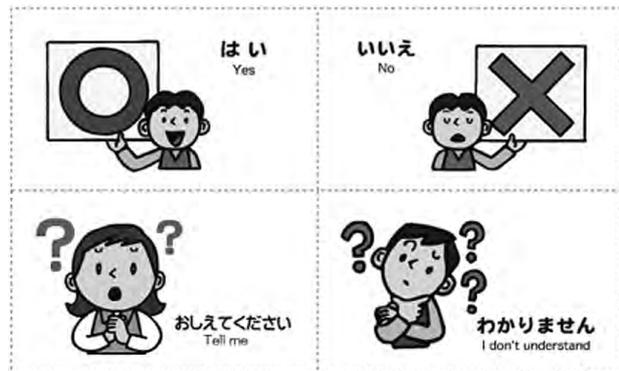
ぎょうせいじょうほう ごうりてきはりよ すいしん
行政情報における合理的配慮の推進

こみゆにけーしょんぼーど かーど かつようそくしん
▶ コミュニケーションボード・カードの活用促進

もじ ことば こみゆにけーしょん にがて ひと ぼーど かーど えが え
…文字や言葉によるコミュニケーションが苦手な人が、ボードやカードに描かれた絵や
きごう ゆび いし つた てる かつよう けいぞく おこな
記号を指さすことで、意思を伝えやすくするツールの活用を継続して行います。

※これまで作成した「お店用」「救急用」「災害用」「鉄道用」のボードやカードについ
ては、以下のホームページから自由にダウンロードして使えます。

<http://www.yokohamashakyo.jp/siencenter/safetynet/safetynet.html>



こみゆにけーしょんぼーど ひだり かーど みぎ
コミュニケーションボード (左)・カード (右)

じょうほう ほしょう かん けんとう すいしん
▶情報の保障に関する検討と推進

しょうがい ひつよう じょうほう ていきょう たいせつ しょうがいしゃさべつ
…障害のあるなしにかかわらず、必要な情報が提供されることは大切です。障害者差別
かいしょうほう しこう む こんご し とりくみ けんとう なか ほんし じょうほうはっしん
解消法の施行に向けて今後の市の取組を検討していく中で、本市からの情報発信につ
けんとう おこな ぐたいか さいがいじ こま しょうがいとくせい
いても検討を行い、具体化します。また、災害時において、きめ細かで、障害特性を
ふ じょうほう ひと ほしょう
踏まえた情報が等しく保障されるようにします。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう もと とりくみ きさい
※「障害者差別解消法に基づく取組」については、P.91に記載します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
ごうりてきはいろよ ふ 合理的配慮を踏 まえた情報発信の ルール化 しんき 新規	しかくしょうがいしゃ ちょうかくしょうがいしゃおよび ちてきしょうがいしゃとう じょうほうていきよう 知的障害者等への情報提供につ いて、ぎょうせいじょうほうはっしん ーる か 行政情報発信のルール化、 がいどらいんとう さくせい けんとう ガイドライン等の作成を検討し ます。	すいしん 推進	すいしん 推進

い し そつう し えん じ ぎ ょう とう み こ
福意思疎通支援事業等【見込み】

	へいせい ねんど 平成 27 年度	へいせい ねんど 平成 28 年度	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど へいせい ねんど 平成 30 年度～平成 32 年度
しゅわつうやくしや 手話通訳者の はけん 派遣 りようしやすう (利用者数)	8,900 人	9,500 人	9,900 人	へいせい ねんど へいせい ねんど 平成 29 年度までの状況等を もと せってい 基に設定する。
ようやくひつきしや 要約筆記者の はけん 派遣 りようしやすう (利用者数)	1,750 人	1,800 人	1,900 人	へいせい ねんど へいせい ねんど 平成 29 年度までの状況等を もと せってい 基に設定する。
しゅわほうしんようせい 手話奉仕員養成 けんしゅうじぎょう 研修事業 ようせいにんずう (養成人数)	80 人	80 人	80 人	へいせい ねんど へいせい ねんど 平成 29 年度までの状況等を もと せってい 基に設定する。
しゅわつうやくしや ひつ 手話通訳者・筆 きしやようせいけんしゅう 記者養成研修 じぎょう 事業	40 人	40 人	40 人	へいせい ねんど へいせい ねんど 平成 29 年度までの状況等を もと せってい 基に設定する。
もう しゃむ 盲ろう者向け つうやく かいじょいん 通訳・介助員 ようせいけんしゅうじぎょう 養成研修事業	25 人	25 人	25 人	へいせい ねんど へいせい ねんど 平成 29 年度までの状況等を もと せってい 基に設定する。

とりくみ さいがいたいさく
取組1-4 災害対策

げんじょう とりくみ ほうこうせい
現状と取組の方向性

さいがいはっせいじ ようえんごしゃ あんぴかくにんどう じんそく おこな ひごろ ちいき ささ あ
災害発生時に、要援護者の安否確認等が迅速に行えるよう、日頃からの地域の支え合いの
とりくみ しえん さいがいじ ようえんごしゃしえんじぎょう すいしん しょうがいじ しゃ あんしん ひなんせいかつ
取組を支援する災害時要援護者支援事業の推進や、障害児・者が安心して避難生活ができる
しょう ちゅうがっこう ちいきぼうさいきよてん たもくてきと いれ せいび おこな
よう、小・中学校などの地域防災拠点へ多目的トイレの整備などを行ってきました。

ちいきぼうさいきよてんどう ひなんじょ せいかつ こんなん ようえんごしゃ にじてきひなんばしよ
また、地域防災拠点等の避難所での生活が困難な要援護者のための二次的避難場所であ
とくべつひなんばしよ かくほ びちくぶつし せいび すいしん
る特別避難場所の確保や、備蓄物資の整備などを推進してきました。

げんざい ひなんじょ ばりあ い ひなんじょ しょうがいしゃ す
しかし、現在の避難所へはバリアがあって行くことができない、避難所で障害者が過ごし
ふあん おお しょうがいしゃ さいがいはっせいじ しえんたいせい たいおう ひつよう
ていけるか不安が多いなど、障害者の災害発生時の支援体制について、対応が必要です。

さいがいはっせいじ しょうがいとくせい おう じょうほうていきょう ひなんじょ ようえんごしゃ
そこで、災害発生時における、障害特性に応じた情報提供や避難所における要援護者のた
す ぺー す かくほとう ひつよう はいりよ おこな ひ つづ かんきょうせいび すす あわ
めのスペースの確保等、必要な配慮が行われるよう、引き続き環境整備を進めます。併せて、
ちいき ぼうさいくねん しょうがいしゃ いっしょ さんか きょうじよ じじよ しえんとう けんとう
地域での防災訓練に障害者が一緒に参加できるような、共助・自助への支援等を検討します。

し さく
施策

さいがいじ じじよ きょうじよ こうじよ しんどう
災害時の自助・共助・公助の浸透

さいがいじ ようえんごしゃ たいさく
▶ 災害時要援護者への対策

じしんどうさいがいはっせいじ じりきひなん こんなん しょうがいしゃとう ようえんごしゃ あんぴかくにん ひなんしえん
…地震等災害発生時に、自力避難が困難な障害者等の要援護者の安否確認や避難支援
じんそく おこな ひごろ ちいき ようえんごしゃ かんけい ちいき
などが迅速に行われるためには、日頃からの地域と要援護者との関係づくり、地域で
ささ あ じゅうよう じち かいちょうないかいとう じしゅぼうさいそしきとう じしゅてき しゅたい
の支え合いが重要です。そこで、自治会町内会等の自主防災組織等が、自主的・主体
てき ようえんごしゃ しえん と く しえん かんけいきかん だんたいとう
的に要援護者の支援に取り組んでいけるよう支援するとともに、関係機関・団体等の
れんけい じょうほうきょうゆうとう すす さいがい そな へいじょうじ ようえんごしゃたいさく すいしん
連携、情報共有等が進んでいくよう、災害に備えた平常時からの要援護者対策を推進
します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
さいがい じ ようえんごしや 災害時要援護者 しえんじぎょう 支援事業	さいがい じ じりきひなん こんなん ようえん 災害時に自力避難が困難な要援 ごしや あんぴかくにん ひなんしえんとう 護者の安否確認や避難支援等 かつどう えんかつ おこな の活動が円滑に行われるよう、 じょうほうきょうゆうほうしき じっしとう 「情報共有方式」の実施等を つう さいがい そな ひごろ 通じて、災害に備えた日頃から ちいき じしゆてき ささ あ の地域での自主的な支え合いの とりくみ しえん 取組を支援します。	さいがい じ ようえんごしやし 災害時要援護者支 えん とりくみ じっし 援の取組を実施し て じ ち かい ちよう ている自治会・町 ないかい わりあい 内会の割合 : 80%	すいしん 推進
しょうがいしや しえんしや 障害者・支援者に きやらぼんたい よるキャラバン隊 はけんしえんじぎょう 派遣支援事業 しんき 新規	かくく じっし ちいきぼうさいきよてん 各区で実施される地域防災拠点 くんれん せいふていーねつとぶ 訓練に、セイフティーネットプ ろ じえくとよこはま ざんか ロジェクト横浜が参加しやすい しえん しょうがいとくせい せつめい ように支援し、障害特性を説明 します。そして参加者 たい しょうがいしや ぼらんてい あしえん 障害者へのボランティア支援や しょうがい じや こみゆにけーし 障害児・者とのコミュニケーシ よん にかい ほか ョンについて、理解を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
しょうがいしゆべつさいがい じ 障害種別災害時 たいおうまに ゆ ある 対応マニュアルの さくせい 作成 しんき 新規	さいがいはっせいちよくご ふっこうき いた 災害発生直後から復興期に至る きかん しょうがいしゆべつ 期間において、障害種別ごとの たいおうまに ゆ ある さくせい 対応マニュアルを作成します。	たいおうまに ゆ ある 対応マニュアルの ないようけんとう 内容検討	たいおうまに ゆ ある 対応マニュアルの さくせい 作成
ち いきぼうさいきよてん 地域防災拠点に しょうがいしやたいけん おける障害者体験 しんき 新規	かくちく ねん かいさい ちいき 各地区、年 1 回開催される地域 ぼうさいきよてんくんれん めにゆー 防災拠点訓練のメニューとして、 しょうがいしやたいけん じっし 障害者体験を実施できるよう しえん 支援します。	すいしん 推進	すいしん 推進

こうじよ やくわりぶんたん めいかくか
▶ 公助の役割分担の明確化

くやくしよ ふくしほけんせんたー けんこうふくしきよく さいがい じ こうりつてき こうかてき こうじよ
…区役所の福祉保健センターと健康福祉局が災害時において、効率的・効果的に公助
やくわり は れんけいほうほう けんとう
の役割が果たせるような連携方法を検討します。

くわ さいがい きぼ おう しがい はんそう ほうほう けんとう
加えて、災害の規模に応じて、市外へ搬送する方法について検討します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
くきょくしょうがいしゃさいがい 区局障害者災害 たいさくかいぎ 対策会議 しんき 新規	さいがいはっせいじ くふくし ほけん 災害発生時における区福祉保健 せんたー けんこうふくしきょく センター、健康福祉局のそれ やくわりおよ れんけいほうほう ぞれの役割及び連携方法につい けんとう て、検討します。 しいき こ れんけい はんそうほうほう 市域を越えた連携・搬送方法に けんとう についても検討します。	くきょくしょうがいしゃさいがい 区局障害者災害 たいさくかいぎ じっし 対策会議の実施	すいしん 推進

きょうじょ じじょ しゅく こうちく
▶ 共助・自助の仕組みの構築

しょうがいとくせい おう きょうじょ じじょ なに けんとう ば せっち
…障害特性に応じた共助・自助として何ができるかについて、検討する場を設置し、
しゅく けんとう
仕組みを検討します。

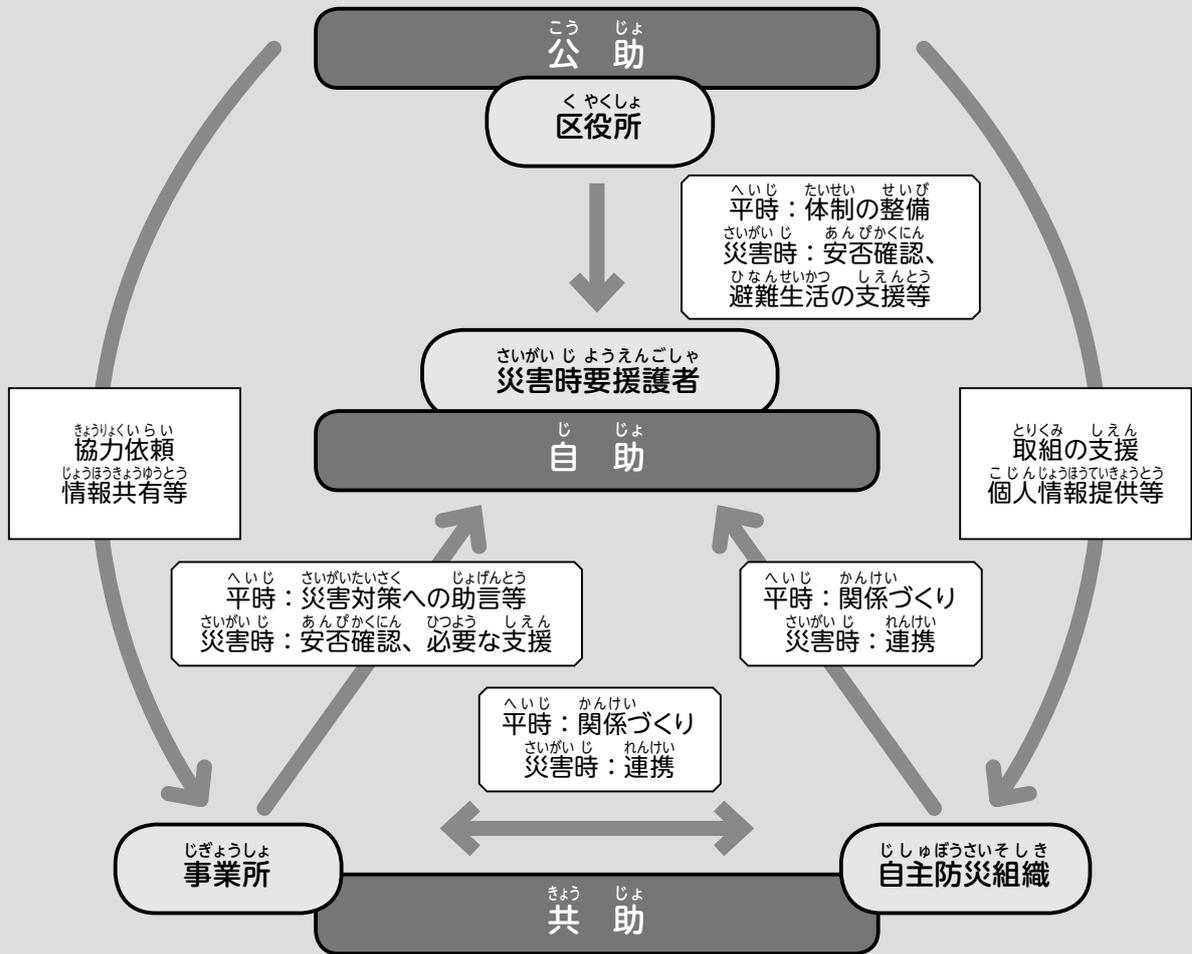
じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
しょうがいしゃさいがいたいさく 障害者災害対策 かいぎ 会議 しんき 新規	しょうがいしゃ しえんしゃ じぎょうしゃ ち 障害者、支援者、事業者、地 いきおよ ぎょうせいとう さいがい じ 域及び行政等が災害時におけ きょうじょ けんとう ば る共助について、検討する場を もう けんとう なか 設けます。また、その検討の中 じじょ やくわり めいかく で自助の役割も明確にします。 しいきない そうごれんけいおうえんたいせい 市域内の相互連携応援体制の こうちく けんとう 構築を検討します。	しょうがいしゃさいがい 障害者災害 たいさくかいぎ じっし 対策会議の実施	すいしん 推進

しょうがいとくせい おう おうきゅうびちくぶっし ほかんぼしよ かくほ
▶ 障害特性に応じた応急備蓄物資の保管場所の確保

しょうがいとくせい おう さいがいはっせいちよくご ひつよう ぶっし ほかんぼしよ ていきょう かのう
…障害特性に応じて、災害発生直後から必要となる物資と保管場所の提供が可能な
しせつ しゅく けんとう
施設をつなげる仕組みを検討します。

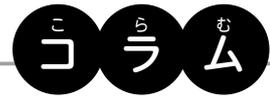
じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
しょうがいしゅべつおうきゅうび 障害種別応急備 ちくぶっし れんけい じぎょう 蓄物資連携事業 しんき 新規	すとまようそうぐ しょうがいとくせい ストマ用装具など障害特性に おう おうきゅうびちくぶっし 応じた応急備蓄物資について、 ほかんぼしよ かのう しせつ 保管場所が可能な施設をそれぞ こうぼ ほかん む れ公募するなど、保管に向けた けんとう おこな 検討を行います。	すいしん 推進	すいしん 推進

よこはまし じじよ きょうじよ こうじよ かが かた
横浜市における自助・共助・公助の考え方



ぎょうせい ちいき じぎょうしゃ ようえんごしゃ とりくみないよう
行政、地域、事業者、要援護者の取組内容

しゅ たい 主 体	ない よう 内 容
ぎょう せい 行 政	ようえんごしゃ ちいき ささ たいせい しえんとう ぎょうせい ほゆう こじんじょうほう 要援護者を地域で支える体制づくりの支援等 (行政が保有する個人情報 ていぎょうとうふく くしゃかいふくしきょうざikai ちいき け あ ぶら ざ かんけい 提供等含む。)、区社会福祉協議会・地域ケアプラザをはじめとした関係 きかん だんたいとう れんけいきょうか とくべつひなんぼしよ しせつかくほ かいせつ 機関・団体等との連携強化、特別避難場所の施設確保・開設
ち いき 地 域	ようえんごしゃ ひごろ かんけい こえ みまも とう さいがい じ 要援護者との日頃からの関係づくり (声かけ、見守り等)、災害時における ようえんごしゃ あんぴかくにんとう 要援護者の安否確認等
じぎょうしゃ 事 業 者	へいじ ちいき かんけい ひなんくんれんとう きょうりくとう さいがい じ 平時からの地域との関係づくり (避難訓練等への協力等)、災害時における りようしゃ あんぴかくにん ひなんしえん きょうりくとう 利用者の安否確認、避難支援への協力等
ようえんごしゃ 要 援 護 者	へいじ ちいき じぎょうしゃ かんけい こうりゅうかい ひなんくんれんとう さんかとう 平時からの地域や事業者との関係づくり (交流会・避難訓練等への参加等)、 さいがい そな 災害への備え



ほどがやくとくじ とりくみ 保土ヶ谷区独自の取組

いりょういぞんど たか ざいたくりょうようしゃ げんさいさぽーとじぎょう
～医療依存度の高い在宅療養者のための減災サポート事業について～

ほどがやく ひがしにほんだいしんさい さいがい たい とりくみ すす
保土ヶ谷区では、東日本大震災をきっかけに、災害に対する取組を進めています。

いりょうきき つか ざいたく せいかつ かた まいにち せいかつ いそが ひつよう
医療機器を使って在宅で生活をされている方からは「毎日の生活で忙しく、必要と
かん さいがいたいさく て まわ げんじよう はなし
感じていても、災害対策にまで手が回らない現状がある」という話がありました。ただ、
さいがいはっせい たいさく おこな たいせつ じたく でんき しょう かいご
災害発生への対策を行うことは大切であり、とりわけ、自宅で電気を使用する介護・
いりょうきき つか かた いっぽんてき さいがいたいさく くわ ていでん たいさく まん いち
医療機器を使っている方は、一般的な災害対策に加えて、停電への対策や、万が一、
じたく す とき ひなん かんが
自宅で過ごせなくなってしまった時のために、どうやって避難するのかを考えておくこ
じゅうよう
とが重要です。

ほけんし くない ほうもんかんごじゅうじしゃ きょうぎ かさ いりょういぞんど たか
そのために、保健師や区内の訪問看護従事者などで協議を重ね、「医療依存度の高
ざいたくりょうようしゃ げんさいさぽーとじぎょう かいし とりくみ なか さいがい
い在宅療養者のための減災サポート事業」を開始しました。この取組の中で、災害
じ たいさく た さい かつよう さいがい いめーじ たいさく
時の対策を立てる際に活用していただけるよう、災害をイメージしやすくし、対策の
ぼいんと さいがいたいさくのーと しょうがいしゃ かぞく
ポイントをわかりやすくまとめた「わたしの災害対策ノート」を、障害者やそのご家族・
しえんしゃ みな くぼ
支援者の皆さんにお配りしています。

ひなん あ きょじゅう ちいき じゅうみん かた じゅうよう
また、避難に当たっては居住する地域の住民の方とのつながりが重要になるため、
ほどがやく ちいきじゅうみんむ ざいたくりょうようしゃ かた りかい さいがいじ きょうりよく けいはつ
保土ヶ谷区の地域住民向けに、在宅療養者の方への理解や災害時の協力を啓発する
こうえんかい へいこう おこな
講演会なども並行して行ってきました。

こんご ほどがやくない りょうよう かた さまざま じょうきょう たいおう とりくみ
今後も、保土ヶ谷区内で療養されている方が様々な状況に対応できるための取組
すす かんけいきかん ほんにん かぞく とりくみ し
を進められるよう、関係機関やご本人・ご家族にもその取組を知っていただくための
じぎょうてんかい おこな
事業展開を行っていきます。

さいがいたいさくのーと ほどがやくくしょ ほーむぺーじ えつらん いんざつ
※なお、「わたしの災害対策ノート」は、保土ヶ谷区役所のホームページで閲覧・印刷できます。また、
ほどがやくくしょ わた
保土ヶ谷区役所でもお渡ししています。

てーま
テーマ2
す
住む、
そして暮らす

しゃかいしげん じゅうじつ しょうがいじ しゃ
社会資源は充実してきていますが、障害児・者が、
ちいき なか きぼう あ く せんたく
地域の中で希望に合った暮らしを選択することが、
まだ十分できているとは言えません。

こんご しゃかいしげん じゅうじつ しょうがい
今後、さらに社会資源を充実させ、どんな障害
があっても、できる限り自ら「住まいの場」を選択し、
す な ちいき あんしん く つづ せんたく
住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができ
るまち、ヨコハマを目指します。

そのためには、「住まいの場」を確保することと、そこで安心して暮らし続けていくために、
ひとり せいかつ じゅうぶん しえん しさく じゅうじつ ひつよう
一人ひとりの生活を十分に支援するための施策を充実させていくことが必要です。

そこで、多様な形態の住まいや、地域での充実した生活の実現に必要な施策を検討し
ます。

とうじしゃ こえ
当事者からの声

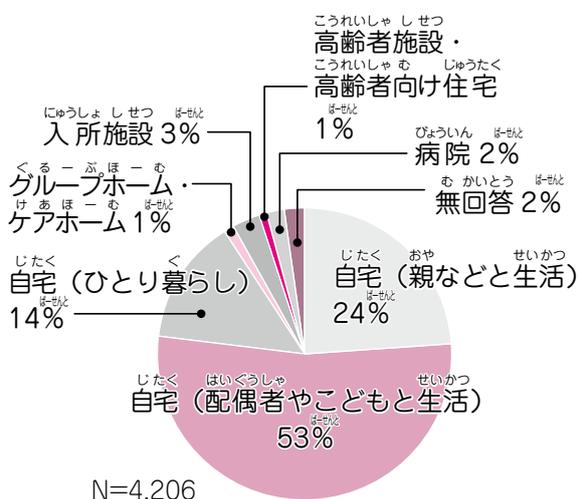
- ひとりぐ くりつ ぐるーぶほーむ せいかつ あんしん
一人暮らしは孤立しがちなので、グループホームで生活できれば安心。
- ぐるーぶほーむ で ひとりぐ
いずれはグループホームを出て一人暮らしをしたい。
- いるりょうてき たいせい とどの しせつ ひつよう
医療的な体制が整っている施設が必要ではないか。
- しょうがい おも ひつよう しえん ざいたく せいかつ しせつ ぐるーぶほーむ
障害が重くても、必要な支援さえあれば、在宅で生活できる。施設かグループホームか
だけではなく、ざいたくせいかつ はば ひろ ひと ほうほう
在宅生活の幅を広げていくことも一つの方法。

にーずはあくちようさけっか
ニーズ把握調査結果から

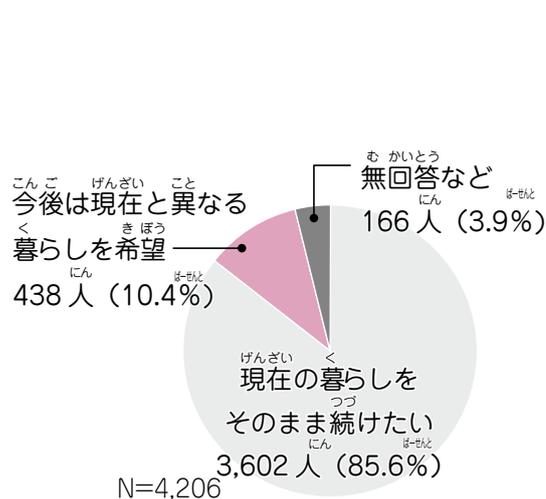
げんざい く つづ おも かた わりあい げんざい
現在の暮らしをそのまま続けたいと思う方の割合が、70～85%となっています。

こんご げんざい こと く きぼう かた わりあい げんざい
また、今後は現在と異なる暮らしを希望する方の割合は、10～24%となっています。

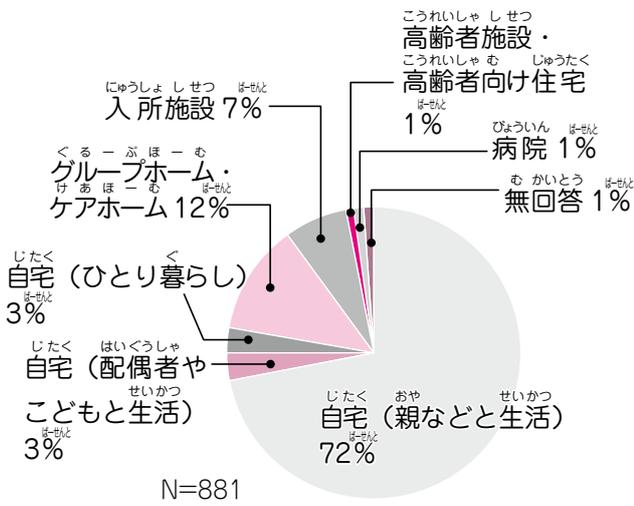
げんざい く しんたいしょうがい
《現在暮らしているところ(身体障害)》



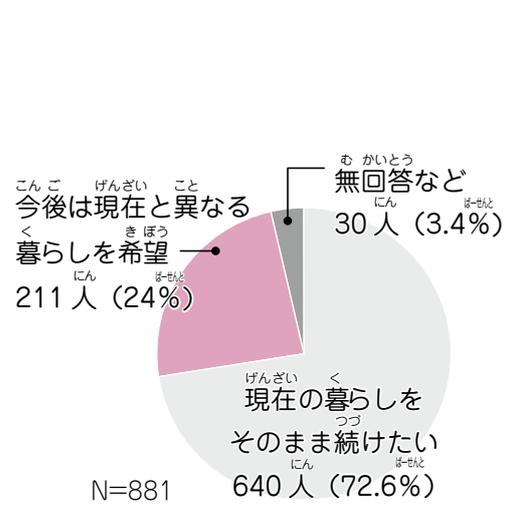
こんご きぼう く しんたいしょうがい
《今後希望する暮らし(身体障害)》



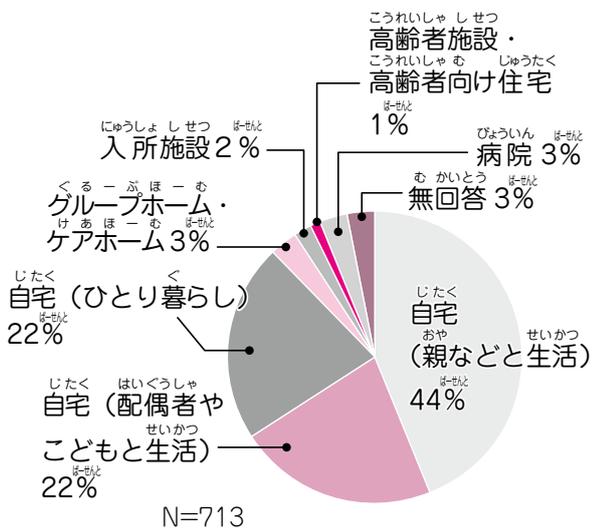
げんざいく
《現在暮らしているところ (知的障害)》



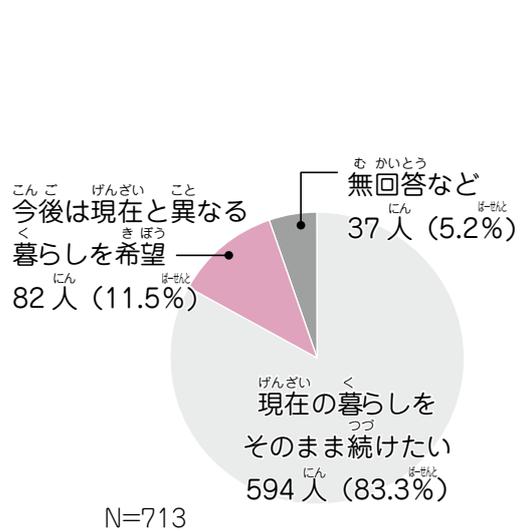
こんご きぼう く
《今後希望する暮らし (知的障害)》



げんざいく
《現在暮らしているところ (精神障害)》



こんご きぼう く
《今後希望する暮らし (精神障害)》



とりくみ す
取組2-1 住まい

げんじょう とりくみ ほうこうせい
現状と取組の方向性

す せいかつ きほん しょうがいじょうきょう こうれいか さゆう だれ かのう かぎ す
 住まいは生活の基本であり、障害状況や高齢化などに左右されず、誰もが可能な限り住
 み慣れた場所で住み続けられることが望めます。

いっぽう え いま す す つづ こんなん ばあい そうてい
 一方で、やむを得ず今の住まいで住み続けることが困難になる場合も想定されるため、その
 ような場合でも、その時々障害児・者の状況に合ったところで生活できるような仕組みが
 ひつよう
 必要です。

しょうがいしゃ きぼう じょうきょう あ ばしょ す さまざま に ー ず
 そこで、障害者の希望や状況に合った場所に住むことができるなど、様々なニーズに
 こた たいよう けいたい す こうちく すす
 応えられるよう、多様な形態の住まいの構築を進めます。

し さく
施策

しょうがいじょうきょう あ す じゅうじつ
 障害状況に合わせた住まいの充実

さまざま に ー ず こた す こうちく
 ▶ 様々なニーズに応える住まいの構築

たいよう きょじゅうしえん ほうほう けんとう しょうがいじょうきょう こうりよ せんもんてき
 …多様な居住支援の方法について検討するとともに、障害状況を考慮した専門的な
 しえん ひつよう ばあい たいおう しく けんとう すす
 支援が必要な場合にも対応できるような仕組みの検討を進めます。

こうどうしょうがい かた す せんたく に ー ず こた ひつよう しえんとう
 また、行動障害のある方の住まい選択のニーズに応えられるよう、必要な支援等につ
 いてけんとう
 いて検討します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
こうどうしょうがい かた 行動障害のある方 の住まい検討 しんき 新規	ひつよう しえん せいり 必要とされる支援などを整理 し、支援体制のある生活の仕組 みづくりについて、検討を進め ます。	すいしん 推進	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
さぼーとほーむじぎょう サポートホーム事業 ①* はつたつしょうがいしゃ たい (発達障害者に対す せいかつしえん すいしん る生活支援の推進)	はつたつしょうがい にゆうきよしゃ たい せいかつしえん 発達障害のある入居者に対し、生活支援 おこな ちいき ひとりぐ む を行うことで、地域での一人暮らしに向 じゅんぴ しえん さぼーとほーむ けた準備を支援する「サポートホーム」 こうか けんしやう すず について、効果を検証しながら進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進
ようごろうじんほーむ 養護老人ホーム せいびじぎょう しかくしょう 整備事業（視覚障 がいしゃ にゆうしょ 害者の入所） しんき 新規	かんきやうじやう りゆうおよ けいざいてきりゆう 環境上の理由及び経済的理由により、 きよたく ようごう こんなん 居宅において養護を受けることが困難な こうれいしゃ にゆうしょ みんせつみんえい ようごろうじん 高齢者が入所する民設民営の養護老人 ほーむ へいせい ねんどまつかいしよよてい ホーム（平成 27 年度末開所予定）を こうなんくの ぼちやう きやうの ぼしやうがっこうあとち 港南区野庭町の旧野庭小学校跡地に せいび いちぶきよしつ 整備します。その一部居室において、 しかくしょうがいしゃ う い 視覚障害者を受け入れます。	しかくしょうがいしゃ 視覚障害者の にゆうしよじつし 入所実施	すいしん 推進
しんたいしやうがいしゃ こうれい 身体障害者・高齢 しゃ じゅうたくかいぞうおよ 者の住宅改造及び もようが 模様替え	しえいじゅうたく にゆうきよ しょうがいしゃとう よう 市営住宅に入居している障害者等の要 ぼう たい と いれ よくしつ て 望に対し、トイレや浴室への手すりの とりつけ じゅうたくかいぞう じつし 取付などの住宅改造を実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進

●グループホームの設置・運営*2

●共同生活住居

しょうがい かた ちいき あんしん せいかつ おく ぐるーぷほーむ せっち すず
障害のある方が地域で安心した生活が送れるよう、グループホームの設置を進めます。ま
ぐるーぷほーむうんえい しえん じゅうじつ
た、グループホーム運営の支援を充実します。

●サテライト型住居

ぐるーぷほーむ しゅし ふ ひとりく にーず こた
グループホームの趣旨を踏まえつつ、一人で暮らすというニーズにも応えていくため、
しえんけいたい さてらいとがたじゅうきよ かつやう ばら さてらいとがた
支援形態の1つとしてサテライト型住居の活用について働きかけます。また、サテライト型
ひとりぐ じつげん しえん ほうほう けんとう
から、さらに一人暮らしを実現するための支援の方法についても検討します。

*1…第2期であんしん施策として開始した事業を表します。(以下同様とします)

*2…「●」は障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの内容を説明しています。
(以下同様とします。)

福 【目標】 グループホームの設置

		へいせい ねんど 平成 27 年度	へいせい ねんど 平成 28 年度	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 30 年度 へいせい ねんど ～平成 32 年度
きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助 ぐるーぷほーむ (グループホーム)	しんきせつち ねん (新規設置 / 年)	にんぶん 200 人分	にんぶん 200 人分	にんぶん 200 人分	へいせい ねんど 平成 29 年度ま じょうきょうとう もと での状況等を基 せつてい に設定する。
りようしゃすう 利用者数	りようにんずう ねん (利用人数 / 年)	にんぶん 3,700 人分	にんぶん 3,900 人分	にんぶん 4,100 人分	

ベット しょうがいじにゆうしよせつ
※ 別途、障害児入所施設における18歳以上入所者の移行用グループホームを設置します。

(P. 68 参照)

しょうがいしゃえんしせつ しょうがいじせつ さいせいびとう
▶ 障害者支援施設・障害児施設の再整備等

ちいせいかつしえんおよ じゅうどしょうがいしゃえん してん しょうがいしゃえんしせつ にな やくわり きのう
…地域生活支援及び重度障害者支援の視点から障害者支援施設が担う役割・機能やあ
り方について検討し、それらを踏まえ老朽化施設の再整備を進めます。
あわ たいしんこうぞう もんだい たてもの ろうきゅうか いちじ せつ たいしやう た か とう
併せて、耐震構造に問題があり、建物の老朽化が著しい施設を対象に、建て替え等
による整備を行うことにより、地震や火災などの諸災害から入所者等の安全を確保し
ます。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
しょうがいしゃえんしせつ 障害者支援施設の さいせいび 再整備	たいしんきじゆん み 耐震基準を満たしていない、または ろうきゅうか しょうがいしゃえんしせつ 老朽化している障害者支援施設につい ゆにっとか こしつか すす た て、ユニット化・個室化を進めつつ建 か おこな て替えを行います。	こうじかんりよう 工事完了 2か所	しせつじょうきょうとう 施設状況等に けんとう より検討する
しょうがいじせつ せい 障害児施設の整 び さいせいび (あ) 備・再整備	ししよかん しよめ じゅうしやうしんしんしょうがいじ 市所管3か所目の重症心身障害児施 せつ せいび ろうきゅうか すす 設を整備するとともに、老朽化が進 しょうがいじにゆうしよせつ さいせいび んでいる障害児入所施設の再整備・ ゆにっとか すす ユニット化を進めます。	こうじかんりよう 工事完了 4か所	しせつじょうきょうとう 施設状況等に けんとう より検討する
こうりつしょうがいしゃえんしせつ 公立障害者支援施設 よこはまししやうふうがくえん (横浜市松風学園) さいせいび けんとう の再整備の検討	しょうがいしゃえんしせつ よこはまししやうふうがく 障害者支援施設である横浜市松風学 えん にな やくわり もと きのう 園の担うべき役割や求められる機能に けんしやう さいせいび けんとう ついて、検証しながら、再整備を検討 します。	すいしん 推進	すいしん 推進

ふくししせつにゆうしよしゃ ちいきせいかつ いこう
▶ 福祉施設入所者の地域生活への移行

さまざま しゃかいしげん いっそう かつよう はか たよう に ーず こた す かた
…様々な社会資源のより一層の活用を図り、多様なニーズに応える住まいのあり方
こうちく こうどうしょうがい かた ふく ふくししせつにゆうしよしゃ じょうきょう じゅうぶん
を構築していくことで、行動障害のある方も含めた福祉施設入所者の状況を十分に
ふ ちいきいこう すす
踏まえながら地域移行を進めます。

ふくししせつにゆうしよしゃ ちいきせいかつ いこう かんが かつ
福祉施設入所者の地域生活への移行の考え方

へいせい ねんど ねんど にゆうしよしゃげんしやうすう にん そうてい どうきかん ちいき
平成 25 年度から 29 年度までの入所者減少数を 29 人と想定し、同期間での地域
せいかついこう もくひやうすう にん み こ
生活移行の目標数は、186 人と見込みます。

くに だい きしょうがいふくしけいかくししん ねんどまつ ねんどまつじてん しせつにゆうしよ
国の第 4 期障害福祉計画指針では、「29 年度末において、25 年度末時点の施設入所
しやうすう けいざいじやう ちいきせいかつ いこう ねんどまつ しせつにゆうしよしゃすう ねんど
者数の 12%以上が地域生活へ移行するとともに、29 年度末の施設入所者数を 25 年度
まつじてん しせつにゆうしよしゃすう けいざいじやうさくげん
末時点の施設入所者数から 4%以上削減すること」とされています。

だい きしょうがいふくしけいかく さだ ねんど すうちもくひやう たっせい み こ
さらに第 3 期障害福祉計画で定めた 26 年度までの数値目標が達成されないと見込ま
ばあい み たっせいわりあい ねんどまつ ちいきせいかつ いこう ものおよ しせつにゆうしよしゃ
れる場合は、未達成割合を 29 年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の
さくげんわりあい もくひやうち くわ わりあいじやう もくひやうち きほん ちいき じつじやう おう
削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本として、地域の実情に応
じて設定することが望ましいとされています。

ほんし ちいきせいかつ いこう にん ねんどまつじてん しせつにゆうしよしゃすう やく
本市においては、地域生活への移行を 186 人（25 年度末時点の施設入所者数の約
けいざい み こ しせつ にゆうしよ しえん う しん ひつやう しん
12%）と見込むとともに、施設に入所して支援を受けることが真に必要なとされている新
きりようしゃ さーび すていきやう かくほ ひつやう およ しがいにゆうしよしせつ りようしゃ
規利用者などへのサービス提供を確保する必要があること及び市外入所施設の利用者へ
たいおう ねんどまつ しせつにゆうしよしゃすう にん やく けいざい げんしやう み こ
の対応などから、29 年度末における施設入所者数は 29 人（約 2%）の減少を見込み、
にゆうしよていいんすう げんじやう い じ
入所定員数は現状を維持することとします。

もくひやう ふくししせつにゆうしよしゃ ちいきせいかつ いこう
福 【目標】 福祉施設入所者の地域生活への移行

げんじやう 現状	すうち 数値	けいかくち 計画値	すうち 数値	びこう 備考
へいせい ねんどまつじてん 平成 25 年度末時点 しせつにゆうしよしゃすう での施設入所者数	1,544 人	へいせい ねんどまつじてん 平成 29 年度末時点 での施設入所者	1,515 人	へいせい ねんどまつじてん 平成 32 年度末時点で しせつにゆうしよしゃすう へいせい の施設入所者数は平成 ねんど じょうきやうとう もと 29 年度の状況等を基 せってい に設定する。
へいせい ねんどまつじてん 平成 25 年度末時点 ていいんすう での定員数	1,125 人	へいせい ねんどまつじてん 平成 29 年度末時点 ていいんすう での定員数	1,125 人	

福 【目標】

	へいせい ねんど 平成 27 年度	へいせい ねんど 平成 28 年度	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど へいせい ねんど 平成 30 年度～平成 32 年度
しせつにゆうしょしえん 施設入所支援 りょうにんずう つき (利用人数 / 月)	にんぶん 1,530 人分	にんぶん 1,523 人分	にんぶん 1,515 人分	へいせい ねんど じょうきょうとう 平成 29 年度までの状況等を もと せつてい 基に設定する。
しょうがいじにゆうしょしえん 障害児入所支援 ふくしがた いりょうがた (福祉型・医療型) りょうじどうずう つき (利用児童数 / 月)	にんぶん 226 人分	にんぶん 256 人分	にんぶん 256 人分	へいせい ねんど じょうきょうとう 平成 29 年度までの状況等を もと せつてい 基に設定する。
しゅくはくがたじりつくくれん 宿泊型自立訓練 りょうにんずう つき (利用人数 / 月)	にんにちぶん 2,516 人日分	にんにちぶん 2,516 人日分	にんにちぶん 2,516 人日分	へいせい ねんど じょうきょうとう 平成 29 年度までの状況等を もと せつてい 基に設定する。
	にんぶん 96 人分	にんぶん 96 人分	にんぶん 96 人分	
りょうようかいご 療養介護	にんぶん 189 人分	にんぶん 295 人分	にんぶん 295 人分	へいせい ねんど じょうきょうとう 平成 29 年度までの状況等を もと せつてい 基に設定する。

しせつにゆうしょしえん きゅうしんたいしょうがいしゃこうせいしせつ のぞ
※ 施設入所支援は、旧身体障害者更生施設を除く。

だい
第3章
しやう

▶ 18 歳以上の障害児施設入所者の障害者支援施設及び地域への移行

じどうふくしほう かいせい とちな さいいじょう しょうがいじしせつにゆうしょしや へいせい ねんどまつ
…児童福祉法の改正に伴い、18 歳以上の障害児施設入所者は、平成 29 年度末まで
たいしよ ひつよう
に退所する必要があります。18 歳以上の入所者の障害者支援施設やグループホームへ
いこう そくしん
の移行を促進します。

福 【目標】

	へいせい ねんど 平成 27 年度	へいせい ねんど 平成 28 年度	へいせい ねんど 平成 29 年度
さいいじょう にゆうしょしや いこうにんずう 18 歳以上の入所者の移行人数	にん 28 人	にん 28 人	にん 29 人
いこうよていたいしょうにんずう 移行予定対象人数	にん 57 人	にん 29 人	にん 0 人

▶入院中の精神障害者の地域生活への移行

…入院中の精神障害者の地域生活への移行を推進します。

現在実施している地域移行や地域定着のための施策を着実に推進するとともに、退院支援に携わる医療従事者及び地域援助事業者等を対象とした研修など、長期入院者の退院促進に資する取組も新たに進めます。また、長期入院者の実態や退院に向けた課題の把握も行いつつ、必要に応じて新たな施策についても検討します。

●精神障害者地域移行・定着支援（市事業）

精神科病院との協働活動を通じた連携体制の構築や、障害者総合支援法の「地域移行支援」の利用に至らない方への退院の動機付け、退院後のフォロー等を行い、地域移行及び定着を支援します。

【目標】精神障害者地域移行・地域定着支援事業（市事業）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度～平成 32 年度
個別支援対象者数 (人/年)	70 人	70 人	70 人	平成 29 年度までの状況等をもとに設定する。

●地域移行支援

障害者施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための相談・同行等、必要な支援を行います。

●地域定着支援

居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

福 【目標】地域相談支援（年間の人分は延べ数）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度～平成 32 年度
地域移行支援	つき (/月)	5 人分	7 人分	8 人分	平成 29 年度までの状況等をもとに設定する。
	ねん (/年)	60 人分	80 人分	100 人分	
地域定着支援	つき (/月)	10 人分	15 人分	20 人分	
	ねん (/年)	120 人分	180 人分	240 人分	

みんかんじゅうたく にゅうきよすいしん
▶民間住宅への入居推進

ぐるーぶほーむ ひとりぐ きぼう しょうがいしゃ ちいき せいかつ
…グループホームから一人暮らしを希望する障害者が地域で生活しやすくなるように、こ
れまでの取組と併せて一体的な支援体制を構築します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
みんかんじゅうたく 民間住宅あんしん にゅうきよじぎょう 入居事業	やちんとう しほらいのうりよく 家賃等の支払能力はあるものの、 れんたいほしようにん かくほ 連帯保証人が確保できないことなどを りゅう みんかんちんたいじゅうたく にゅうきよ こんきゅう 理由に民間賃貸住宅への入居に困窮 している障害者等に対して、協力不動 産店による物件の紹介と民間保証会 社を利用した家賃保証により入居の 機会を増やします。	すいしん 推進	すいしん 推進
みんかんじゅうたくにゅうきよ 民間住宅入居の そくしん しんぎ 促進【新規】	ぐるーぶほーむとう みんかんちんたいじゅうたく グループホーム等から民間賃貸住宅へ てんきよ ご たんしんせいかつ あんしん の転居や、その後の単身生活が安心 して送れるための仕組みについて検討 し、実施します。	みんかんじゅうたくにゅうきよ 民間住宅入居 の仕組み検討・ じっし 実施	すいしん 推進

こうれいか じゅうどか ふ す こうちく
高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築

こうれいか じゅうどかたいおう ぐるーぶほーむ けんしょう けんとう
▶高齢化・重度化対応のグループホームの検証・検討

げんざいじっし じゅうどかたいおうぐるーぶほーむ もでるじぎょう こうれいかたいおうぐるーぶ
…現在実施している重度化対応グループホームやモデル事業の高齢化対応グループ
ホームの検証を行い、今後も進んでいくことが見込まれる障害者の高齢化・重度化を
みす いちにち とお あんしん す かくほ めざ じぞくてき じつげんかのう す
見据えて、一日を通して安心できる住まいの確保を目指して、持続的に実現可能な住ま
いの形を構築します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
こうれいか じゅうどか 高齢化・重度化 たいおう ばりあふりー 対応バリアフリー かいしゅうじぎょう 改修事業	ぐーぷ ほーむ りよう しょうがいしゃ グループホームを利用する障害者が こうれい とこな しんたいきのう 高齢になり、それに伴う身体機能の ていかとう じゅうらい ほーむ せつび 低下等により、従来のホームの設備で せいかつ こんなん ばあい 生活することが困難となる場合でも、 きよじゅう ほーむ あんしん せいかつ 居住しているホームで安心して生活し つづ ばりあふり 続けることができるよう、バリアフリ ーとうかいしゅう かが けいひ ほじよ 一等改修に係る経費を補助します。	すいしん 推進	すいしん 推進



とりくみ
取組2-2 暮らし

げんじょう とりくみ ほうこうせい
現状と取組の方向性

第3期策定に向けて障害児・者やその家族へ実施したアンケートでは、今後の希望する生活について、基本的に「現在の生活を変えたくない」と考えている方が多いという結果となっています。

このことから、住み慣れた住まいで、引き続き生活していける支援が必要です。

そこで、自ら選択した住まいで安心して暮らしていけるような施策を推進するとともに、本人の生活力を引き出す支援の充実を図ります。

また、医療的ケア等専門的な支援が必要な方に対する施策についても検討します。

し さく
施策

ちいき せいかつ ささ しく じゅうじつ
地域での生活を支える仕組みの充実

ざいたくせいかつ ささ ちいき きよてん
▶在宅生活を支える地域の拠点

…本市が独自に設置し、整備を進めている拠点について、障害のある方やその家族の要請に応えるため、機能の充実を図ります。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
ち かつ ほ - む うんえい 地活ホームの運営	ち かつ ほ - む ちいき 地活ホームは、地域における きよてん せっち 拠点として設置してきました。 これからも、しょうがいふくし かか る社会資源の中心として、より しゃかいしげん ちゅうしん 利用しやすい拠点となるよう、 しゃかいふくし ほうじんがた きのうきょうかがたち 社会福祉法人型・機能強化型地 かつ ほ - む りょうほう ちいき 活ホームの両方について、地域 における役割や位置付けを明確 やくわり いちづ めいかく にするため、あらた けんとう 改めて検討し、 きのう じゅうじつ ほか 機能の充実を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
せいかつしえんせんたー 生活支援センター の運営	せつちとうしょ いばしょきのう 設置当初の居場所機能だけでは なく、既存のサービスを整理・ さいこうちく うえ そうきたいおう せい 再構築した上で、早期対応や生 かつしえんせんたー こ かの 活支援センターに来られない方 など、せいしんしょうがいしゃ そうだんきのう 精神障害者の相談機能に じゅうてん お しえん じゅうじつ はか 重点を置いた支援の充実を図り ます。	すいしん 推進	すいしん 推進
たきのうがたきよてん 多機能型拠点の せいび うんえい ㊦ 整備・運営	じゅうしゅうしんしんしょうがい じ しゃ つね 重症心身障害児・者など、常に いりょうてき け あ ひつよう ひと 医療的ケアが必要な人やその かぞく ちいき く しえん 家族の地域での暮らしを支援す るため、そうだんしえん せいかつかいご 相談支援、生活介護、 ほうもんかんご さーびす およ たんきにゅう 訪問看護サービス及び短期入 しよ いったいてき ていきよう 所などを一体的に提供できる たきのうがたきよてん せいび しないほうめん 多機能型拠点の整備を市内方面 べつ すず 別に進めます。	かいしよ しよ 開所 2か所 るいけい しよ (累計 4か所)	かいしよ しよ 開所 2か所 るいけい しよ (累計 6か所) せいびかんりよう (整備完了)

●地域生活支援拠点の整備（機能整備も含む）

くに かか しょうがいしゃ ちいきせいかつ しえん きのう しゅうやくとう おこな きよてん きそん しせつ
国で掲げる障害者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点*₁について、既存の施設
かつよう しゅほう ふく けんとう へいせい ねんどまつ しよ せつち
を活用するなど手法も含めて検討し、平成 29 年度末までに1か所を設置します。

㊦

	へいせい ねんど 平成 27 年度	へいせい ねんど 平成 28 年度	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど へいせい ねんど 平成 30 年度～平成 32 年度
ちいきせいかつしえん 地域生活支援 きよてん せいび 拠点の整備	けんとう 検討	けんとう 検討	しよ 1か所	へいせい ねんど へいせい ねんど 平成 29 年度までのじょうきょうとう もと せつてい 基に設定する。

*₁ しょうがいしゃ ちいきせいかつ しえん きのう しゅうやくとう おこな きよてん
障害者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点
くに そうだん たいけん きかい ば きんきゅうじ うけいれ たいおう せんもんせいおよ ちいき たいせい とう しゅうやく
…国では、「相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性及び地域の体制づくり等」を集約
きよてん けんいさ しちようそん しよいじょうせつち きのうてきせいび ふく ほうしん さだ
した拠点を、圏域もしくは市町村ごとに、1か所以上設置（機能的整備も含む）する方針を定めています。

ちいきせいかつ ささ さーびす
▶ 地域生活を支えるサービス

しょうがい じょうきょう か みづか きぼう く ひ つづ
…障害の状況が変わっても、自ら希望するところで暮らしていくために、引き続き、
しょうがいじ しゃ かぞく ひつよう さーびす ていきょう じぎょう じっし
障害児・者やその家族にとって必要なサービスを提供する事業を実施します。

とく こうどうしょうがい かた しえん じゅうじつ こうどうえんごじぎょうしょ いくせい すす
特に、行動障害のある方への支援を充実させるため、行動援護事業所の育成を進めます。

きょたくかいご
● 居宅介護

きょたく にゅうよく はい しょくじどう しんたいかいご そうじ せんたくどう かじ えんじょ つういん さい
居宅において入浴・排せつ・食事等の身体介護、掃除・洗濯等の家事援助、通院の際の

かいじょう ていきょう
介助等を提供します。

じゅうどほうもんかいご
● 重度訪問介護

きょたく かいご かじなら せいかつどう かん そうだんおよ じよげん た せいかつぜんぱん
居宅における介護、家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわた
えんじよなら がいしゅつじ いどうちゅう かいごとう そうごうてき おこな
る援助並びに外出時の移動中の介護等を総合的に行います。

※ 平成 26 年 4 月から対象者が、重度の肢体不自由者に加え、「行動上著しい困難を有す
ちてき せいしんしょうがいしゃ かくだい
る知的・精神障害者」にも拡大されました。

どうこうえんご
● 同行援護

しかくしょうがい いどう いちじ こんなん ゆう しょうがいじ しゃ がいしゅつじ どうこう いどう ひつよう
視覚障害により移動に著しい困難を有する障害児・者の外出時に同行し、移動に必要な
じょうほう ていきょう いどう えんご たひつよう えんじよ おこな
情報の提供、移動の援護その他必要な援助を行います。

こうどうえんご
● 行動援護

ちてきしょうがいまた せいしんしょうがい こうどうじょういしゅつ こんなん ゆう しょうがいじ しゃ じょうじかいご
知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害児・者であって常時介護を
よう こうどう さい しょう う きけん かいひ ひつよう えんご がいしゅつじ
要するものにつき、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時にお
いどうちゅう かいご はい およ しょくじどう かいご たひつよう えんじよ おこな
ける移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他必要な援助を行います。

たんきにゅうしょ にちちゅういちじしえん
● 短期入所・日中一時支援

さまざま りゆう いちじてき しせつ びょういんどう にゅうしょ にちちゅうす ひつよう かた
様々な理由により、一時的に施設や病院等に入所したり、日中過ごすことが必要な方が、
ひつようじ りよう じゅうじつ はか
必要時に利用しやすくなるよう充実を図ります。

じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん
● 重度障害者等包括支援

かいご ていど いちじ たか じょうじかいご よう しょうがいじ しゃ きょたくかいご た ふくし
介護の程度が著しく高い、常時介護を要する障害児・者に居宅介護その他の福祉
さーびす ほうかつてき ていきょう
サービスを包括的に提供します。

にちじょうせいかつようぐきゅうふどう
● 日常生活用具給付等

じゅうど しんたいしょうがい かた ちてきしょうがい かたとう にちじょうせいかつ ひつよう きくとう きゅうふまた
重度の身体障害のある方や知的障害のある方等に日常生活に必要な器具等を給付又は
たいよ にちじょうせいかつようぐきゅうふどうじぎょう きゅうふひんもく みなお おこな どう つか
貸与している日常生活用具給付等事業について、給付品目の見直しを行う等、より使いや
せいど こうちく はか
すい制度の構築を図ります。

福 【見込み】

	へいせい ねんど 平成 27 年度	へいせい ねんど 平成 28 年度	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど へいせい ねんど 平成 30 年度～平成 32 年度
きょたくかいご 居宅介護	じかん 140,521 時間	じかん 149,710 時間	じかん 159,499 時間	へいせい ねんど じょうきょうとう 平成 29 年度までの状況等を もと せってい 基に設定する。
	にんぶん 6,896 人分	にんぶん 7,336 人分	にんぶん 7,804 人分	
じゅうどうほうもんかいご 重度訪問介護	じかん 42,593 時間	じかん 45,378 時間	じかん 48,345 時間	へいせい ねんど じょうきょうとう 平成 29 年度までの状況等を もと せってい 基に設定する。
	にんぶん 239 人分	にんぶん 254 人分	にんぶん 270 人分	
どうこうえんご 同行援護	じかん 14,649 時間	じかん 15,607 時間	じかん 16,627 時間	へいせい ねんど じょうきょうとう 平成 29 年度までの状況等を もと せってい 基に設定する。
	にんぶん 713 人分	にんぶん 758 人分	にんぶん 807 人分	
こうどうえんご 行動援護	じかん 2,833 時間	じかん 3,018 時間	じかん 3,215 時間	へいせい ねんど じょうきょうとう 平成 29 年度までの状況等を もと せってい 基に設定する。
	にんぶん 106 人分	にんぶん 113 人分	にんぶん 120 人分	
たんきにゅうしょ 短期入所 (福祉型)	にんぶん 1,007 人分	にんぶん 1,074 人分	にんぶん 1,146 人分	へいせい ねんど じょうきょうとう 平成 29 年度までの状況等を もと せってい 基に設定する。
	にんにち 6,251 人日	にんにち 6,480 人日	にんにち 6,718 人日	
たんきにゅうしょ 短期入所 (医療型)	にんぶん 360 人分	にんぶん 498 人分	にんぶん 689 人分	へいせい ねんど じょうきょうとう 平成 29 年度までの状況等を もと せってい 基に設定する。
	にんにち 1,937 人日	にんにち 2,619 人日	にんにち 3,541 人日	
にっちゅういちじしえん 日中一時支援	にんぶん 411 人分	にんぶん 411 人分	にんぶん 411 人分	へいせい ねんど じょうきょうとう 平成 29 年度までの状況等を もと せってい 基に設定する。
	かい 729 回	かい 729 回	かい 729 回	
にちじょうせいかつようぐ 日常生活用具 きゅうふ たいよ 給付・貸与 (/年)	けん 65,000 件	けん 65,000 件	けん 65,000 件	へいせい ねんど じょうきょうとう 平成 29 年度までの状況等を もと せってい 基に設定する。

この表における単位の考え方は以下のとおりです。

・「人分」 「回」 …月間の利用人数・回数

・「人日」 …「月間の利用人数」 × 「一人一か月あたりの平均利用日数」

・「時間」 …月間のサービス提供時間

(※ 重度障害者等包括支援は利用実績がなく、今後の利用を見込んでいません。)

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
めでいかるしょーと メディカルショート すていしすてむ ステイシステム (あ)	いりょうてきけあ ひつよう じゅうしゅうしんしん 医療的ケアが必要な重症心身 しょうがいじ しゃ ざいたく かいご 障害児・者を、在宅で介護す かぞく ふたんけいげん ざいたくせいかつ る家族の負担軽減と在宅生活 あんてい もくてき いちじてき の安定を目的として、一時的に ざいたくせいかつ こんなん ばあい 在宅生活が困難となった場合な びょういん う い じっし どに、病院での受け入れを実施 します。	すいしん 推進	すいしん 推進
せいしんしょうがいしゃ 精神障害者の かぞくしえんじぎょう 家族支援事業 (あ)	せいしんしょうがいしゃ かぞく てきせつ 精神障害者とその家族が適切な かんけい たも きんさゆうたいざいばしょ 関係を保つため、緊急滞在場所 じゅんび かぞく を準備するとともに、家族が せいしんしつかん りかい ふか 精神疾患について理解を深める きかい ていきょう 機会を提供します。	すいしん 推進	すいしん 推進

ほんにん せいかつりよく ひ だ しえん じゅうじつ
本人の生活力を引き出す支援の充実

しょうがいしゃ じりつせいかつしえん こうけんてきしえん すいしん
▶ 障害者の自立生活支援と後見的支援の推進

ちいせいかつ おく しょうがいしゃ じりつ む ちいき かんけいきかん れんけい すす ほんにん せい
…地域生活を送る障害者の自立に向け、地域の関係機関との連携を進め、本人が生
かつりよく み つ ちいき あんしん く しえん
活力を身に付け、地域で安心して暮らすことを支援します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
じりつせいかつ 自立生活 あしすたんと アシスタント (あ)	ちいき たんしんとう せいかつ しょうがいしゃ 地域で单身等で生活する障害者 たい じりつせいかつあしすたん に対して、自立生活アシスタン と しょうがいとくせい ふ トが、その障害特性を踏まえて、 ぐたいてき せいかつばめん しゃかいてき 具体的な生活場面での社会適 おうりよく たか じよげん ちゅうしん 応力を高める助言を中心とした しえん おこな 支援を行います。	じぎょうしよすう 事業所数 40 か所 ぜんくじっし (全区実施) げんじょう しょ (現状 : 36 か所)	すいしん 推進
こうけんてきしえんせいど 後見的支援制度 (あ)	しょうがいしゃほんにん しょうがいふくし さーびす 障害者本人に障害福祉サービス かか しえん ひつよう に係る支援が必要とされていな とき かんけいせい も い時から関係性を持つことによ おや な あと あんしん ちいき り、「親亡き後も安心して地域 せいかつ おく しく こうちく 生活を送れる仕組みの構築」を おこな 行います。	ぜんくじっし 全区実施 げんじょう く (現状 : 14 区)	すいしん 推進

障害者自立生活アシスタント事業の事例

精神障害のある45歳男性、20代から引きこもりで、同居の母親が世話をしていた。母親が他界したことにより、単身生活を開始。単身生活をしたことがない本人は、ゴミの捨て方等の生活能力に関する不安があり、区の担当者から自立生活アシスタントに相談が入る。

自立生活アシスタントは、訪問等を通じて、本人の希望する生活を確認し、目標を設定して、助言を中心とした支援を開始した。

本人にとってゴミの捨て方がわかりやすいような工夫をしたり、自炊への意欲があったため、ヘルパーにつなげたり、お金の使い方の計画を一緒に立てたりし、本人の地域生活での能力向上の支援を行った。

横浜市障害者後見的支援制度の事例

知的障害のある45歳男性、父親・母親と3人で暮らしている。特別支援学校を卒業後、一般企業に就労し現在に至る。現時点では、就労支援センター等のサービスを受ける必要性はないが、両親も高齢で親族も近所には住んでいないために将来に漠然とした不安を感じ、両親が区役所へ相談。区役所で後見的支援制度を紹介され、登録へつながった。

後見的支援制度のスタッフが本人や家族と会い、今まで育ってきた中での様々なエピソードを聞いた。最初は母親が語ることが多かったが、本人も徐々に慣れ、自らの希望や不安を語るが増えてきた。お話を伺う中で、「両親に異変があった時にどうすれば良いかわからない」と不安を語った。その不安を聞き、後見的支援制度のスタッフが、定期的に接する地域の方々に対し、家族の了解のもとで「新聞受けに新聞がたまっているなど、何か異変があったら連絡をして欲しい」と依頼をした。

地域の方々も本人の事を気にかけており、依頼を引き受けてくれた。後見的支援制度のスタッフは、家族の了解のもとで地域の中で本人を見守るネットワークを広げていった。

消費者教育の推進

…日常生活を送るうえで、障害者が消費者としてのトラブル予防や対応等を学ぶ研修会などを民間企業等と協働して実施します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
消費者教育事業 (あ)	障害者や家族及び支援者が、商品・サービスの利用及び契約に関わるトラブル等を学ぶことにより、安心した日常生活を送れるよう、意識啓発を図ります。	推進	推進

コラム

軽度障害者への支援

勉強が少し苦手な人や、人とのコミュニケーションが苦手だという人の中には、軽度の知的障害や知的障害を伴わない発達障害のある人（以下、軽度の障害者等）がいます。好きなことには非常に集中して取り組んでも、興味のないことには全然関心を示さない人や、状況判断が苦手な結果的に誤解を受けることが多い人などもあります。

このような方は、多少の生活のしにくさがあったとしても、日常生活や社会活動を送るという面では大きな不自由がなく過ごせることがあります。就職や社会に出る場面ですみずくことがあります。そして、結果的に挫折を経験し、「どうしたらいいかわからない」という相談をする方がいます。しかし、相談内容は障害福祉サービス等では対応が難しい場合が多いという現状があります。

また、軽度の障害者等の中には、少し環境の変化があると対応できず、日常生活に支障が出てしまい、それによって生活環境が維持できない方もいます。

例えば西区では、障害者本人を見守ってきた家族が高齢・障害・病気等となり、障害者本人の適切な受療行動や生活管理が行えず、病状や生活環境が悪化して困っているというような相談が多くありました。

そこで、区の社会福祉職・保健師職が世帯の課題やニーズを確認し、生活全般の立て直しを目的として、区の看護職を医療機関等へ派遣し、治療場面での医療職との意思疎通を円滑に行うことへの支援や、医師からの指示を日常生活へ生かすための支援等をモデル的に行いました。その結果、日常生活が改善され、安定して地域生活を送ることができるようになった事例がみられました。

こうしたことから、チームによる支援内容のきめ細かい検討などの必要性や、その障害特性を理解した支援の有効性が確認できました。

このように、日常生活や社会活動を送る上で、普段は障害福祉サービスを必要としない、軽度の障害者等がいます。しかし、今後本市として、そのような方々が何らかの事情で困った時に、地域でのきめ細かな支援を中心にした取組により、地域で孤立せず、生活できる環境をどのように作っていくかを考えるとともに、地域で生活している方々に対して障害特性等の理解を進めるとりくみ幅広く行っていくことが必要です。

こ ら む
コラム



せいふていーねつとぶるじえくとよこはま
セイフティーネットプロジェクト横浜

だいひょう うちだ みどり しょうがいしゃじりつせいかつせんたー いる ねくすとしよぞく
代表 内田 美登里さん(障害者自立生活センター IL・NEXT所属)

しょうがいしゃ ちいき かか
障害者と地域の関わり

しょうがいしゃ たい しえん む
障害者に対する支援がほとんど無に
ひと じだい からくらべれば(げんざい) ぶくし
等しかった時代からくらべれば現在の福祉
しざく しんぽ いま しょうがいしゃ ちいき
施策はだいぶ進歩し、今は障害者が地域で
せいかつ こと かのう
生活する事も可能になりつつあります。しか
しょうがい りかい
し「障害への理解」ということではまだまだ
わ ぶぶん たくさん
分かっていただけない部分が沢山あります。こ
さべつ へんけん と のぞ こと たいへんむずか こと
の差別や偏見を取り除く事は大変難しい事
す。しかし、これまでのようにわたし しょうがいしゃ
やその家族が辛抱強く長い年月をかけ、差別
という壁を和らげ取り除いて来たように、こ
れからもより強くこの活動を続けて行く事が
ひつよう かん ねま なか しこうざくご
必要だと感じます。頭の中で試行錯誤するだ
けではなく、多くの「障害児・者や家族」が
ちから あ おて で い こと ちいき か
力を合わせ表に出て行く事が地域を変えてい
くことにつながっていくのだと思います。

ほごしゃ かたがた なか むり
保護者の方々の中には「無理をしてわざわざ
さべつ う ちいき で い な
差別を受ける地域に出て行くことは無い」と、
かんが かつ
考えている方たちもおられると思います。しか
し、親である貴方が前向きにならない限り子
しょうがいしゃ しょうらい じりつ
ども(障害児・者)の将来への自立はありません。

わたし なが せいふていーねつとぶるじ
私は、長く「セイフティーネットプロジ
えく とよこはま かか なか
ェクト横浜」に関わらせていただく中で
たくさん かあ どう さまざま おも
沢山のお母さんやお父さんから様々な思いを
聞かせていただきました。そして思いました。
いちばんはじ さべつ う もの かつ
一番初めに差別を受けた者、それは私たち
しょうがいしゃ おや かぞく みな
障害者ではなく親や家族の皆さんだったとい
こと しょうがい こども う
う事でした。障害をもった子どもを生んだと
いうことだけで社会から受けた差別ははかり
し
知れないものがあつたと言われます。でも、
さべつ へんけん の こ かあ どう
その差別や偏見を乗り越え、お母さんやお父
しょうがい う かつ
さんは障害をもって生まれた私たちを慈しみ
たいせつ そだ
大切に育ててくれました。

わたし かんが あなた ちから つ
私たちは考えます。貴方の力が尽きぬうち
わたし じしん じりつ かんが
に私たち自身の自立を考えなければならない
わたし あなた あんしん
と。私たちには貴方を安心させなければなら
ない義務があるのです。そのためには、まだ
あなた ちから ひつよう
まだ貴方の力が必要です。

わたし しょうがい い たくさん こと
私たちに社会で生きるための沢山の事を
おし たくさん けいけん ば
教えてほしいのです。そして沢山の経験の場
あた ねんきん き
を与えてほしいのです。年金はどこから来て、
どのようにつかうのが一番効果的なのか、もし、
いえ はな とぎ やちん しょくひ
家から離れた時、家賃や食費はどのようにす
ればよいのか、そして自分自身の視野を広げ
ていくためのお金の使い方、表に出て行くに
は どうしたらよいのか、何でもよいのです。
しょうがい なか い ひつよう さまざま るー
社会の中で生きるために必要な様々なルール
などを辛抱強く丁寧に教えてほしいのです。

しょうがいしゃ しせつ にゅうしょ ぐるーぷほーむ
障害者が施設に入所しても、グループホーム
あぽーと す にんげん
やアパートに住んだとしても、人間としての
ルールは絶対必要です。

わたし しょうがいしゃ しゃ おや じりつ あんしん
私たち(障害児・者)が親から自立し安心
して地域生活を送るためには、行政の力強い
しえん ぜつたい ひつよう いじよう
支援が絶対に必要であり、これまで以上の
こころ しえん もと かつ
心ある支援を求めます。ただ、私たちが地域
なか い ぶん かつ
の中で生きやすくなっていく分だけ、私たち
びょうどう しょうがい のぞ ぶん かつ じしん
が平等の社会を望む分だけ、私たちが自身
お せきん たくさん う
負わなければならない責任も沢山生まれてき
ます。しょうがいしゃ じりつ かつ あま こと
障害者の自立とは決して甘える事では
ありません。

じりつ ばじ けいかく する
自立の始まりは、この計画に記されている
せいど かつよう じぶん ちから おて で
ような制度を活用し、自分の力で表に出てい
くことから始まっていくのだと思います。ま
た、みな う い しょうがい じぶん
皆が受け入れてくれる社会とは自分たち
しょうがいしゃ しゃ じぶん ちから おて で い
(障害児・者)が自分の力で表に出て行くこと
から始まるのだと私は信じています。

だい
第3章
しょう
しょう

ほんこらむ しつぷつ うちだ みどりさま へいせい ねん がつ せいぎよ こころ めいふく いの
※本コラムを執筆された内田 美登里様は、平成27年3月に、ご逝去されました。心よりご冥福をお祈りいたします。

てーま
テーマ3

まいにち あんしん
毎日を安心して
すこ す
健やかに過ごす

まいとしじっし よこはましん いしきちょうさ しんぱい
毎年実施する横浜市民意識調査では、心配ごと
こま や困っていることとして「自分の病気や老後のこと」
あ かた もつ おお つ かぞく けんこう
を挙げる方が最も多く、それに次いで「家族の健康
せいかつじょう もんだい あ しょうがいじ しゃ
や生活上の問題」が挙げられています。障害児・者
かぞく けんこう ろうご せいかつじょう
やその家族にとって、健康や老後のこと、生活上の
もんだい たい しんぱい こま おお かだい
問題に対する心配や困りごとが大きな課題であると
かんが しょうがい さまざま しえん
考えられますが、さらには障害ゆえに様々な支援を

ひつよう え ひと おやな あと い せつじつ かだい
必要とせざるを得ない人が「親亡き後」にどうやって生きていくのかも、切実な課題です。

しょうがい ひつよう せいど じゅうじつ はか しょうがい
そこで、障害があるがゆえに必要なとされる制度の充実を図るだけでなく、障害のあるなしに
たが そんちょう だれ まいにち あんしん す ちいき なか すこ そだ とも
かかわらず、お互いを尊重し、誰もが毎日を安心して過ごし、地域の中で健やかに育ち、共
い よこはま めざ
に生きていくことができるまち、ヨコハマを目指します。

ほけんいりょうぶらん だい きけんこうよこはま いちづ
そのために、「よこはま保健医療プラン 2013」や「第2期健康横浜21」にも位置付けられ
いりょうじゅしんかんきょう こうじょう しょうがいとくせい ふ しんしん けんこうたいさくどう らいふすてーじ
ている医療受診環境の向上や、障害特性を踏まえた心身の健康対策等をライフステージに
おう すいしん しょうがいじ しゃ ふくし ほけん いりょう ネットワーク こうちくどう すず
応じて推進し、かつ、障害児・者の福祉・保健・医療のネットワークの構築等を進めます。

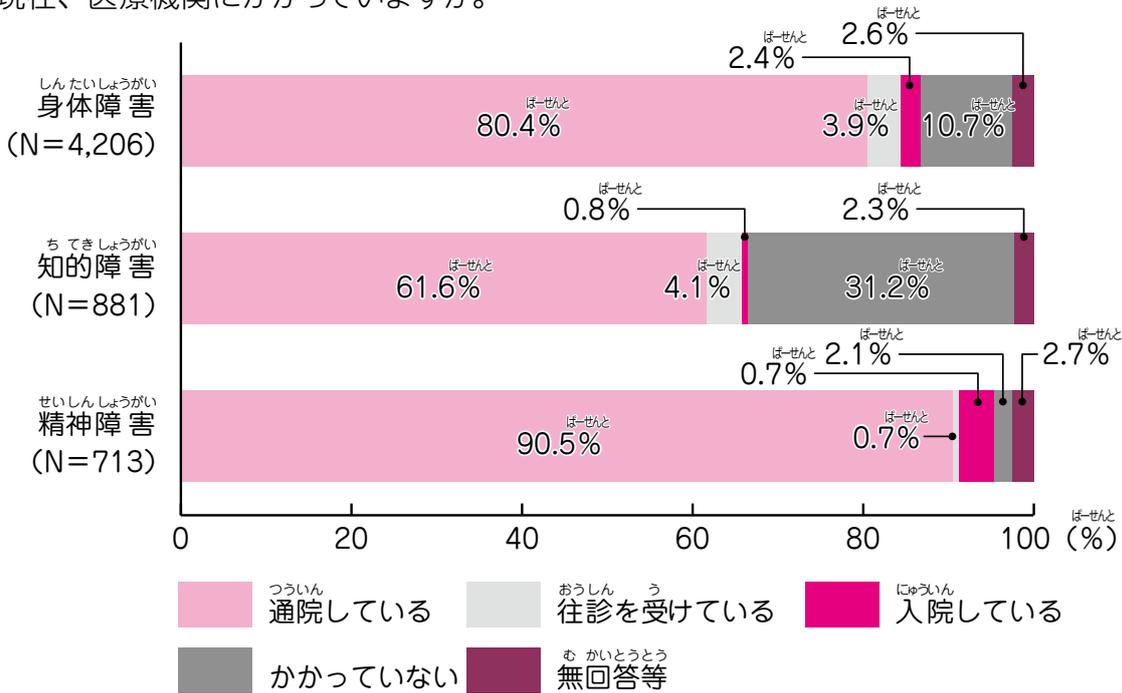
ひ つづ せいかつかんきょう ばりあふりー けんりょうご とりくみ すいしん せいど はーどめん
また、引き続き生活環境のバリアフリーや権利擁護の取組を推進し、制度やハード面での
せいび あわ しょうがいじ しゃ だれ ちいき あんぜん あんしん く つづ
整備と併せ、障害児・者の誰もが地域で安全に、安心して暮らし続けられるよう、ソフト面
せいび と く
の整備にも取り組みます。

どうじしゃ こえ
当事者からの声

- 何がバリアフリーなのか、分かっているのか疑問を持つことがあり、基準に沿ってやっ
ていてだけではないかと感じることもある。
- 障害者を診てくれる病院が地域に増えれば、地域で安心して暮らすことができる。
とく しょうがいしゃ てあつ あ まえ びょういん かよ
特に、障害者を手厚くしてもらいたいわけではなく、当たり前のように、病院に通い、
せいかつ あんてい
生活を安定させたい。
- 障害理解をしてくれる医療機関は本当に少ないように感じる。
- 予防医療という観点を考えていく必要があるのではないか。
- 重症心身障害者のように、医療との関係が切り離せない障害者もいる。医者にはその
たいおう な ほ
対応に慣れて欲しい。

にーずはあくちようさけつか
ニーズ把握調査結果から

げんざい いりようきかん
●現在、医療機関にかかっていますか。



こ ら む

せ や く ど く じ と り く み けんこうこうざ
瀬谷区独自の取組 ～健康講座について～

瀬谷区内における障害者の日中活動場所の利用者の中には、健康管理が難しい人や、かかりつけ医のいない人が多くいました。また、日中活動場所を行う事業者側も健康面の支援を行う体制が必ずしも十分ではありませんでした。

その状況を改善しようと、区役所の保健師が事業提案したことがきっかけとなり、平成22年度から、日中活動場所の利用者を対象にした「健康講座」を開始しました。24年度からは対象者を拡大し、日中活動場所以外の施設等の利用者、さらには家族、職員にも健康に関するニーズや希望を聞き、栄養・運動・口腔ケアなどのテーマで区役所の保健師や歯科衛生士、栄養士などの専門職や地域の医療機関等からも講師を招き、講座を開催しています。

今後は、講座が単発の取組で終わることのないような仕組みを検討するとともに、自立支援協議会等を通じた他の事業所への紹介や、区外への情報提供を行うなどすることで、瀬谷区の取組から、横浜市内の障害者の健康づくりに広がっていく形を考えています。

とりくみ けんこう いりよう
取組3-1 健康・医療

げんじょう とりくみ ほうこうせい
現状と取組の方向性

かくかぞくか かいじょしゃ こうれいか こんご しょうがいしゃじしん こうれいか じゅうどか すす
核家族化や介助者の高齢化だけでなく、今後、障害者自身の高齢化・重度化もさらに進
むと予測される中、障害の重度化の緩和、生活習慣病の予防及び合併症や重症化の予防は、
ちいき なか く つづ ひじょう じゅうよう
地域の中で暮らし続けていくうえで非常に重要です。

しょうがいとくせい りかい たいおう いりようきかん いりようじゅうじしゃ いくせい
そこで、障害特性を理解した対応ができる医療機関・医療従事者を育成するだけでなく、
ねっとわーくか いりようきのう じゅうじつ ととき すみ たいおう いりよう
ネットワーク化による医療機能の充実によって、いざという時にも速やかに対応できる医療
かんきょう せいび いちしみん あ まえ けんこうさ ぼーと う しく ほけん いりよう
環境の整備や一市民として当たり前に健康サポートを受けられる仕組みなど、保健・医療の
じゅうじつ はか しょうがいとくせい らいふすてーじ おう せいかつしゅうかんびょう よぼう ふきゅう
充実を図ります。また、障害特性やライフステージに応じた生活習慣病の予防などの普及・
けいはつ すす じゅうどか ぼうし かぞく ふあん けいげん
啓発を進めることで重度化を防止し、家族の不安の軽減にもつなげます。

し さく
施策

いりようかんきょう せいび
医療環境のさらなる整備

なんびょうかんじゃ しえん じゅうじつ
▶ 難病患者への支援の充実

ざいたく なんびょうかんじゃ たい ほけん いりよう ふくし かくさーびす てきせつ ていきょう
…在宅の難病患者に対し、保健・医療・福祉の各サービスを適切に提供するために、
いりよういぞんどう たか なんびょうかんじゃ しえんしすてむ こうちく すす
医療依存度が高い難病患者への支援システムの構築を進めます。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
じゅうどしんけいなんびょうかんじゃ 重度神経難病患者 ざいたくしえんしすてむ 在宅支援システム こうちく の構築 しんき 新規	はつびょう すうねん きゅうそく しんこう 発病から数年で急速に進行する しんけいなんびょうかんじゃ たい ざいたくしえん 神経難病患者に対する在宅支援 しすてむ せんもん いりようきかん ざいたく システムを、専門医療機関・在宅 りはびりてーしょんとう ほけん いりよう リハビリテーション等の保健・医療 かんけいしゃ しょうがいふくし さーびす じぎょうとう 関係者と障害福祉サービス事業等と れんけい こうちく の連携により、構築します。	すいしん 推進	すいしん 推進
なんびょうかんじゃざいたくりょうよう 難病患者在宅療養 けいかくさくてい ひょうか 計画策定・評価 じぎょう 事業	ざいたくなんびょうかんじゃ たい ほけん いりよう 在宅難病患者に対し、保健・医療・ ふくし かくさーびす てきせつ ていきょう 福祉の各サービスを適切に提供す るために、関係者が合同でサービス ないよう けんとう 内容を検討します。	すいしん 推進	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
なんびょうかんじゃいちじゅういん 難病患者一時入院 じぎょう 事業	いりょういぞんど たか なんびょうかんじゃ かいじょしゃ 医療依存度の高い難病患者が介助者 じじょう ざいたく かいじょ う の事情により、在宅で介助を受ける ことが困難になった場合、一時的に にゅういん 入院できるようにします。	すいしん 推進	すいしん 推進

しょうがいしゃ いりょうとう たいおう
▶ 障害者の医療等への対応

しょうがいしゃじしん こうれいか じゅうどか かいごしゃ こうれいか かくかぞくかとう かいごりよく
…障害者自身の高齢化・重度化をはじめ、介護者の高齢化や核家族化等による介護力
ていか みとお ふくし ほけん いりょう れんけい はか ざいたくせいかつ しえん
の低下を見通し、福祉・保健・医療が連携を図りながら、在宅生活を支援します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
けんこうのーと 健康ノート	しょうがいじ しゃ じぶん す ちいき いりょう 障害児・者が自分の住む地域の医療 きかん じゅしん さい かつよう けん 機関で受診する際に活用できる「健 こうのーと かつ けんとう 康ノート」について、あり方を検討し ます。	かた けんとう あり方の検討	けんとうけっか 検討結果 による
いりょうじゅうじしゃけんしゅう 医療従事者研修 じぎょう 事業 あ	しつぺい しょうがい しょうにおよ じゅうしゅうしん 疾病や障害のある小児及び重症心 しんしょうがいじ しゃ しえん ひつよう ちしき 身障害児・者の支援に必要な知識・ ぎじゅつ こうじょう はか しょうがいとくせい りかい 技術の向上を図り、障害特性を理解 いりょうじゅうじしゃ いくせい した医療従事者を育成するための けんしゅう じっし 研修を実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進
しょうがいふくししせつとう 障害福祉施設等で はたら かんごし しえん 働く看護師の支援 あ	しょうがいふくししせつとう はたら かんごし ていやく 障害福祉施設等で働く看護師の定着 む しえん おこな かくほ に向けた支援を行うとともに、確保 ほうさく けんとう の方策について検討します。	すいしん 推進	すいしん 推進
じゅうどしょうがいしゃとうにゅういん 重度障害者等入院 じこみゆにけし 時コミュニケーション よん しえんじぎょう オン支援事業 あ	にゅういんさきいりょう きかん いし かんごし 入院先医療機関の医師・看護師 とう いし そつう じゅうぶん はか 等との意思疎通が十分に図れない しょうがいじ しゃ たいしやう にゅういんさき こみ 障害児・者を対象に、入院先にコミ ゆにけーしょん しえんいん ほけん ュニケーション支援員を派遣します。	すいしん 推進	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
はいえんきゅうきんわくちん 肺炎球菌ワクチン せつしゅじよせいじぎょう 接種助成事業 (あ)	はいえん かん ばあい きけんせい たか 肺炎に罹患した場合に危険性が高い ないぶしょうがい しんたいしょうがいがやてちようしまじしゃ 内部障害の身体障害者手帳所持者に たい ひ つづ かはいえんきゅうきんわくち 対し、引き続き23価肺炎球菌ワクチ んせつしゅひよう いちぶ じよせい ン接種費用の一部を助成します。	すいしん 推進	すいしん 推進

しょうがいとくせい りかい たいおう いりようきかん ぞうか いりようねっとわーく こうちく
▶ 障害特性を理解して対応できる医療機関の増加と、医療ネットワークの構築

ちてきしょうがい せいしんしょうがいおよ じゅうしょうしんしんしょうがい りかい いりようきかん ちいき ふ
…知的障害、精神障害及び重症心身障害に理解がある医療機関を地域に増やし、
しょうがいじ しゃ じゅしん いりようかんきょう じゅうじつ しょうがいじ しゃほんにんおよ ざいたくせいかつ ささ
障害児・者が受診しやすい医療環境の充実や、障害児・者本人及び在宅生活を支える
かぞく りようかんきょう せいび かくじゅう ほか
家族のために療養環境の整備・拡充を図ります。

また、いりようてきけ あ よう しょうがいじ しゃ ざいたくせいかつ ささ しりつびょういん ちいき
医療的ケアを要する障害児・者の在宅生活を支えるため、市立病院や地域
ちゅうかくびょういんとう しえんたいせい ぼくくあつぱたいせいとう ネットわーく こうちく ほか
中核病院等の支援体制（バックアップ体制等）とネットワークの構築を図ります。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
いりようきかんれんけいじぎょう 医療機関連携事業 (あ)	しょうがいじ しゃ みちか ちいき てきせつ 障害児・者が身近な地域で適切な いりよう う かんきょう せいしん 医療が受けられる環境づくりを推進 するため、しょうがいとくせいとう りかい てきせつ するたけ、障害特性等を理解し適切 いりよう ていきょう いりようきかん ふ な医療を提供できる医療機関を増や します。	すいしん 推進	すいしん 推進
めでいかるしょー メディカルショー とすていしすてむ トステイシステム さいけい 再掲 (あ)	いりようてきけ あ ひつよう じゅうしょうしんしんしょうがい 医療的ケアが必要な重症心身障害 じ しゃ ざいたく かいご かぞく 児・者を、在宅で介護する家族の ふたんけいげん ざいたくせいかつ あんてい もくてき 負担軽減と在宅生活の安定を目的と して、いちじてき ざいたくせいかつ こんなん して、一時的に在宅生活が困難とな った場合などに病院での受け入れを じっし 実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
ざいたくりょうようじ ちいき 在宅療養児の地域 せいかつ ささ 生活を支える ね っ と わ ー くれんらくかい ネットワーク連絡会	しょうがいじ しゃ いりょう にゅういん ざいたく 障害児・者の医療（入院・在宅）に かか いりょうかんけいしゃ ちゅうしん ふくし 関わる医療関係者を中心に、福祉・ きょういくかんけいしゃ たいしやう ざいたくしえん 教育関係者を対象として、在宅支援 ひつよう じやうほうこうかん じんてきこうりゆう つう に必要な情報交換や人的交流を通じ しょうがいりかい そくしん て、障害理解を促進します。	すいしん 推進	すいしん 推進
いりょうきかん ね っ 医療機関ネット どう こうちく ワーク等の構築 しんき 新規	しょうがいじ しゃ ざいたくせいかつ ささ 障害児・者の在宅生活を支えるため いりょうきかん しえんたいせい ね っ と わ ー く の医療機関の支援体制とネットワーク けんどう こうちく はか を検討し、構築を図ります。	じつたいはあくおよ い 実態把握及び医 りょうね っ と わ ー く 療ネットワーク けんどう こうちく 検討と構築	すいしん 推進
し か ほけん いりょう 歯科保健医療 すいしん じぎょう 推進事業 しんしんしょうがいじ しゃ (心身障害児・者 し か しんりょう 歯科診療)	し か しんりょう きかい めぐ しんしん 歯科診療の機会に恵まれない心身 しょうがいじ しゃ たい し か ちりやう かくほ 障害児・者に対する歯科治療の確保 ひ つづ はか を、引き続き、図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進

さんか けんこう しさく すいしん 参加しやすい健康づくり施策の推進

さんか けんこう じぎょう けんどう ▶参加しやすい健康づくり事業の検討

ほんし めざ けんこうじゆみょうにほんいち む けんこうす たん ぶらりー しょうがいしゃ たの
…本市が目指す健康寿命日本一に向けて、健康スタンプラリーのように障害者も楽し
みながら健康づくりに取り組めるよう、障害者団体とも協力しながら、障害特性等にも
はいりょ けんこう かいごぼうじぎょう けんどう
配慮した健康づくり・介護予防事業を検討します。

けんこう かんきやう せいび ▶健康づくり環境の整備

しょうがいとくせい りかい よこはまらぼーる すたっふどう じんてきしげん せんようせつび ゆう かんれん
…障害特性を理解した横浜ラポールのスタッフ等の人的資源や専用設備を有する関連
しせつ い しょうがいしゃ ひつよう たいりよく りはびりてーしょん ちいき おこな
施設を生かし、障害者に必要な体力づくりやリハビリテーションが地域で行えるよう、
ちいき じんざいいくせい ふく かんきやう せいび すす
地域の人材育成も含めた環境の整備を進めます。

きゅうきゅういりようたいせい じゅうじつ
救急医療体制の充実

せいしん かきゅうきゅういりようたいせい じゅうじつ
▶精神科救急医療体制の充実

ど ようび にちようび しゅくじつ びょういん たいせい と こんなん ひ およ じかんたい
…土曜日・日曜日・祝日などの病院が体制を取ることが困難な日及び時間帯における
うけいれびょうしや かくほ きゅうきゅういりようたいせい じゅうじつ つと
受入病床を確保し、救急医療体制が充実されるように努めます。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
せいしん かきゅうきゅう 精神科救急 いりようたいさく じぎょう 医療対策事業	せいしんしつかん きゅうげき はっしょう せいしんしやうじやう 精神疾患の急激な発症や精神症状 あつか ざっきゅう てきせつ せいしんか の悪化などで、早急に適切な精神科 いりよう ひつよう ばあい せいしんほけん 医療を必要とする場合に、精神保健 ふくしほう もと しんざつ びょういん しょうかい 福祉法に基づく診察や病院の紹介 おこな ひつよう いりようしせつ を行うとともに、必要な医療施設を かくほ とう きゅうきゅうかんじや 確保すること等により、救急患者の えんかつ いりようおよ ほ ご はか 円滑な医療及び保護を図ります。	83.5% （市内病院に対 する3次救急 移送先病院の 割合）	85.0% （市内病院に対 する3次救急 移送先病院の 割合）

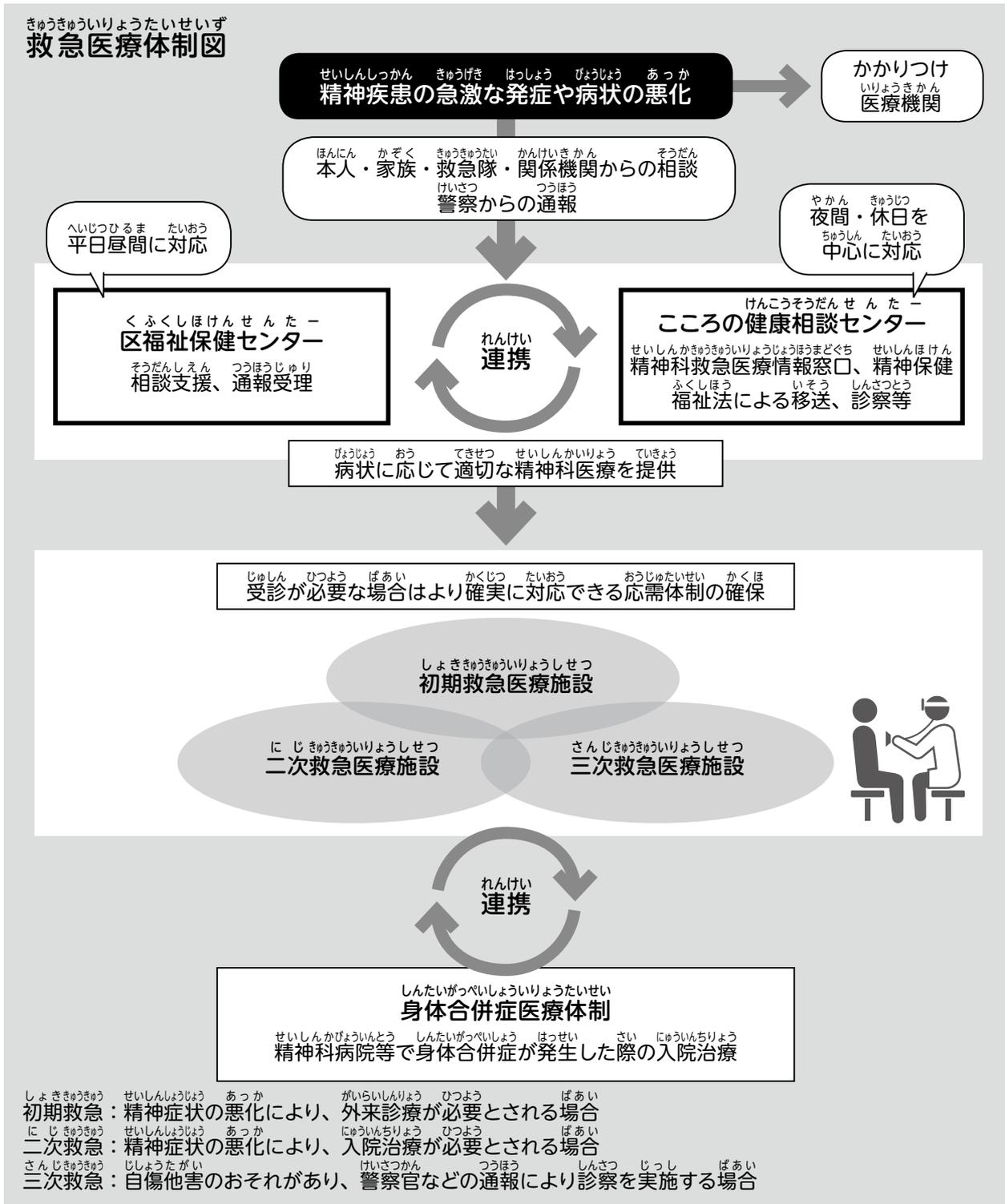
せいしん かいがい きゅうきゅう れんけい
▶精神科以外の救急との連携

せいしんしつかん がつぺい しんたいきゅうきゅうかんじや きゅうきゅうはんそう じゅうじつ む せいしん かいがい きゅうきゅう
…精神疾患を合併する身体救急患者の救急搬送の充実に向けて、精神科以外の救急と
れんけい きゅうきゅういりようたいせい こうちく
連携した救急医療体制を構築します。

※ 救急車が搬送する救急患者において、精神疾患等の既往歴等があることを理由として、病院から受入れ
ことを断られることが多いという課題があることを踏まえ、精神疾患を合併する身体救急患者の救急車による
搬送体制をテーマとして、平成 25・26 年度に横浜市救急医療検討委員会で行いました。

なお、横浜市救急医療検討委員会は、本市の附属機関として、医師、看護師、弁護士などの有識者で
構成されています。2年ごとに本市救急医療の重要課題をテーマに定めて検討し、課題解決策を提言とし
てとりまとめ、市長に提出しています。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
せいしんしつかん がっぺい 精神疾患を合併 する身体救急患者 の救急医療体制 整備事業	せいしんしつかん がっぺい しんたいきゅうきゅうかんじゃ 精神疾患を合併する身体救急患者を てきせつ いりょうきかん えんかつ ほんそう 適切な医療機関へ円滑に搬送できる よう、きゅうきゅういりょうたいせい こうちく 救急医療体制を構築します。	すいしん 推進	すいしん 推進



とりくみ ばりあふりー
取組3-2 バリアフリー

げんじょう とりくみ ほうこうせい
現状と取組の方向性

ばりあふりー とりくみ すす ことば しゃかい にんち しょうがいしゃ
バリアフリーの取組は進み、言葉としても社会に認知されてきています。しかし、障害者の
しゃかいさんか かつどう ひろ なか ひ つづ ふくし こうつう けんちくとう かんけいきかん
社会参加や活動も広がってきた中では、引き続き、福祉・交通・建築等の関係機関が、さら
れんけい はか しょうがい はいりよ ばりあふりー すいしん ひつよう
なる連携を図りながら障害に配慮したバリアフリーの推進が必要です。

たてもん の せつび ばりあふりー か とりくみ けいぞく しみんひとり しょうがい
そこで、建物や設備のバリアフリー化の取組を継続するとともに、市民一人ひとりの障害に
たい りかい すこ ひろ とりくみ あわ すいしん
対する理解が少しずつ広がるような取組も併せて推進します。

し さく
施策

ばりあふりー ふきゅう けいはつ そくしん
バリアフリーの普及・啓発の促進

しみん じぎょうしゃ む ふきゅう けいはつ
▶ 市民や事業者へ向けた普及・啓発

こうれいしゃ しょうがいしゃとう ふく すべ ひと そうご こうりゅう ささ あ あんぜん
…高齢者、障害者等を含む全ての人が相互に交流し、支え合うとともに、安全かつ
えんかつ たてもん の せつび りよう しょうがい ただ りかい ひつよう ひろ しみん
円滑に建物や設備を利用するためには、障害への正しい理解が必要なため、広く市民
じぎょうしゃ む ふきゅう けいはつ すす
や事業者へ向けた普及・啓発を進めます。

ばりあふりー すいしん
さらなるバリアフリーの推進

ばりあふりー すいしん
▶ バリアフリーの推進

ばりあふりー きほんこうそう けんとう さくてい こうきょうこうつうきかん ばりあふりー か そくしん
…バリアフリー基本構想の検討・策定や公共交通機関のバリアフリー化の促進など、
しょうがいしゃ せいかつ かんきょう せいび
障害者がより生活しやすい環境を整備します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
ふくし 福祉のまちづくり じょうれいすいしんじぎょう 条例推進事業	よこはま かが すべ ひと たが 「横浜に関わる全ての人がお互いを そんちよう たす あ ひと やさ 尊重し、助け合う、人の優しさにあ じつげん ふれたまちづくり」を実現するため、 はーど しせつ せつび せいび そふと ハード（施設・設備の整備）とソフト おも こころ いくせい いったいてき と （思いやりの心の育成）を一体的に取 く ふくし すいしん り組み、福祉のまちづくりを推進します。	すいしん 推進	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
<p>こうきょうこうつう きかん 公共交通機関の ばりあふりーか バリアフリー化</p>	<p>だれ いどう かんきょうせいび いっかん 誰もが移動しやすい環境整備の一環 として、鉄道駅舎へのエレベーター とう せっちおよ のんすてっばす 等の設置及びノンステップバスの どうにゅうそくしん はか 導入促進を図ります。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>てつどうえきしゃ 鉄道駅舎への えれべーたーとう エレベーター等 の設置：100% たいしょう いちにち (対象は1日の りようしゃ 利用者 3,000 にんいじょう えき 人以上の駅) のんすてっばす ノンステップバス どうにゅうりつ せち 導入率：70%</p>
<p>ばりあふりー バリアフリーの すいしん 推進 (バリアフリー基本 こうそう けんとう さくてい 構想の検討・策定)</p>	<p>えき ちゅうしん ちく たいしょう 駅を中心とした地区などを対象とし て、バリアフリー法に基づき、まち のバリアフリー化の方針・計画であ る「バリアフリー基本構想」の策定を、 ひ つづ すす 引き続き、進めます。</p>	<p>かくく しゅようえき 各区の主要駅 への策定 (18 地区) 完了</p>	<p>みさくてい ちく 未策定地区の しんきさくていとう 新規策定等を すいしん 推進</p>
<p>ばりあふりー バリアフリーの すいしん 推進 (バリアフリー歩行 くわかん せいび 空間の整備)</p>	<p>えきしゅうへん ばりあふりーか すいしん 駅周辺のバリアフリー化を推進する ため、バリアフリー基本構想に基づ き、道路のバリアフリー化を、引き つづ すす 続き、進めます。</p>	<p>ばりあふりーか バリアフリー化 せいびえんちようるいけい 整備延長累計 36 km</p>	<p>ばりあふりーか バリアフリー化 せいびえんちようるいけい 整備延長累計 42 km</p>
<p>よこはましこうきょうさい 横浜市公共サイ ンガイドラインの かいてい 改訂</p>	<p>こうきょうきかん せっち ほこうしゃよう 公共機関により設置される歩行者用 あんない ゆうどうさいん きかく ひょうじないよう 案内・誘導サインの規格や表示内容 とう とういつ はか がいどらいん 等の統一を図るためのガイドライン かいてい を改訂します。</p>	<p>かいていがいど 改訂ガイド らいん うんよう ラインの運用</p>	<p>かいていがいど 改訂ガイド らいん うんよう ラインの運用</p>
<p>がっこうせつ 学校施設の ばりあふりー バリアフリー</p>	<p>えれべーたー せいび がっこうせつ エレベーターの整備など、学校施設 のバリアフリー化を進め、障害児が まな かんきょう せいび 学びやすい環境を整備します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

とりくみ けんりようご
取組3-3 権利擁護

げんじょう とりくみ ほうこうせい
現状と取組の方向性

しょうがいじ しゃ けつ とくべつ そんざい へいせい ねん がつ わ くに しょうがいしゃけんり
障害児・者は、決して特別な存在ではありません。平成26年1月に我が国が障害者権利
じょうやく ひじゅん こくない ほうりつ せいび すす なか しょうがいしゃ けんりようご
条約を批准し、また、国内の法律の整備が進められてきた中、障害者の権利擁護について、
ほんし せっきょくてき と く ひとり じんけん じゅうぶん そんちょう し く こうちく
本市としても積極的に取り組み、一人ひとりの人権が十分に尊重される仕組みを構築すること
ひつよう
が必要です。

すべ ひと しょうがい わ へだ そうご じんかく こせい
そこで、全ての人々が障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を
そんちょう あ とも い しゃかい よこはま じつげん しょうがいしゃ さ べつかいしょう
尊重し合いながら共に生きる社会をこの横浜で実現することができるよう、障害者差別解消
ほうとう しゅし きほん ひと とりくみ ちゃくじつ すす けんりようご かん
法等の趣旨を基本としながら、一つひとつの取組を着実に進めるとともに、権利擁護に関す
けいはつかつどう とお しみん しんどう ほか
る啓発活動を通して市民への浸透を図ります。

し さく
施策

しょうがいしゃぎゃくたいぼうし とりくみ しんどう
障害者虐待防止の取組の浸透

ふきゅう けいはつ
▶普及・啓発

しょうがいしゃぎゃくたい ぐたいれい つうほうとう かん りかい ふか しょうがいしゃぎゃくたい じゅうだい じんけんしんがい
…障害者虐待の具体例や通報等に関する理解が深まり、障害者虐待が重大な人権侵害
しみん かたがた いっそうしんどう しょうがいしゃぎゃくたい よぼう そうき はっけん
であることが市民の方々により一層浸透することが、障害者虐待の予防や早期発見にも
ふきゅう けいはつ ひ つづ と く
つながることから、普及・啓発に引き続き取り組みます。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
しょうがいしゃぎゃくたいたいさく 障害者虐待対策 じぎょう 事業 ふきゅう けいはつ (普及・啓発)	しみん む りーふれつ とさくせいとう 市民向けのリーフレット作成等により こうほう おこな 広報を行います。 また、これまでの虐待事例を検証し げんじょう また、これまでの虐待事例を検証し うえ しょうがいふくし さーびす じぎょうしゃ た上で、障害福祉サービスの事業者 どう たいしゅう けんしゅう じっし 等を対象とした研修を実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進

しょうがいしゃさべつかいしょうほう もと とりくみ
障害者差別解消法に基づく取組

ほうりつ しこう む とりくみ しこうご すいしん
▶法律の施行に向けた取組と施行後の推進

しょうがいしゃさべつかいしょうほう へいせい ねん がつ にち しこう
…障害者差別解消法が平成28年4月1日に施行となります。この法律や国の基本
ほうしん しゅし ふ ほうりつ しこう む ほんし こんご とりくみ けんとう
方針の趣旨を踏まえながら、法律の施行に向け、本市としての今後の取組を検討します。
また、施行後は取組を推進するとともに、実施状況の検証を行います。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成32年度
しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法 しこう む たいおう 施行に向けた対応 しんぎ 新規	ほんし こんご とりくみ しょうがい 本市の今後の取組について、障害 とうじしゃ がくしきけいけんしゃとう こうせい 当事者、学識経験者等で構成する かいぎ けんとう 会議において検討します。また、 かいぎ けんとうけっか ぐたいてき 会議の検討結果をもとに、具体的な とりくみ すいしん 取組を推進します。	へいせい ねんど 平成27年度 けんとう うえ 検討の上、 とりくみ すいしん 取組を推進	—
ししょくいんたいおうようりょう 市職員対応要領 さくていおよ しゅうち の策定及び周知 しんぎ 新規	ほんししょくいん てきせつ たいおう おこな 本市職員が適切な対応を行っていく ししん さべつてきとりあつか ための指針として、差別的取扱いと え じれい ごうりてき はいりよ なり得る事例や、合理的な配慮の こうじれいとう ふく たいおうようりょう さくてい 好事例等を含む対応要領を策定し、 ししょくいん しゅうちおよ しんとう ほか 市職員への周知及び浸透を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
しみん ふぎゅう けいはつ 市民への普及・啓発 しんぎ 新規	しょうがい りゆう さべつ かいしょう あ 障害を理由とする差別の解消に当た しみん かたがた かんしん りかい っては、市民の方々に関心と理解を ふか なに たいせつ 深めていただくことが何よりも大切で しみん む こうほうおよ あることから、市民向けの広報及び けいはつかつどう こうかてき じっし 啓発活動を効果的に実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進
そうだんたいせいとう せいび 相談体制等の整備 しんぎ 新規	しょうがいしゃさべつ かん そうだん ぶんそう 障害者差別に関する相談、紛争の ぼうしとう たいせい せいび 防止等のための体制を整備すると しゅうち ほか もに、その周知を図ります。また、 そうだんおよ ぶんそう ぼうしとう ちいき 相談及び紛争の防止等を地域におい すいしん ちいききょうぎかい そしぎ て推進するための地域協議会を組織 します。	すいしん 推進	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
ほうしこうご じっし 法施行後の実施 じょうきょう けんしやう 状況の検証 しんき 新規	ほんし とりくみ じっしじょうきやう かくにん 本市の取組の実施状況を確認する かだい かくにんおよ ごと とともに、課題の確認及びその後の とりくみ ほうこうせい かん けんとう ていきてき 取組の方向性に関する検討を定期的 おこな し く こうちく に行う仕組みを構築します。	すいしん 推進	すいしん 推進

せいねんこうけんせいど りようそくしん
成年後見制度の利用促進

せいねんこうけんせいど かか とりくみ
▶ 成年後見制度に関わる取組

けんりようご ひつよう ちてきしょうがいしゃおよ せいしんしょうがいしゃ ぞうか たいおう ちいき あんしん
…権利擁護を必要とする知的障害者及び精神障害者の増加に対応し、地域で安心した
せいかつ おく せいねんこうけんせいど りよう そくしん とりくみ すす
生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用を促進するための取組を進めます。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
よこはまししみんこうけんじん 横浜市市民後見人 ようせい かつどうしえん 養成・活動支援 じぎょう 事業	ちいき けんりようご しみんさんかく 地域における権利擁護を市民参画で すす よこはませいかつ せん 進めるため、横浜生活あんしんセン たー ぜんく しみんこうけんじん ようせい ターが全区で市民後見人の養成を じっし くやくしよ し くしゃかいふくしきやう 実施し、区役所、市・区社会福祉協 ぎ かい せんもんしよくだんたいどう れんけい かつどう 議会、専門職団体等が連携した活動 しえん たいせい こうちく 支援の体制を構築します。	すいしん 推進	すいしん 推進
ほうじんこうけんしえんじぎょう 法人後見支援事業	よこはませいかつ せん たー 横浜生活あんしんセンターが、これ ほうじんこうけんじゆにんじつせき ふ までの法人後見受任実績を踏まえ しな い しゃかいふくしほうじんとう ほうじん て、市内の社会福祉法人等への法人 こうけんじっし む しえん おこな 後見実施に向けた支援を行います。	すいしん 推進	すいしん 推進
せいねんこうけんせいど 成年後見制度の りようそくしん む 利用促進に向けた かんけいだんたい けんとう 関係団体との検討 しんき 新規	けんしゅう じれい つう べんごし 研修や事例などを通じて、弁護士、 しほうしよしおよ ぎやうせいしよしとう しょうがいしゃ 司法書士及び行政書士等と、障害者 せいねんこうけんせいど りようそくしん む の成年後見制度の利用促進に向けた けんとう おこな 検討を行います。	すいしん 推進	すいしん 推進

せいねんこうけんせい いどりようしえんじぎょう
▶ 成年後見制度利用支援事業

ひようふたん こんなん ちてきしょうがいしゃ せいしんしょうがいしゃ もうした ひよう こうけんにとんどう ほうしゅう じよせい
…費用負担が困難な知的障害者・精神障害者に、申立て費用や後見人等の報酬を助成
します。

	へいせい ねんど 平成 27 年度	へいせい ねんど 平成 28 年度	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど へいせい ねんど 平成 30 年度～平成 32 年度
もうした およ ほうしゅう 申立て及び報酬 じよせいけんすう 助成件数	けん 72 件	けん 79 件	けん 87 件	へいせい ねんど へいせい ねんど 平成 29 年度までの状況等を もと せってい 基に設定する。

けんりようご かが しえん
▶ 権利擁護に関わる支援

じぶん ぎんせん じゅうよう しょうい かんり ふあん しょうがいしゃとう たい ふくしきーびす
…自分で金銭や重要な書類を管理するのに不安のある障害者等に対し、福祉サービスの
りよう かん えんじよ ぎんせんかんり おこな あんしん せいかつ おく しえん
利用に関する援助や金銭管理などを行うことで、安心して生活が送れるよう支援します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
けんりようごじぎょう 権利擁護事業	けんり まも そうだん けいやく もと 権利を守るための相談や契約に基づ ぎんせんかんり さーびす にちじょうせいかつ く金銭管理サービスなどの日常生活 しえん く せんたー の支援を、区あんしんセンターが、 けいやく もと じっし 契約に基づいて実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進

こ ら ん
コラム

しよくほうしょうがいしゃ とりくみ
触法障害者への取組について

けいむしょ しょうねんいん きょうせいしせつ ふくしてき しえん ひつよう しょうがいしゃ
刑務所や少年院などの矯正施設には、福祉的な支援を必要とする障害者なども
にゅうしよ しせつ たいしよ のち じりつ せいかつ いとな こんなん
入所しています。こうした施設から退所した後、自立した生活を営むことが困難と
みと ひと たい ほ ごかんざつじよ きょうどう たいしよご ふくしきーびすとう りよう
認められる人に対して、保護観察所と協働して、退所後すぐに福祉サービス等を利用
できるようにするための支援を行うことなどにより、地域の中で自立した日常生活や
しゃかいせいかつ いとな もくてき へいせい ねん がつ かながわけんちいき
社会生活が営めるようにすることを目的として、平成 22 年 12 月に「神奈川県地域
せいかつていちゃくしえん せんたー かいせつ ちいき ふくしかんけいしせつとう ふく
生活定着支援センター」が開設されました。ここでは地域の福祉関係施設等を含め
しえん ねっとわーく じゅうじつ すず きょうせいしせつ たいしよ しょうがいしゃとう しゃかいふっき
た支援ネットワークの充実も進めており、矯正施設を退所した障害者等の社会復帰を
しえん
支援しています。

ほうむしやう へいせい ねん おこな とくべつちやうさ ちてきしょうがい うたが じゆけいしゃ やく
法務省が平成 18 年に行った特別調査では、知的障害やその疑いがある受刑者の約
よんわり はんこうどうき こんきゅう せいかつく こた こんご さいはん ぼうし
四割が、犯行動機を「困窮・生活苦」と答えています。今後、再犯を防止するためにも、
うけいれさき かくほ ちいき ささ とう けんとう すず
受入先をどう確保するか、どのように地域で支えていくか等といった検討を進めるとと
ふくしてき しえん すず ちいき りかい ふか ひつよう
もに、福祉的な支援を進めることについて、地域での理解を深めていくことが必要です。

てーま
テーマ4

い ちから
生きる力を
まな はぐく
学び、育む

適切に確保しなければなりません。例えば、保育所や幼稚園などを利用する障害児の積極的な受入れを促進することは、広く子育て支援の質の向上にもつながります。その上で、障害の状況等個々のニーズに応じた専門的な支援を行う体制の充実が必要です。

乳幼児期から学齢期を通じて、家族や友だち、学校の先生などの大人たちと関わり、語り合い、学び合い、いきる力を身に付けていくことができるまち、ヨコハマを目指します。

そのためには、乳幼児期、学齢期、成年期、そして高齢期と、ライフステージを通じて切れ目のない一貫した支援体制の構築という視点を踏まえた施策展開が必要です。

特に、早期に行われる療育の充実や学齢期におけるきめ細かな対応は、その後の成長にとって重要です。

そこで、その視点を踏まえ、多様な人間関係や社会生活の経験を重ねられるような取組を行いながら、地域療育センターを中心とした早期療育体制や教育環境の充実を進めます。

また、このような取組等を円滑に進めていくために、障害児・者を支える人材の確保・育成や、そのための取組の強化を進めます。

障害児に必要な支援を行う機関や福祉サービス等、少しずつ社会資源などが増えてきており、本市では、早期発見・早期療育システムの仕組みの充実及び療育と教育の連携強化などに取り組んできました。

また、障害のあるなしにかかわらず、全ての子どもが健やかに成長するための施策も、良質かつ

適切に確保しなければなりません。例えば、保育所や幼稚園などを利用する障害児の積極的な受入れを促進することは、広く子育て支援の質の向上にもつながります。その上で、障害の状況等個々のニーズに応じた専門的な支援を行う体制の充実が必要です。

乳幼児期から学齢期を通じて、家族や友だち、学校の先生などの大人たちと関わり、語り合い、学び合い、いきる力を身に付けていくことができるまち、ヨコハマを目指します。

そのためには、乳幼児期、学齢期、成年期、そして高齢期と、ライフステージを通じて切れ目のない一貫した支援体制の構築という視点を踏まえた施策展開が必要です。

特に、早期に行われる療育の充実や学齢期におけるきめ細かな対応は、その後の成長にとって重要です。

そこで、その視点を踏まえ、多様な人間関係や社会生活の経験を重ねられるような取組を行いながら、地域療育センターを中心とした早期療育体制や教育環境の充実を進めます。

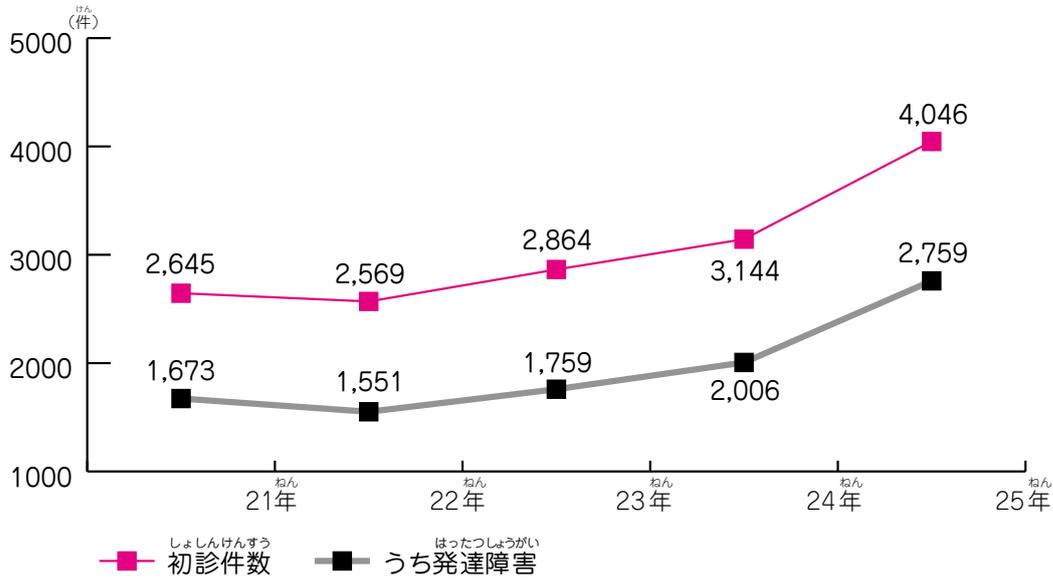
また、このような取組等を円滑に進めていくために、障害児・者を支える人材の確保・育成や、そのための取組の強化を進めます。

とうじしゃ こえ
当事者からの声

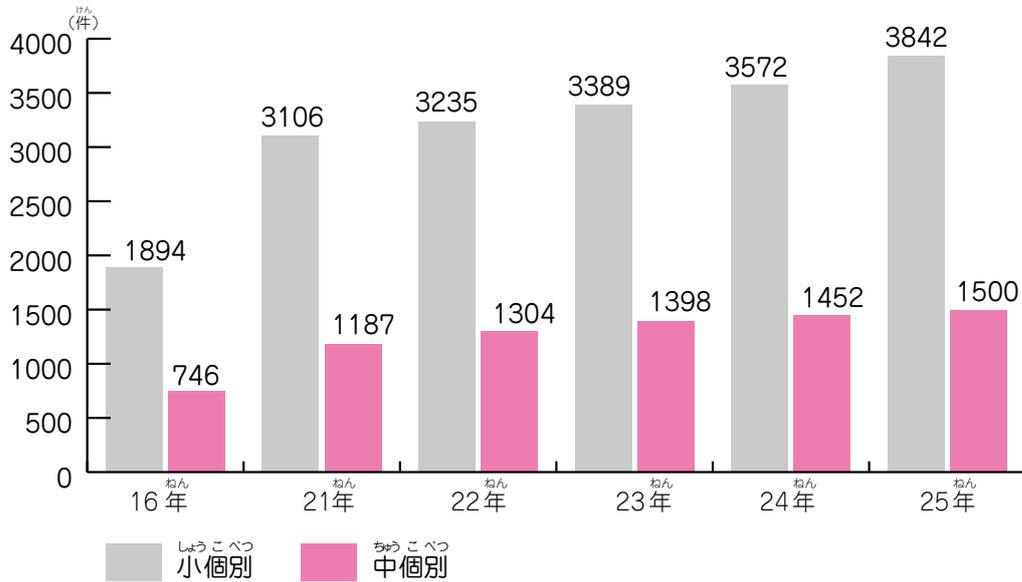
- 地域療育センター等の待ち時間が年々増えている。相談員の増員などをして欲しい。
- 療育センターや学校などが終わってから過ごす場所がなくて困る。
- 昔に比べると、学齢期の障害福祉サービスが充実してきている。しかし、それによって親子が離れる時間が長くなると、家庭が本人への関わり方を熟知できなくなる恐れがあるし、本人自身にも生活していくのに必要な力が身に付かない。何事に関しても、学齢期に親は本人に向き合い、本人に対してどう関わっていくかを考える必要があると思う。
- 早い段階で障害者と関わることで、「障害」に関する意識が深まるきっかけになる。福祉の実習機会や、お互いに触れ合う機会などが増えていくことが重要だと思う。
- 「障害福祉の仕事をやっていたよかった」と思えるような環境づくりが必要ではないか。

とうけいちょうさけっか
統計調査結果から

ちいきりょういく せん たーしょんけんすう はったつしょうがい しんだんけんすう
● 地域療育センター初診件数と発達障害の診断件数



こべつしえんがつきゅうざいせきにんずうすい
● 個別支援学級在籍人数推移



とりくみ りょういく
取組4-1 療育

げんじょう とりくみ ほうこうせい
現状と取組の方向性

ちいきりょういくせんたー ひじょう にーず たか じゅうよう しゃかいしげん ひつよう りょういく
地域療育センターは、非常にニーズが高く重要な社会資源です。必要なときに療育を
う
受けられるためには、ちいきりょういくせんたー きのう じゅうじつ じゅうよう
地域療育センターの機能の充実が重要です。

しょうがいじ かぞく ちいき なか あんてい せいかつ おく みづか ちから せいかつ き
そこで、障害児とその家族が、地域の中で安定した生活を送り、自らの力で生活を切り
ひら
開いていくことができるよう、こんご けいぞく ちいきりょういくせんたー きのうきょうか さまざま ふくし
今後も継続して地域療育センターの機能強化や、様々な福祉
さーびす じゅうじつ ほか ひ つづ がくれいき しょうがいじ たい こべつしえん しゅうだんかつどう
サービスの充実を図ります。また、引き続き学齢期の障害児に対する個別支援や集団活動
しえん すいしん
支援を推進します。

し さく
施 策

そうきりょういくたいせい じゅうじつ
早期療育体制の充実

そうだんしえんたいせい しょうがいじそうだん かくりつ しゅうち
▶相談支援体制（障害児相談）の確立と周知

げんざい そうだんしえんきかん やくわりおよ いちづ せいり おこな ちいきりょういくせんたー ちゅうしん
…現在の相談支援機関の役割及び位置付けの整理を行い、地域療育センターを中心と
した、しょうがいじ かぞく たい ほんにん じりつ みす そうだんしえんたいせい かくりつ めざ
した、障害児とその家族に対する本人の自立も見据えた相談支援体制の確立を目指し
ます。

く じょうきょう ふ く じりつしえんきょうぎかい れんけい そうだんしえんたいせい しゅうち
さらに、区の状況を踏まえながら区自立支援協議会と連携し、相談支援体制の周知
すす
を進めます。

福 【目標】

	へいせい ねんど 平成 27 年度	へいせい ねんど 平成 28 年度	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど へいせい ねんど 平成 30 年度～平成 32 年度
しょうがいじそうだん 障害児相談	4,000 人	4,500 人	5,000 人	へいせい ねんど じょうきょうどう 平成 29 年度までの状況等を もと せってい 基に設定する。

▶ 児童発達支援体制の確立

…地域療育センターにおいて、初診までの期間を短縮するとともに、利用申込みを受け
た際は、できるだけ速やかに面談を実施し、そこから支援を開始する相談体制を構築
します。切れ目のない支援に向けても、保育所、幼稚園、学校及び自主的な活動であ
る地域訓練会などとの連携強化を進めます。

また、医学的な診断に基づく「療育」に加えて、児童の主体性を大事にし自らの育つ
力を支える「発達支援」、家族に寄り添い子育ての力を高める「家族支援」、そして、地域
で成長していくことを支える「地域支援」を、包括的に進めます。

さらに、地域療育センターが中心的役割を担い、民間事業者が実施する未就学児に対
する療育を目的としたサービスの提供を、質・量ともに充実するための仕組みを構築し
ます。

また、引き続き、障害児の保護者等が自主的に活動している地域訓練会の運営に対
する支援を行います。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
ちいきりょういくせんたー 地域療育センター 運営事業	障害がある、またはその疑いのある 児童の地域における療育体制の充実 などを目的として運営を行います。 また、区福祉保健センターの療育相 談へのスタッフ派遣、関係機関への 巡回訪問による技術支援、障害児 相談支援等を行います。	しよしんたいききかん 初診待機期間 3.0 月 (現状 3.5 月)	すいしん 推進
ちいきくんれんかいうんえいひ 地域訓練会運営費 助成事業	障害児の保護者等が自主的に組織し、 地域で機能回復訓練や保育を行う、 地域訓練会の運営費を助成します。	すいしん 推進 (現状 69 団体)	すいしん 推進

● 保育所等訪問支援・巡回訪問

保育所等を訪問し、当該施設を利用する障害児を中心に、集団生活への適応のための
専門的な支援等を行います。

● 児童発達支援・医療型児童発達支援

学齢前の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活へ
の適応訓練（及び治療）等を行います。

福 【目標】

	へいせい ねんど 平成 27 年度	へいせい ねんど 平成 28 年度	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど へいせい ねんど 平成 30 年度～平成 32 年度
ほいくしょうほうもん 保育所等訪問 しえん じゆんかいほうもん 支援・巡回訪問	1,500 人	1,500 人	1,750 人	へいせい ねんど 平成 29 年度までの じょうきょうとう もと せつてい 状況等を基に設定する。
	11,000 人日	11,000 人日	14,000 人日	
じどうはつたつしえん 児童発達支援 ※	49 か所	52 か所	55 か所	へいせい ねんど 平成 29 年度までの じょうきょうとう もと せつてい 状況等を基に設定する。
	133,000 人日	141,000 人日	149,000 人日	
いりょうかた 医療型 じどうはつたつしえん 児童発達支援 ※	9 か所	9 か所	9 か所	へいせい ねんど 平成 29 年度までの じょうきょうとう もと せつてい 状況等を基に設定する。
	19,000 人日	19,000 人日	19,000 人日	

ちいきりょういくせん たーじっしぶん ぶく
※いずれも地域療育センター実施分を含む

がくれいしょうがいじ しえん じゅうじつ
学齢障害児の支援の充実

ほうかごとう いばしょ じゅうじつ
▶放課後等における居場所の充実

がくれいき しょうがいじ たいしょう ほうかご なつやす す りょういく
…学齢期の障害児を対象に、放課後や夏休みなどに、のびのびと過ごしながら療育
くんれん よかしえん う いばしょ かくほ すす
訓練や余暇支援を受けられる居場所の確保を進めます。

また、ひ つづ ほうかごきつずくらぶとう ほうかごじどういくせいじぎょう うけい すいしん
また、引き続き放課後キッズクラブ等、放課後児童育成事業における受入れも推進し
ます。

さらに、ほうかごとうでいさーびすじぎょうしょ たい けんしゅう じっし とう しょうがいじしえん しつ
さらに、放課後等デイサービス事業所に対し研修を実施する等、障害児支援の質の
こうじょう む とりくみ じゅうじつ
向上に向けた取組を充実します。

●放課後等デイサービス事業

しゅうがく しょうがいじ ほうかご ちようきぎゅうかちゅう せいかつのもりよく こうじょう ひつよう
就学している障害児に、放課後や長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な
くんれん しゃかい こうりゅうそくしん かつどうとう おこな
訓練や社会との交流促進の活動等を行います。

福 【目標】

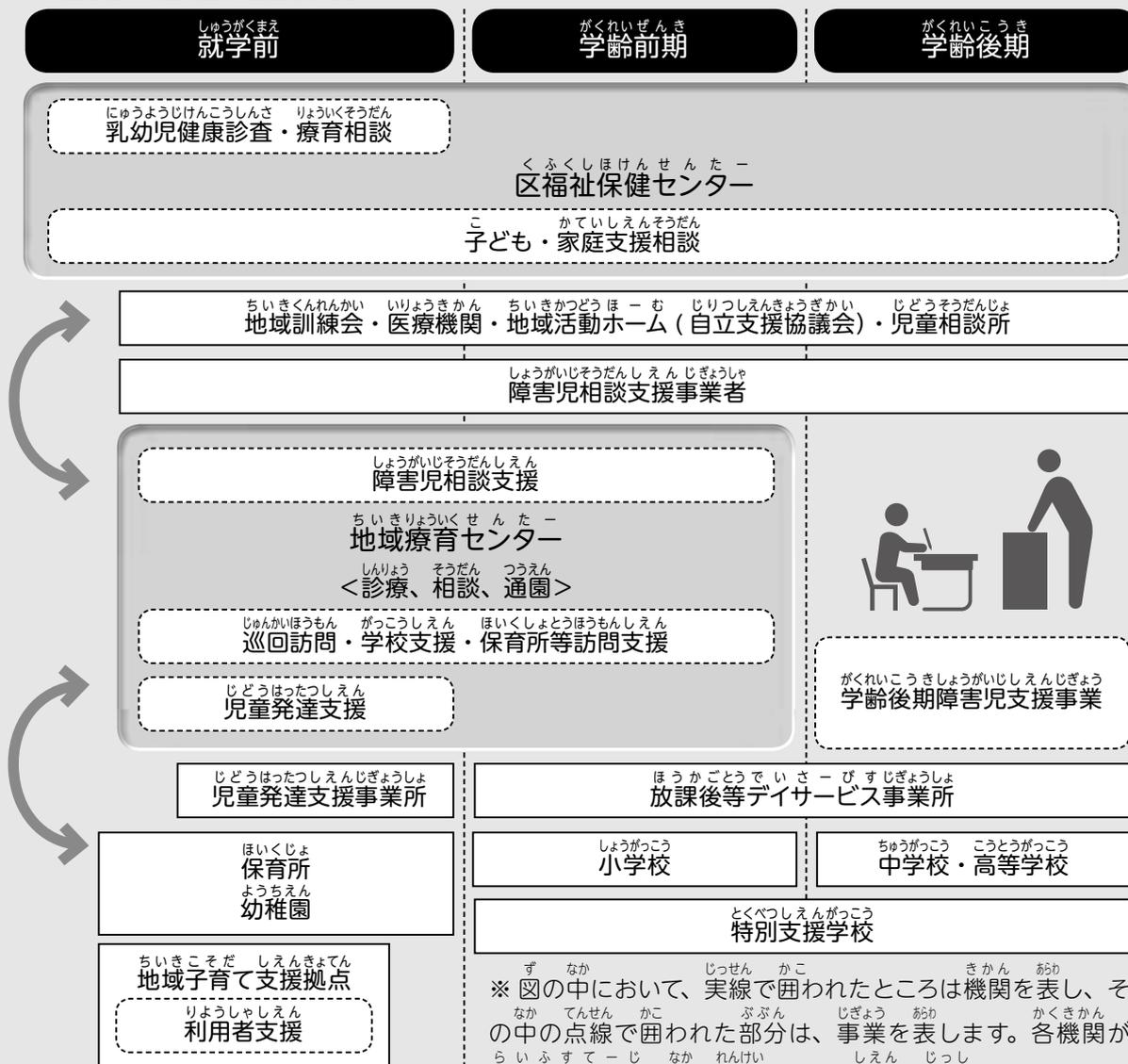
	へいせい ねんど 平成 27 年度	へいせい ねんど 平成 28 年度	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど へいせい ねんど 平成 30 年度～平成 32 年度
ほうかごとうでい 放課後等デイ さーびすじぎょう サービス事業	130 か所	165 か所	200 か所	へいせい ねんど 平成 29 年度までの じょうきょうとう もと せつてい 状況等を基に設定する。
	229,000 人日	298,000 人日	368,000 人日	

▶ 中学校期以降の相談支援の拡充

…学齢後期で主に発達障害のある児童が、安定した成人期を迎えられるよう、生活上の課題の解決に向けた取組を強化します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
がくれいこうきしょうがいじ 学齢後期障害児 しえんじぎょう 支援事業	いし そーしゃるわーかーとう 医師、ソーシャルワーカー等の すたっふ はいち がくれいこうき しゅ スタッフを配置し、学齢後期の主と して発達障害のある児童を対象とし て、思春期におけるそれぞれの課題 の解決に向けた診療、相談及び関係 機関との調整等を行います。	4か所 げんじょう しょう (現状3か所)	すいしん 推進

しょうがいじ りょういくしえんたいせい
障害児の療育支援体制



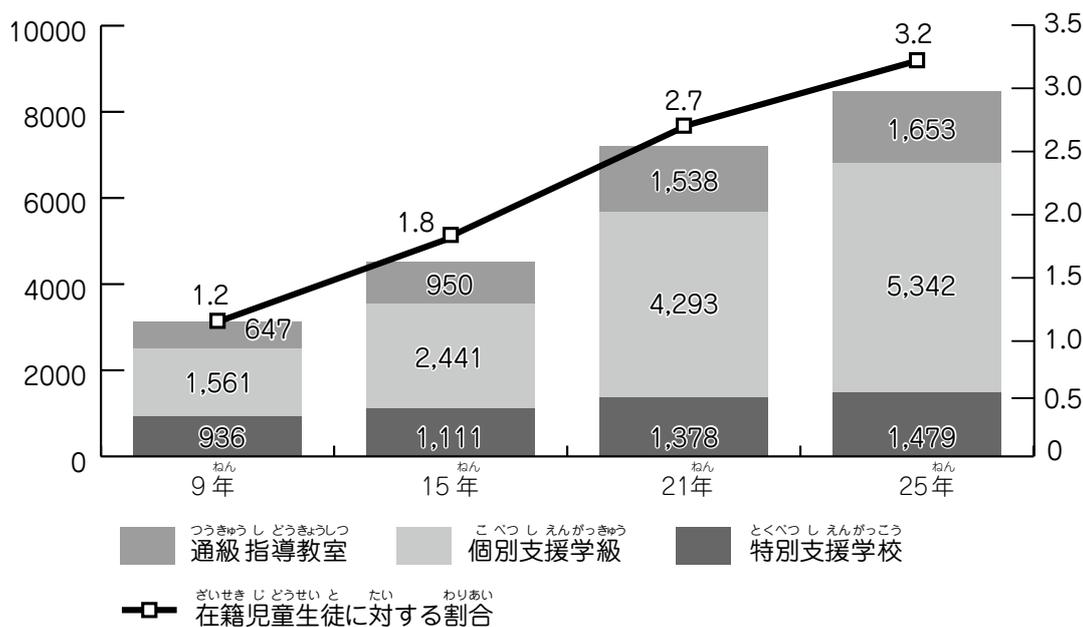
とりくみ きょういく
取組4-2 教育

げんじょう とりくみ ほうこうせい
現状と取組の方向性

小・中学校在籍者数が減少している中で、発達障害など特別な支援が必要な子どもたちの増加や、障害が重度化・多様化している状況を踏まえ、福祉・療育と教育の連携強化による、子ども一人ひとりの障害の状態や特性に対応した支援の充実が必要です。

そこで、支援が必要な子ども一人ひとりのニーズに対応するため、地域療育センター等による学校支援や保育所・幼稚園・小学校の連携による切れめのない一貫した支援、教員の専門性の向上と指導・支援体制の充実、特別支援学校の再編整備による教育環境や教育活動の充実、福祉と連携した就労支援の充実を進めます。

とくべつ しえん ひつよう じどうせいとすう すいり
●特別な支援を必要とする児童生徒数の推移 <出典>横浜市教育委員会調べ



し さく
施策

りょういく きょういく れんけい き しえん
療育と教育の連携による切れめのない支援

しょう ちゅうがっこうとう しえん じゅうじつ
▶小・中学校等への支援の充実

…地域療育センターや特別支援学校等の専門性を活用した学校支援の実施、幼稚園及び保育所等と小学校との連携による情報の共有化等により、乳幼児期から学齢期まで、切れめのない一貫した支援を目指します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
よこはまがた せん たーてき 横浜型センター的 きのう じゅうじつ 機能の充実	ちいきりょういく せん たー とくべつ し えんがっこう 地域療育センターや特別支援学校、 つうきゅうしどう きょうしつどう たんどうしゃ せんもんせい 通級指導教室等の担当者が専門性 かつよう しえん おこな がっこうしえんたいせい を活用して支援を行う学校支援体制 よこはまがた せん たーてききのう じゅうじつ (横浜型センター的機能) の充実を はか しょう ちゅうがっこう 図ります。そして、小・中学校からの そうだん じどうせいと ほ ごしゃ そうだん 相談や児童生徒、保護者からの相談 たいおう とくべつ しえん ひつよう に対応するなど、特別な支援が必要 じどうせいと てきかく しえん な児童生徒を的確に支援します。	すいしん 推進	すいしん 推進
とくべつ し えんきょういく 特別支援教育にお けける 幼保小の連携 しんき 新規	しょうがっこう ようちえん ほいくしやう きょうりよく 小学校が、幼稚園・保育所等と協力 けんきゅうじっせん おこな とくべつ しえん して、研究実践を行い、特別支援 きょういく ようほしょう れんけい じゅうほう 教育における幼保小の連携と情報の きょうゆうか かん けんきゅう おこな 共有化に関する研究を行います。	すいしん 推進	すいしん 推進
しゅうがくせつめいかい 就学説明会	とくべつ し えんきょういく きぼう ようじ しゅうがく 特別支援教育を希望する幼児の就学 かん せつめいかい かいさい に関する説明会を開催します。	すいしん 推進	すいしん 推進
しゅうがく きょういくそうだん 就学・教育相談の たいせいきょうか 体制強化	ひとり きょういく に ーず てきかく 一人ひとりの教育ニーズを的確に はあく じんそく てきせい しゅうがく きょういく 把握し、迅速で適正な就学・教育 そうだん おこな かんけい き かん そうご 相談を行うために関係機関が相互に れんけい しゅうがくまえ そつぎょうご 連携しながら、就学前から卒業後ま みとお そうだんたいせい きょうか はか で見通した相談体制の強化を図り ます。	すいしん 推進	すいしん 推進
ちょうかくしょうがいじしえん 聴覚障害児支援 じぎょう 事業	よこはましりつしょう ちゅうがっこう ざいせき ちょうかく 横浜市立小・中学校に在籍する聴覚 しょうがい じどうせいと の ーと て いく 障害のある児童生徒にノートテイク じゅうほう ほしょう じっし による情報の保障を実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進
ほ ごし やきょうしつかいさい 保護者教室開催 じぎょう 事業	よこはましりつしょう ちゅうがっこう とくべつ し えんがっこう 横浜市立小・中学校、特別支援学校 ほ ごしゃ たいしょう しょうがい たい の保護者を対象とした障害に対する ただ ちしき けいはつ すす 正しい知識の啓発を進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねん 平成 29 年度	へいせい ねん 平成 32 年度
なつやす しえん じぎょう 夏休み支援事業 きゅうがくれいしやうがいじ (旧学齢障害児 なつやす しえん じぎょう 夏休み支援事業)	とくべつ しえん がっこう ようじ じどうせいと なつやす 特別支援学校幼児児童生徒の夏休 き かんちゅう よ かかつどう じゅうじつ み期間中における余暇活動の充実、 ほごしゃ かいごふたん けいげんおよ ちいき 保護者の介護負担の軽減及び地域と れんけい すす の連携を進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進
しりつようちえんとう 私立幼稚園等 とくべつしえんきょういくひ 特別支援教育費 ほじょじぎょう 補助事業	しりつようちえんとう ざいせん しょうがいじ 私立幼稚園等に在園している障害児 たい きょういく しょうがい しゅるい ていど に対する教育が、障害の種類・程度 などに応じて適切に行われるよう、 けいひ いちぶ せつちしゃ ほじょ その経費の一部を設置者に補助し、 しょうがいじ きょういく やくだ 障害児の教育に役立てます。	すいしん 推進	すいしん 推進

きょういくかんきょう きょういくかつどう じゅうじつ
教育環境・教育活動の充実

▶ 教員の専門性向上、特別支援学校の再編整備

けんしゅう じんざいいくせい ゆ にばーさるでざいん してん もと じゅぎょうどう しどうほうほう
…研修による人材育成、ユニバーサルデザインの視点に基づく授業等の指導方法の
けんきゅうおよ つうがくくいき せつてい がくしゅうかんきょう かいぜん とくべつしえんがっこう さいへんせいびとう
研究及び通学区域の設定や学習環境の改善による特別支援学校の再編整備等により、
きょういくかんきょう きょういくかつどう じゅうじつ
教育環境や教育活動を充実します。

ひょう いったんがっさくじょう ざいせき とくべつ しえん ひつよう じどうせいとすう すいい
表 一般学級に在籍する特別な支援が必要とされる児童生徒数の推移

		へいせい ねん 平成 22 年	へいせい ねん 平成 23 年	へいせい ねん 平成 24 年	へいせい ねん 平成 25 年
しょう 小 がっ 学 こう 校	しえん ひつよう にんずう 支援が必要な人数	8,700 人	10,124 人	10,078 人	10,907 人
	ぜんたいすう 全体数	192,629 人	190,265 人	187,361 人	185,380 人
	わりあい 割合	4.52%	5.32%	5.37%	5.88%
ちゅう 中 がっ 学 こう 校	しえん ひつよう にんずう 支援が必要な人数	1,693 人	2,141 人	1,961 人	2,225 人
	ぜんたいすう 全体数	76,964 人	79,658 人	80,637 人	81,512 人
	わりあい 割合	2.20%	2.69%	2.40%	2.73%

よこはましきょういくいいんかいしら
(横浜市教育委員会調べ)

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
<p>とくべつし えんきょうい 特別支援教育 こーでいねーたー コーディネーターの きのうきょうか 機能強化と すきるあつぷ スキルアップ きゅうはつたつしょうがいじとう (旧発達障害児等 しえんじぎょう 支援事業)</p>	<p>とくべつし えんきょういこーでいねーたーようせい 特別支援教育コーディネーター養成 けんしゅう じゅうこう かつどう とくべつしえん 研修を受講して活動している特別支援 きょういこーでいねーたーたいしゅう 教育コーディネーターを対象に、さ すきるあつぷめざ じれい らなるスキルアップを目指して、事例 けんさゆう ちゅうしん けんしゅう すす 研究などを中心とした研修を進める とも かんけいきかん れんけい きょうか と共に、関係機関との連携を強化し、 せんもんてき ししつ たか 専門的な資質を高めます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>ゆにばーさる ユニバーサル でざいん してん デザインの視点に もと じゅぎょう てんかい 基づく授業の展開</p>	<p>いっばんがつきゅう きょうかがくしゅう とくべつ 一般学級の教科学習において、特別 しえんきょういこーだ さまざま くふう 支援教育で生み出された様々な工夫 と い すべ こ を取り入れ、全ての子どもたちの じゅぎょう たい いよく たか りかい 授業に対する意欲を高めたり、理解 ふか めざ を深めたりすることを目指します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>とくべつしえんがっこう 特別支援学校に おける ICT 機器の かつよう 活用 しんき 新規</p>	<p>しゅたいてき がくしゅう こうかてき 主体的な学習のための効果的な たぶれっとたんまつ かつよう とくべつ タブレット端末の活用について、特別 しえんがっこうぜんこう じっせんけんきゅう おこな 支援学校全校で実践研究を行います。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>とくべつしえんがっこう 特別支援学校の さいへんせいび 再編整備</p>	<p>にゅうがくしゃぞう とまな きょうあいか たいおう 入学者増に伴う狭隘化のため、対応が ひつよう とくべつしえんがっこう したいふじゅう 必要な特別支援学校(肢体不自由)を さいへんせいび かんきょう かいぜん きょういくないよう 再編整備し、環境の改善と教育内容 じゅうじつ はか の充実を図ります。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>さいへんせいびしゅうりょう 再編整備終了</p>
<p>とくべつしえんがっこう 特別支援学校 すくーるばす うんこう スクールバスの運行</p>	<p>じどう せいと どうげこう あんぜん かくほ 児童生徒の登下校の安全確保と せいしんてき しんたいてきふたん けいげん がっこう 精神的・身体的負担の軽減による学校 きょういこー じゅうじつ はか すくーるばす 教育の充実を図るため、スクールバス うんこう を運行します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
<p>とくべつしえんがっこういりようてき 特別支援学校医療的 け あたいせいせいびじぎょう ケア体制整備事業 きゅうしたいふじゅうとくべつ (旧肢体不自由特別 しえんがっこういりようてき け あ 支援学校医療的ケア たいせいせいびじぎょう 体制整備事業)</p>	<p>とくべつしえんがっこう したいふじゅう こう 特別支援学校(肢体不自由)5校に かんごし はいち じどうせいと 看護師を配置しています。児童生徒 しゅじいとう しじもと かんごし の主治医等の指示に基づき、看護師 きょういん れんけい いりようてき け あ じっし と教員が連携して、医療的ケア実施 たいせい せいび おこな 体制の整備を行います。</p>	すいしん 推進	すいしん 推進
<p>こうないけんしゅう じっし 校内研修の実施</p>	<p>いっばんがっきゅう とくべつ しえん よう 一般学級においても特別な支援を要 する児童生徒が増加し、支援のニーズ たようか じょうきょう ふ すべ が多様化している状況を踏まえ、全 ての教員が障害の状態や特性に応じ しどう しえん おこな けーす た指導・支援を行えるよう、ケース すたでい じゅうし けんしゅう じゅうじつ スタディを重視した研修を充実させ、 せんもんせい こうじょう めざ 専門性の向上を目指します。</p>	すいしん 推進	すいしん 推進
<p>とくべつしえんきょういく 特別支援教育 しえんいん じぎょう 支援員事業 きゅうしょうがいがっこうせいかつ (旧障害児学校生活 しえんいんじぎょう 支援員事業)</p>	<p>しょう ちゅうがっこう しょうがい がくしゅうめん 小・中学校で障害により学習面、 せいかつめん あんぜんめん しえん ひつよう 生活面や安全面への支援が必要な じどうせいと たい こうないしえんたいせい とどの 児童生徒に対し、校内支援体制が整 うまでの間、特別支援教育支援員を はいち 配置します。</p>	すいしん 推進	すいしん 推進
<p>とくべつしえんきょういく 特別支援教育の りーだー いくせい リーダーの育成 しんき 新規</p>	<p>だいがくとうせんもんきかん はけん おこな 大学等専門機関への派遣を行うこと により、とくべつしえんきょういく にな きょういん りーだー ようせい おこな リーダーの養成を行います。</p>	すいしん 推進	すいしん 推進

きょういん じんざいいくせい しどう じゅうじつ とりくみ
教員の人材育成と指導の充実への取組

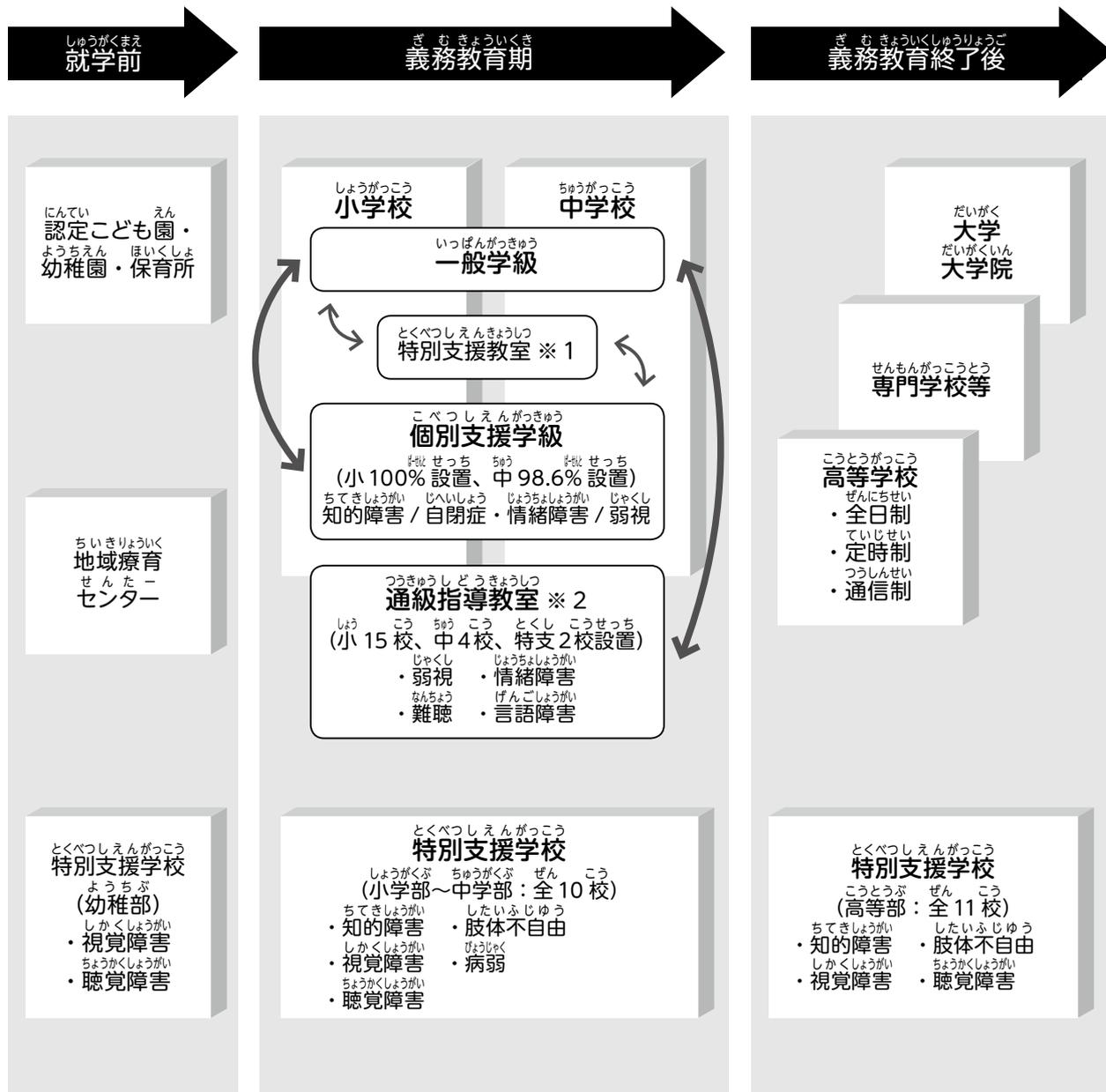
いっばんがっきゅう とくべつ しえん よう じどうせいと ぞうか もと しえん たようか
一般学級において特別な支援を要する児童生徒が増加し、求められる支援が多様化し
ていこうじょう なか つうきゅうしどうきょうしつ とくべつしえんきょうしつどう かつよう じどうせいとひとり
ている状況の中で、通級指導教室や特別支援教室等を活用するとともに、児童生徒一人
ひとりのニーズに適切に対応し、全ての教員が障害特性を理解し、児童生徒の得意なこ
とを引き出し、才能を伸ばす指導・支援を行うための具体的な支援策を検討します。また、
ひだ さいのう の しどう しえん おこな くたいてき しえんさく けんとう
ケーススタディを重視した研修の充実による専門性の向上や、大学等専門機関への派遣
によるリーダーの養成を進めます。

きょういく しゅうろう しえん
教育から就労への支援

とくべつしえんがっこうどう しゅうろうしえんきかん れんけいきょうか
▶ 特別支援学校等と就労支援機関の連携強化

とくべつしえんがっこうどう しんろたんどうしゃ しょうがいしゃしえんせんたー しゅうろうしえんせんたー きぎょうおよ
…特別支援学校等の進路担当者、障害者支援センター、就労支援センター、企業及び
ふくしせつたんどうしゃどうしゅうろうしえんきかん れんらくかい かいさい れんけい きょうか しゅうろうしえん しょくば
福祉施設担当者等就労支援機関の連絡会を開催し、連携の強化による就労支援・職場
ていちゃくしえん じゅうじつ すす
定着支援の充実を進めます。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
とくべつしえんがっこうしゅうろう 特別支援学校就労 しえんじぎょう 支援事業	きぎょうしゅうろう めざ せいと じっしゅうさきかい 企業就労を目指す生徒の実習先開 たく、しょくばていちゃくしえん おこな こうどう 拓や職場定着支援を行うため、高等 とくべつしえんがっこう わかばだいとくべつしえんがっこう 特別支援学校（若葉台特別支援学校 ちてきしょうがいきょういく ぶもん ふく しゅうろう 知的障害教育部門を含む）に就労 しえんしどういん はいち 支援指導員を配置します。	すいしん 推進	すいしん 推進
とくべつしえんがっこうしんろ 特別支援学校進路 たんどうしゃれんらくかい 担当者連絡会の かいさい 開催 しんき 新規	しりつとくべつしえんがっこう しんろたんどうしゃ 市立特別支援学校の進路担当者が しょうがいしゅべつ こ ていきてき じょうほうこうかん 障害種別を超えて定期的に情報交換 じれいけんきゅう おこな はばひろ しんろせんたく や事例研究を行い、幅広い進路選択 たいおう に対応できるようにします。	すいしん 推進	すいしん 推進



(参考) 横浜市における特別支援教育を行う場所 (平成26年現在)

- ※1 特別支援教室：集団では学習に参加することが難しい児童生徒が、一時的に一般学級を離れて、落ち着いた環境の中で学習するためのスペース
- ※2 通級指導教室：一般学級に在籍する、比較的軽度の障害がある児童生徒に対して、障害の状態に応じて特別な指導をするための場。

特別な支援の必要な子どもたちは、就学前から様々な機関の支援を受けていることが多くあり、それぞれの支援の内容や具体的な方法が切れめなく継続していくようにすることが大切です。就学期には特に「個別の教育支援計画」を作成して、進級・進学の際の引き継ぎに活用しています。

とりくみ じんざい かくほ いくせい
取組4-3 人材の確保・育成

げんじょう とりくみ ほうこうせい
現状と取組の方向性

施設やサービスなどの社会資源の整備を進めましたが、それらを運営している法人は、現場で働く人材の確保に苦慮しているのが現状です。たとえ、人材を確保できたとしても、なかなか定着せず、人材の育成も難しいという声が挙がっています。

そのため、行政としても各施策における人材確保・育成を推進することが必要です。

そこで、横浜市内のそれぞれの障害福祉現場で働く人材の確保や育成について、民間事業者や関係機関等と協働した取組を継続して行います。また、人材確保に向けた仕組み等の構築を目指すなど、効率的な実施手法を検討します。

施策

しょうがいふくしじゅうじしゃ かくほ いくせい
障害福祉従事者の確保と育成

しょうがいふくし かか じんざい かくほ いくせい
▶ 障害福祉に関わる人材の確保・育成

…障害福祉分野の人材の確保・育成を目指し、民間事業者等関係機関と協働した集中的な確保事業の展開や障害特性に応じた支援のための研修などを検討・実施します。併せて、障害福祉施設等で働く看護師の確保及び定着支援のための方策を検討します。

また、引き続き日常生活の様々な場面で必要となる移動の支援に携わる人材の確保・育成策も実施します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
がくせいとう たいしゅう 学生等を対象とした じんざい かくほじぎょう 人材の確保事業 (あ)	せんもんがっこう しないだいがくとう れんけい がく 専門学校や市内大学等と連携し、学 せいむ せつめいかい せみ な けんがく 生向けに説明会やセミナー、見学 つあーとう おこな しょうがいふくし ふ ツアー等を行い、障害福祉に触れる きかい ふ しょうがいふくし 機会を増やすなど、障害福祉への じんざいかくほ む とりくみ おこな 人材確保に向けた取組を行います。	すいしん 推進	すいしん 推進
しょうがいとくせい おう 障害特性に応じた しえん けんしゅう 支援のための研修	こうどうしょうがい はつたつしょうがいとう しょうがいとくせい 行動障害や発達障害等の障害特性に おう けんしゅう しょうほうしょうがいしゃ かん 応じた研修や、触法障害者に関する けんしゅう けんとう じっし 研修などを検討・実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
いりようじゅうじしゃけんしゅう 医療従事者研修 事業 さいけい 再掲 (あ)	しつぱい しょうがい しょうにおよ じゅうしゅうしん 疾病や障害のある小児及び重症心 しんしょうがい じ しゃ しえん ひつよう ちしき 身障害児・者の支援に必要な知識・ ぎじゆつ こうじよう はか しょうがいとくせい りかい 技術の向上を図り、障害特性を理解 した医療従事者を育成するための けんしゅう じっし 研修を実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進
しょうがいふくししせつどう 障害福祉施設等で はたら かんごし しえん 働く看護師の支援 さいけい 再掲 (あ)	しょうがいふくししせつどう はたら かんごし ていやく 障害福祉施設等で働く看護師の定着 む しえん おこな かくほ に向けた支援を行うとともに、確保 ほうさく けんとう の方策について検討します。	すいしん 推進	すいしん 推進
しゅうろうしえんきかん 就労支援機関の じんざいいくせい 人材育成 しんき 新規	しゅうろうしえんきかんしょくいん しえんす きる 就労支援機関職員の支援スキルを こうじよう じんざいいくせい しく 向上させるため、人材育成の仕組み けんとう づくりを検討します。	けんとう ふ 検討を踏まえた けんしゅうどう じっし 研修等の実施	すいしん 推進
しょうがいふくしサービス 障害福祉サービス じぎょうしょうとうしょくいんむ 事業所等職員向け けんしゅう の研修	じぎょうしょ しょくいん しょうがいしゃこうよう おこな 事業所の職員が、障害者雇用を行っ ていこう ぎぎょう しゅうぎょうたいけん ている企業での「就業体験」などを つう じゅうろうしえん す きる こうじよう 通じて、就労支援スキルの向上や、 しゅうろう む いしぎづ おこな 就労に向けた意識付けを行います。	さんかになんずう 参加人数 るいけい (累計) にん 90人	さんかになんずう 参加人数 るいけい (累計) にん 180人
がいどへるぱーとう ガイドヘルパー等 けんしゅうじゅこうりようじよせい 研修受講料助成 あ	がいどへるぱーとう しかくしゆとく ガイドヘルパー等の資格取得のため けんしゅうじゅこうりよう いちぶ じよせい じんざい の研修受講料の一部を助成し、人材 かくほ はか 確保を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
がいどへるぱー ガイドヘルパー すきるあつぷけんしゅう スキルアップ研修 あ	しつ たか さーびす ていきよう より質の高いサービスが提供できる いどうしえんじぎょう じゅうぎょうしゃ たいしよく よう、移動支援事業の従業者を対象 けんしゅう じっし に研修を実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進

とうじしゃ しえんたいせい じゅうじつ
当事者による支援体制の充実

とうじしゃだんたい かつどう しえん
▶当事者団体の活動への支援

しょうがいしゃほんにん かぞく わ かなや う と かいけつほうほう ていじ
…障害者本人や家族にしか分からない悩みを受け止めることや、解決方法を提示できる
じんざい かくほ いくせい じっし どうじしゃだんたいかつどう しえん じゅうじつ かくだんたい
人材の確保・育成を実施していくため、当事者団体活動への支援を充実し、各団体の
いくせい と く
育成に取り組みます。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
しゃかいさん か 社会参加 すいしん せん た - 推進センターによる だんたいかつどうしえんきのう 団体活動支援機能の じゅうじつ 充実	しょうがいしゃほんにん かつどう ささげ じんざい 障害者本人の活動を支える人材の いくせい すす おな しょうがい 育成を進めるとともに、同じ障害が ひと こうりゅう こみゆ にけーし ある人たちの交流やコミュニケーシ よん きかい かくじゅう かくだんたいかつどう ヨンの機会を拡充し、各団体活動を そくしん とりくみ すいしん 促進する取組を推進します。	すいしん 推進	すいしん 推進
しょうがいしゃほんにんおよ かぞく 障害者本人及び家族 による普及・啓発 ふきゅう けいはつ かつどう すいしん 活動の推進 さいけい 再掲	しゃかいさん か すいしん せん た - ちゅうしん 社会参加推進センターが中心とな しょうがいしゃほんにん かぞくおよ かくだんたい り、障害者本人、家族及び各団体と れんけい きょうどう しょうがいりかい そくしん む 連携・協働し、障害理解の促進に向 ふきゅう けいはつかつどう すいしん けた普及・啓発活動を推進します。	すいしん 推進	すいしん 推進

てーま
テーマ5

はたら かつどう
働く・活動する・
よか たの
余暇を楽しむ

しょうがい しょうがい
障害のあるなしにかかわらず、「働く」ということ
じりつ せいかつ
は、自立した生活につながることや、生きがいを
たか たいへんじゅうよう
高めるなど、大変重要なことです。また、「働く」と
きぎょうとう はたら
は企業等で働くことはもちろんのこと、通っている
じぎょうしょうとう さぎょう おこな ふく
事業所等で作業を行うことも含まれます。

なに はたら
どこで何をして働くか、どこでどのように過ごす

ひと ちが ひと あ しえん ひつよう
かは人それぞれ違うため、その人に合った支援が必要です。

じゅうじつ せいかつ おく がいしゅつ かか いどうしえん よか しえんとう か
さらに、充実した生活を送るためには外出に関わる移動支援や余暇支援等も欠かせません。

ひとり ひとり
そこで、一人ひとりの適性や希望に合った仕事を見つけることができ、また、外出や趣味・
す ぽーつ たの
スポーツを楽しむなど、様々な余暇が充実したまち、ヨコハマを目指します。

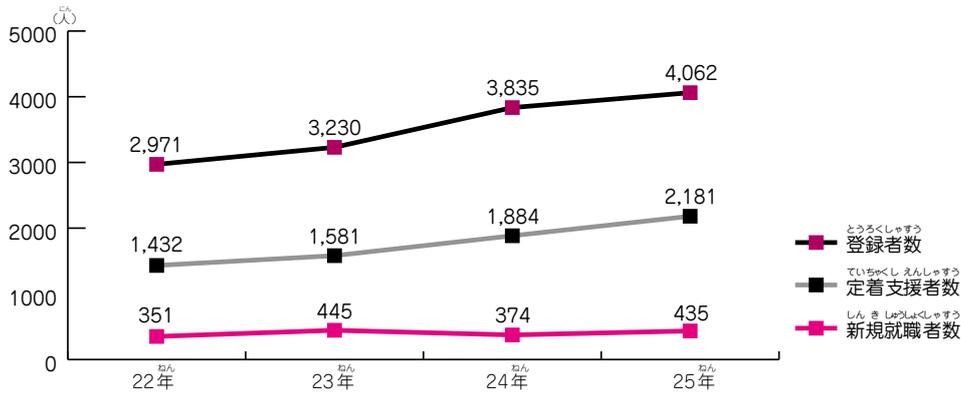
きぎょうとう はたら ひと はたら はたら つづ しえん ちいき じぎょうしよ
そのために、企業等で働きたい人が「働く」・「働き続ける」ための支援や、地域の事業所
とう さぎょう じゅうじつ しゅうにゅう こうちん こうじょう しく すす
等での作業を充実させて収入（工賃）を向上させる仕組みづくりを進めます。

しょうがいふくし さーびす りよう ひと す な ちいき ひとり ちから あ はたら
また、障害福祉サービスを利用する人が、住み慣れた地域で一人ひとりの力に合った働きの
ばしよ かつどうばしよ せんたく しく いどうしえん よか かつどう じゅうじつ すす
場所や活動場所を選択できる仕組みづくりをはじめ、移動支援や余暇活動の充実を進めます。

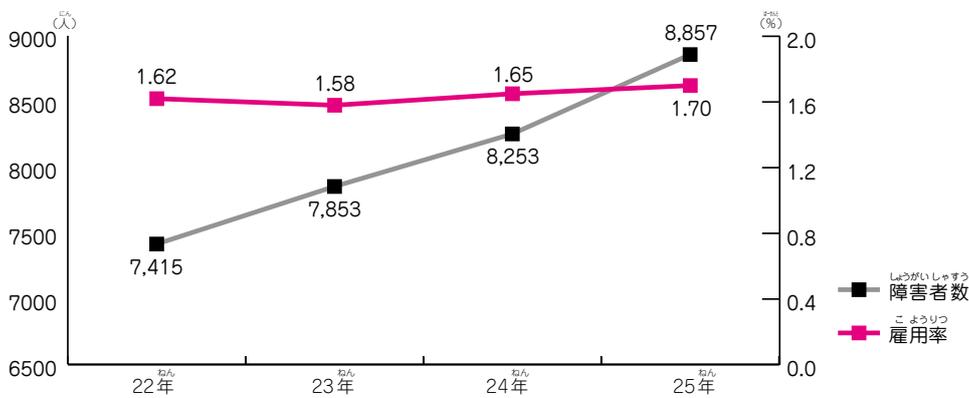
とうじしゃ こえ
当事者からの声

- はたら こま なん そうだん ひと ひつよう なが あどばいす
働くなかでの困りごとを、何でも相談できる人が必要。また、長くアドバイスしてくれ
ひと ほ
る人が欲しい。
- しゅうろう けいぞく だいじ
就労をどうやって継続していけるかが大事。
- じぶん なかま よ じぎょうしよ かよ ほじ
自分のやりたいことができたり、仲間が良かったから、事業所に通い始めることができた。
- がっこうそつぎょうご い さき な ふあん かん
学校卒業後の行き先が無く、不安を感じる。
- せいじん しょうがいしゃ はたら ひと よか しえん ひつよう
成人した障害者や、働いている人への余暇支援が必要。

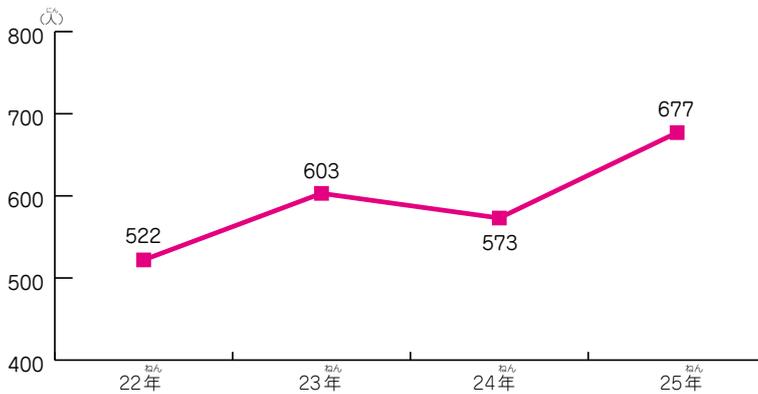
ず 図1 しゅうろうしえんせんたーじっせき けんこうふくしきょくしりょう
就労支援センターの実績【健康福祉局資料より】



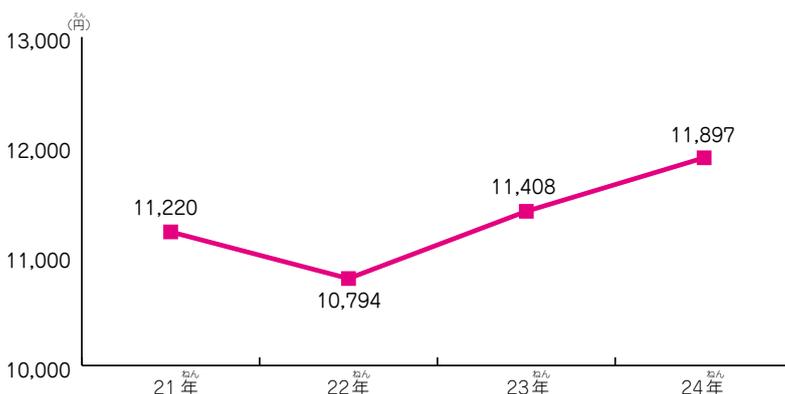
ず 図2 しょうがいしゃこよう げんじょう しないきぎょう かながわろうどうきょくしりょう
障害者雇用の現状（市内企業）【神奈川県労働局資料より】



ず 図3 とくべつしえんがっこう そつぎょうせい しんろたいさくけんきゅうかいしりょう
特別支援学校の卒業生【進路対策研究会資料より】



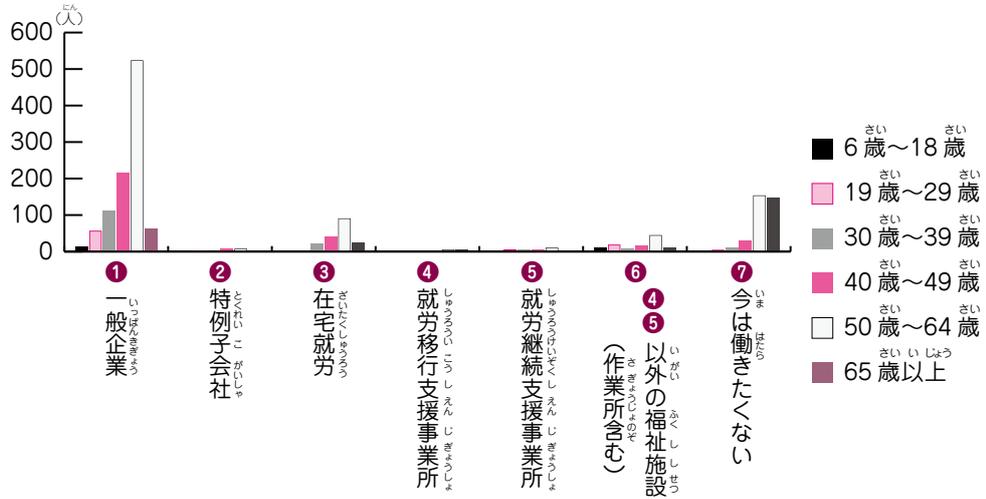
ず 図4 しょうがいしゃしせつ へいきんげつがくこうちん かながわけんしりょうおよ けんこうふくしきょくしりょう
障害者施設の平均月額工賃【神奈川県資料及び健康福祉局資料より】



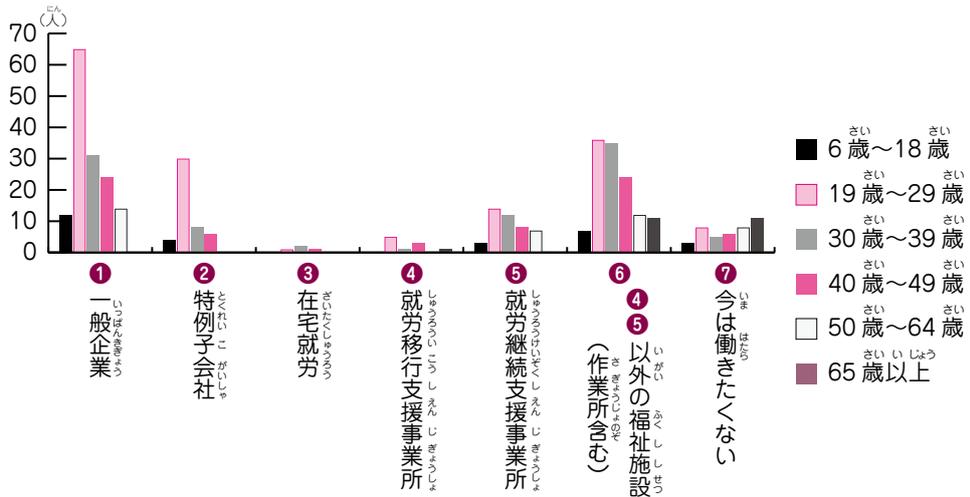
ニーズ把握調査結果から

「これから働きたい・通いたい場所はどこなところですか」(1つを選ぶ)

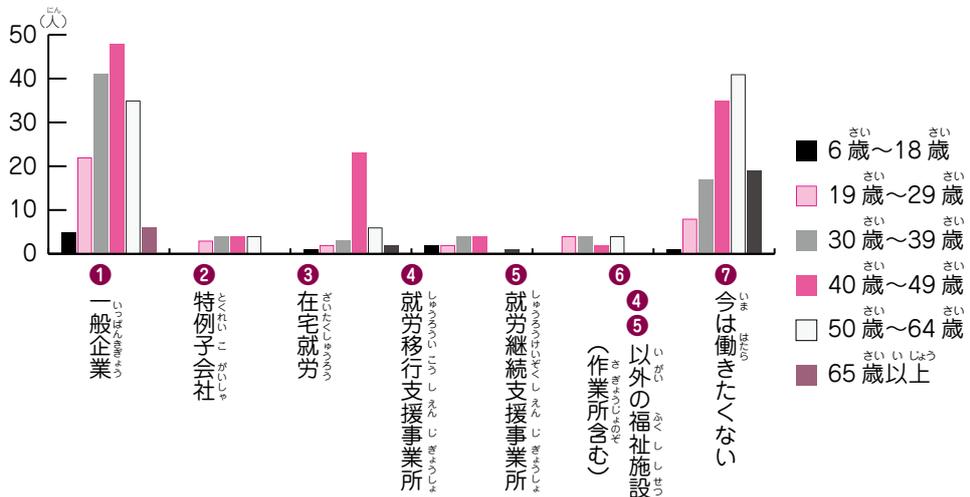
【身体障害】



【知的障害】



【精神障害】



とりくみ しゅうろう
取組5-1 就労

げんじょう とりくみ ほうこうせい
現状と取組の方向性

平成25年4月には、「障害者雇用促進法」で企業等に義務付けている法定雇用率が引き上げられるなど、障害者の就労を取り巻く環境は変化しています。今後も27年4月の「雇用納付金制度」の対象企業拡大や、30年4月の「精神障害者雇用義務化」など、法改正等を背景に、障害者が働くことへの社会的関心は、ますます高まることが想定されます。

また、「企業就労」を目指す特別支援学校の卒業生や精神障害のある方は、年々増加傾向にあり、就労支援ニーズがより一層高まると同時に、就労後に安心して、働き続けられるための支援が重要です。個々の障害特性に合わせたきめ細かな支援とともに、精神障害や発達障害などの分かりにくい障害については、企業等の障害理解を進めることが必要です。

そこで、就労支援センター等を中心に、就労支援の促進と定着支援に取り組めます。

また、安定した就労を支えるための生活支援など、各地域の関係機関との連携を強化します。その他、多様化する就労支援ニーズに対応できるよう、支援者のスキルアップ・人材育成や企業等に対する障害者雇用促進のための啓発を進めます。

し さく
施 策

いっばんしゅうろう そくしん ていちゃくしえん じゅうじつ
一般就労の促進と定着支援の充実

しゅうろうしえんせんたーとう ちゅうしん しゅうろうしえんたいせい じゅうじつ きょうか
▶ 就労支援センター等を中心とした、就労支援体制の充実・強化

…多様化する就労支援ニーズや生活面での支援も含めた定着支援に対して、就労支援センターの強化をはじめ、就労移行支援事業所等、障害福祉サービス事業所や特別支援学校等の関係機関と連携を図りながら、働く障害者への支援の充実を図ります。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
しゅうろうしえんせんたー 就労支援センター (9か所)	はたら ことを希望する障害のある方が すでに働いている方が安心して働き 続けるための支援を、企業や関係 機関と連携して行います。	しえんたいしょうしゃすう 支援対象者数 (9か所計) 3,400人	へいせい ねんど 平成 29 年度 までの状況等を もと せってい 基に設定する

しえんしゃ すきる こうじょう
▶支援者のスキルの向上

せいしんしょうがい はつたつしょうがい かた そうだん ふ し かくしょうがい ちょうかくしょうがい
…精神障害や発達障害のある方からの相談が増えていることや、視覚障害、聴覚障害
さまざま しょうがいとくせい たい しえん せんもんせい もと しえんしゃ
など、様々な障害特性に対する支援の専門性が求められていることから、支援者の
しゅうろうしえん すきる こうじょう はか
就労支援スキルの向上を図ります。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
しゅうろうしえんきかん 就労支援機関の じんざいいくせい 人材育成 しんき さいけい 新規 再掲	しゅうろうしえんきかんしよくいん しえん すきる 就労支援機関職員の支援スキルを こうじょう じんざいいくせい しく 向上させるため、人材育成の仕組み けんとう づくりを検討します。	けんとう ふ 検討を踏まえた けんしゅうとう じっし 研修等の実施	すいしん 推進

きぎょうとう しょうがいしゃこうよう りかいそくしん
▶企業等への障害者雇用の理解促進

きぎょう しょうがいしゃこうよう そくしん はたら つづ かんきょう ひろ しょうがい
…企業における障害者雇用の促進し、働き続けられる環境づくりを広めるため、障害
しゃこうよう かか せいど しえんきかん しゅうち けいはつ すず しょうがいしゃこうようりつ たいしょう
者雇用に係る制度や支援機関の周知・啓発を進めます。また、障害者雇用率の対象と
はならない市内の中小企業に対する雇用啓発についても検討します。
しな い ちゅうしやうきぎょう たい こうようけいはつ けんとう
(※ 50人以上の市内企業の法定雇用率：2.0% (平成 26 年度時点))

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
はたら 働きたい！あなたの しんぼじょうむ シンポジウム	はたら しょうがいしゃ こうよう すず きぎょう 働く障害者や、雇用を進める企業な なま こえ き しょうがいしゃ どの「生の声」を聴くことで、障害者 こうよう りかいそくしん けいはつ すず 雇用の理解促進や啓発を進めます。	さんかしゃすう 参加者数 るいけい (累計) 600 人	さんかしゃすう 参加者数 るいけい (累計) 1,200 人
きぎょう ふくし 企業と福祉をつなぐ せみな セミナー	しょうがいしゃこうよう けんとう きぎょうとう たいしょう 障害者雇用を検討する企業等を対象 ふくし しえんきかんと に、福祉の支援機関等をつなげるこ こうよう かん せいど じょうほうていきょう とや雇用に関する制度の情報提供を おこな 行います。	さんかきぎょうすう 参加企業数 るいけい (累計) 120 社	さんかきぎょうすう 参加企業数 るいけい (累計) 240 社
しょうがいしゃこうようじれい 障害者雇用事例の しょうかい 紹介	しょうがいしゃこうよう すぐ とりくみ おこな きぎょう 障害者雇用で優れた取組を行う企業 とう でーたべーす し うえぶ べ 等をデータベースにして市の WEB ペ ーじとう ひろ しょうかい ージ等で広く紹介します。	しょうかい きぎょうすう 紹介企業数 るいけい (累計) 90 社	しょうかい きぎょうすう 紹介企業数 るいけい (累計) 150 社

事業名	事業内容	平成 29 年度	平成 32 年度
中小企業への障害者雇用支援 新規	市内企業の大半を占める中小企業に対する雇用啓発に向けて検討します。	検討を踏まえた事業の実施	推進

福祉的就労から一般就労への移行

障害福祉サービス事業所等との連携強化

…就労移行支援事業所や就労継続支援事業所をはじめ、特別支援学校や区役所等の関係機関がそれぞれの役割を發揮し、連携を強化することで、福祉的就労から一般就労へとつなげる仕組みを構築します。

事業名	事業内容	平成 29 年度	平成 32 年度
地域における就労支援ネットワークの構築 新規	関係機関同士の連携・協力体制を構築することで、企業就労の促進、就労後の定着支援及び生活支援の充実を図ります。	関係機関との連携ガイドラインの策定等	推進

就労移行支援事業 (※)

一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適正にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。

就労継続支援事業 (A型) (※)

通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を一定期間行います。

就労継続支援事業 (B型) (※)

通所により、就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を行います。

※ 就労移行支援、就労継続支援等の具体的な目標（サービス見込量等）については、「取組5-3 日中活動（P.119）」に掲載しています。（障害福祉計画対象事業）

とりくみ ふくしてきしゅうろう
取組5-2 福祉的就労

げんじょう とりくみ ほうこうせい
現状と取組の方向性

きぎょうとう しゅうろう こんなん かた ちいき しょうがいしゃしせつとう かよ ふくしてきしゅうろう
企業等での就労が困難な方など、地域の障害者施設等に通い、そこでの「福祉的就労」に
じゅうじ かた しゅういゆう こうちん こうじょう しょうがい かた じりつ ささ じゅうよう
従事する方の収入（工賃）を向上させることも、障害のある方の自立を支えるうえで重要です。

しょうがいしゃゆうせんちようたつすいしんほう もと ぎょうせい きかんとう しょうがいしゃしせつとう ゆうせん
そこで、「障害者優先調達推進法」に基づき、行政機関等が障害者施設等からの優先
てき ちようたつ つと ひ つづ きぎょうとう じゅちゅうそくしん じしゅせいひん はんろかくだい
的な調達に努めるとともに、引き続き、企業等からの受注促進や自主製品の販路拡大に
と く しせつじょうほう しゅうやく じゅちゅうたいせい こうちく ふくしてきしゅうろう じゅうじつ
取り組みます。また、施設情報の集約や受注体制の構築など、福祉的就労を充実させていく
し く すす
ための仕組みづくりを進めます。

し さく
施策

さぎょう じゅうじつ こうちんこうじょう
作業の充実と工賃向上

きぎょうとう じゅちゅうそくしんおよ じしゅせいひん はんろかくだい
▶ 企業等からの受注促進及び自主製品の販路拡大

しな いしょうがいしゃしせつとう きぎょうとう じゅちゅうそくしんおよ じしゅせいひん はんろかくだい
…市内障害者施設等における企業等からの受注促進及び自主製品の販路拡大などを
つう さぎょう じゅうじつ こうちんこうじょう め ぎ
通じて、作業を充実させるとともに、工賃向上を目指します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
しょうがいしゃ よこはま障害者 きょうどうじゅちゅうそうごう 共同受注総合 せんたー うんえい センターの運営 しんき 新規	しな い しょうがいしゃしせつとう じょうほう しゅうやく 市内の障害者施設等の情報を集約す るとともに、きぎょうとう さぎょうじゅちゅう 企業等からの作業受注 におけるまどぐちおよ こーでいねーとう 窓口及びコーディネート等 をおこな を行います。	かめいしせつ 加盟施設に おける げつがくへいぎんこうちん 「月額平均工賃」 が10%以上 をじょうじょう 上昇	へいせい ねんど 平成 29 年度ま でのじょうきょうとう もと 状況等を基 にせってい に設定する。

▶障害者優先調達推進法に基づく発注促進

…法律に基づき、本市の調達方針を毎年度策定し、市内への周知及び啓発に取り組むことで、障害者施設等への発注を促進します。また、さらなる推進のための仕組みづくりを進めます。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
ゆうせんちやうたつすいしん 優先調達推進のための市内への啓発	ちやうない らん ちやうないほう かつよう 市内 LAN や市内報などを活用し、 ゆうせん ちやうたつ くきよくとう すぐ 優先調達における区局等の優れた はちやうじれい ひろ しゅうち けいはつ おこな 発注事例について広く周知・啓発を行 います。	すいしん 推進	へいせい ねんど 平成 29 年度 までの状況等を もと せってい 基に設定する。
たいしやうじぎやうしや かくだい 対象事業所の拡大 む けんとう に向けた検討 しんき 新規	とくれい こがしや じゅうど しょうがいしや た すう こよう 特例子会社、重度障害者多数雇用 じぎやうしやおよ ざいたくしゅうぎやうしょうがいしやとう ほうりつ 事業所及び在宅就業障害者等、法律 たいしやうはんい きぎやうとう たいしやう の対象範囲である企業等への対象 かくだい む けんとう おこな 拡大に向けて検討を行います。	かだい けんしやう 課題の検証を ふ けんとう 踏まえた検討	すいしん 推進

▶社会参加する機会の確保

…企業で働くことや、施設に日中通うことが困難な在宅の方でも、社会参加する機会を確保できるような仕組みを検討します。

とりくみ につちゅうかつどう
取組5-3 日中活動

げんじょう とりくみ ほうこうせい
現状と取組の方向性

しょうがいしゃ ひび せいかつ じゅうじつ しょうがいしゃほんにん きぼう ひと じょうたい あ
障害者が日々の生活を充実したものにすうえで、障害者本人の希望やその人の状態に合
つた日中活動場所の拡充が求められています。

そこで、しょうがいしゃほんにん につちゅうかつどうばしょ せんたく かくじぎょうしょ
そこで、障害者本人が、日中活動場所を選択できるようにするため、各事業所が、それぞ
れの特徴を生かした運営ができるような仕組みを検討します。

し さく
施策

につちゅうかつどうばしょ かくじゅう
日中活動場所の拡充

につちゅうかつどうばしょ やくわり めいかくかおよ せっちそくしん
▶ 日中活動場所の役割の明確化及び設置促進

げんざい につちゅうかつどう かか さまざま しゃかいしげん やくわり いちづ めいかく しょうがいしゃ
…現在の日中活動に関わる、様々な社会資源の役割や位置付けを明確にし、障害者
ほんにん きぼう かつどうばしょ せんたく ほうほう いりょうてきけ あとうせんもんてき しえん ひつよう かた
本人が希望する活動場所を選択できる方法や医療的ケア等専門的な支援が必要な方へ
の支援方法について、検討します。

あわ とくべつしえんがっこう そつぎょうせいとう い さき につちゅうかつどうばしょ せっち そくしん
併せて、特別支援学校の卒業生等の行き先となる日中活動場所の設置を促進します。

せいかつかいご
●生活介護

につちゅう しょくじ にゅうよく はい とう かいご にちじょうせいかつじょう しえん せいさんかつどう きかいとう ていきょう
日中、食事や入浴・排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動の機会等を提供します。

じりつくんれん きのうくんれん
●自立訓練（機能訓練）

りがくりょうほう さぎょうりょうほうとう しんたいてきり はびりてーしょん にちじょうせいかつじょう そうだんしえんとう おこな
理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活上の相談支援等を行います。

じりつくんれん せいかつくんれん
●自立訓練（生活訓練）

しょくじ か じとう にちじょうせいかつのうりよく こうじょう しえん にちじょうせいかつじょう そうだんえんじょう おこな
食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談援助等を行います。

しゅうろういこうしえんじぎょう
●就労移行支援事業

いっばんしゅうろうとう いこう む じぎょうしやない きぎょう さぎょう じっしゅう てきせい しょくば
一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適正にあった職場

さが しゅうろうご しょくばていちゃく しえんとう おこな
探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。

しゅうろうけいぞくしえんじぎょう えーがた
●就労継続支援事業（A型）

つうしょ こようけいやく もと しゅうろう きかい ていきょう いっばんしゅうろう む しえん
通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援
を一定期間行います。

●就労継続支援事業 (B型)

通所により、就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を行います。

●横浜市地域活動支援センター事業 (障害者地域作業所型・精神障害者地域作業所型)

(以下「地域活動支援センター作業所型」といいます。)

創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進等の活動を実施します。

●横浜市地域活動支援センター事業 (中途障害者地域活動センター型)

(以下「中途障害者地域活動センター」といいます。)

脳血管疾患の後遺症などで障害のある人に対して、生活訓練や地域との交流などを行いながら、自立した生活や社会参加への支援を実施します。

福【見込み】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度～平成 32 年度
生活介護	7,150 人分	7,759 人分	8,420 人分	平成 29 年度までの 状況を基に設定する。
	125,140 人日	135,795 人日	147,357 人日	
自立訓練 (機能訓練)	26 人分	26 人分	26 人分	平成 29 年度までの 状況を基に設定する。
	422 人日	422 人日	422 人日	
自立訓練 (生活訓練)	191 人分	193 人分	194 人分	平成 29 年度までの 状況を基に設定する。
	2,801 人日	2,829 人日	2,857 人日	
就労移行支援 事業	657 人分	807 人分	898 人分	平成 29 年度までの 状況を基に設定する。
	10,911 人日	13,683 人日	15,252 人日	
就労継続支援 事業 (A型)	670 人分	891 人分	1,141 人分	平成 29 年度までの 状況を基に設定する。
	13,422 人日	17,851 人日	22,849 人日	
就労継続支援 事業 (B型)	2,964 人分	3,507 人分	4,150 人分	平成 29 年度までの 状況を基に設定する。
	53,365 人日	61,501 人日	72,747 人日	

	へいせい ねんど 平成 27 年度	へいせい ねんど 平成 28 年度	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど へいせい ねんど 平成 30 年度～平成 32 年度
ちいきかつどうしえん 地域活動支援 センター さぎょうしょがた 作業所型 (※)	189 しょ か所	185 しょ か所	181 しょ か所	へいせい ねんど 平成 29 年度までの じょうきょうとう もと せってい 状況等を基に設定する。
	3,892 にん 人	3,800 にん 人	3,707 にん 人	
ちゅうとしょうがいしゃちいき 中途障害者地域 かつどうせんたー 活動センター	18 しょ か所	18 しょ か所	18 しょ か所	へいせい ねんど 平成 29 年度までの じょうきょうとう もと せってい 状況等を基に設定する。
	529 にん 人	529 にん 人	529 にん 人	

※ ちいきかつどうしえんせんたーさぎょうしょがた 地域活動支援センター作業所型については、ひつようすう かくほ 必要数を確保するとともに、しょうがいふくしーびす じぎょう 障害福祉サービスへの事業
いこう すず 移行を進めていきます。

※この表における単位の考え方は以下のとおりです。

- ・「人分」「回」…月間の利用人数・回数
- ・「人日」…「月間の利用人数」×「一人一か月あたりの平均利用日数」

とりくみ いどうしえん
取組5-4 移動支援

げんじょう とりくみ ほうこうせい
現状と取組の方向性

いどうしえんしさくたいけい さいこうちくとう しょうがいじしゃ いどう ささ せいど かくじゅう
移動支援施策体系の再構築等により、障害児・者の移動を支える制度を拡充してきましたが、
それらのせいど ゆうこう りょう とりくみ ひつよう
それらの制度をさらに有効に利用できるような取組が必要です。

そこで、ほんにん きぼう そ いどうしえん かん じょうほう せいり ていきょう たいせい じゅうじつ
そこで、本人の希望に沿った移動支援に関する情報を整理して提供できる体制を充実させ
るとともに、ひ つづ がいどへる ばーとう にな て かくほ と く せいど えんかつ りょう
引き続きガイドヘルパー等の担い手の確保に取り組み、制度を円滑に利用できる
ようにします。

また、しせつ そうげいとう いっそうこうかてき すす しく けんとう
また、施設への送迎等を一層効果的に進めるための仕組みを検討します。

し さく
施策

いどうしえん じゅうじつ しゃかいさんか そくしん
移動支援の充実による社会参加の促進

そうごうてき いどうしえんさく じっし えんかつ りょう しえん
▶総合的な移動支援策の実施と円滑な利用の支援

が い ど へ る ぶ が い ど ぼ ら ん て い あ い どう じ つ そ し えん ふ く し と く べ つ じ ょ う し ゃ
…ガイドヘルプやガイドボランティアなど移動時の付き添いの支援、福祉特別乗車
けん た く し り ょ う けん け い ざ い て き ふ た ん け い げ ん さ く し ゃ り ょ う ば り あ ふ り ー か し え ん
券・タクシー利用券など経済的な負担の軽減策、車両のバリアフリー化の支援など、
そうごうてき いどうしえんさく じっし しゃかいさんか そくしん ほか
総合的に移動支援策を実施し、社会参加の促進を図ります。

また、これらを含めた移動支援の仕組みについて、ひとり あ て き せ つ り ょ う
また、これらを含めた移動支援の仕組みについて、一人ひとりに合った適切な利用が
えんかつ しえん
円滑にできるよう支援します。

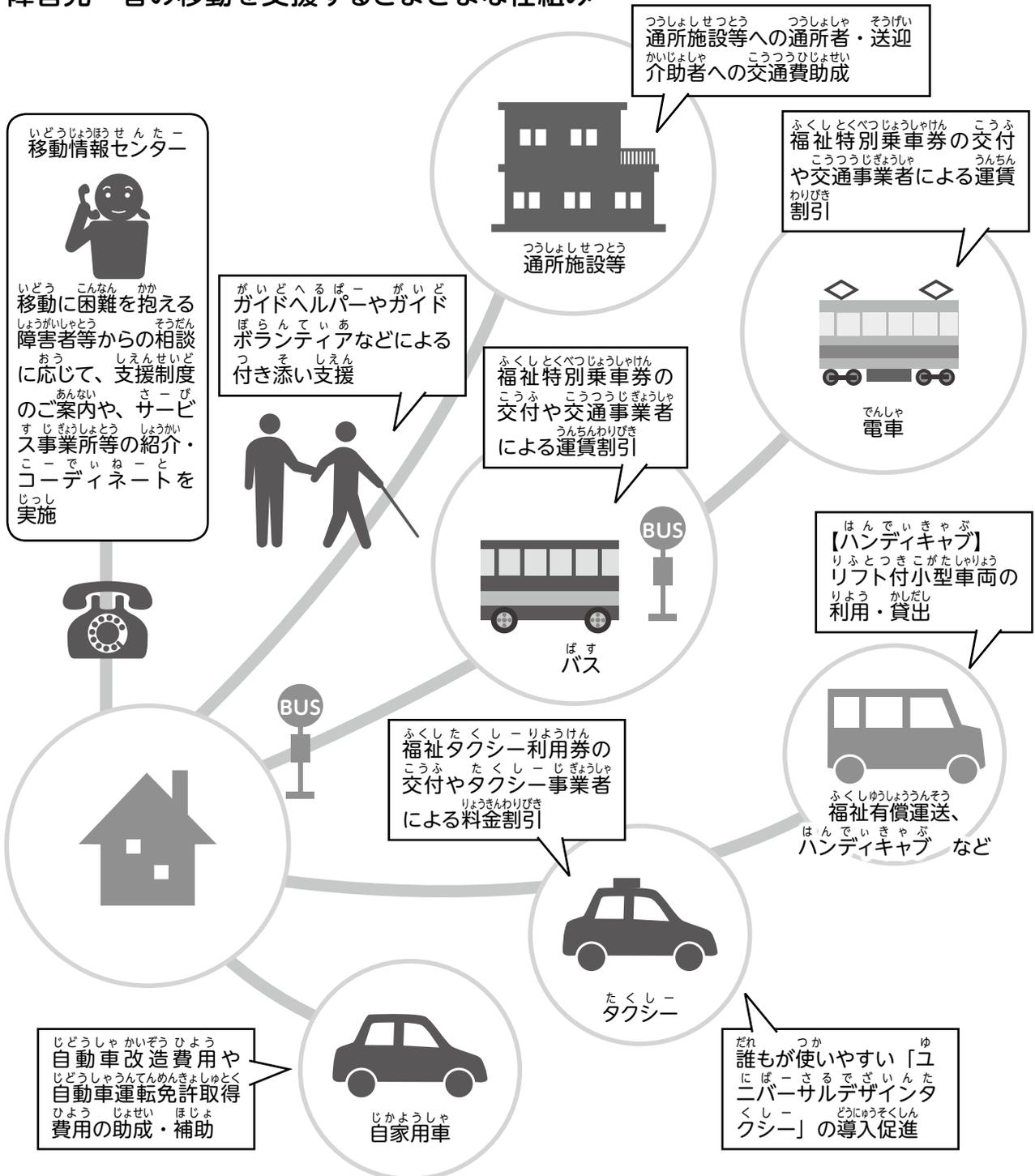
じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
いどうじょうほうせんたー うんえいどうじぎょう すいしん 運営等事業の推進 (あ)	いどうしえん かん じょうほう しゅうやく 移動支援に関する情報を集約し、 ひとり てきせつ じょうほう 一人ひとりにあった適切な情報を ていきょう いどうしえん ささ 提供することや、移動支援を支える じんざい はっくつ いくせい おこな いどうじょうほう 人材の発掘・育成を行う移動情報 せんたー ぜんく かいせつ しんない センターを全区で開設し、市内の ちいき いどうしえん しく どの地域でも移動支援の仕組みを こうかてき りょう 効果的に利用できるようにします。	そうだんけんすう 相談件数 2,500 件	そうだんけんすう 相談件数 3,600 件

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
が い ど へ る ぱ ー ー とう ガイドヘルパー等 けんしゅうじゆこうりょうじよせい 研修受講料助成 さいけい 再掲 (あ)	が い ど へ る ぱ ー ー とう しかくしゆとく ガイドヘルパー等の資格取得のため けんしゅうじゆこうりょう いちぶ じよせい じんざい の研修受講料の一部を助成し、人材 かくほ はか 確保を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
が い ど へ る ぱ ー ー ガイドヘルパー すきる あっ ぶ けんしゅう スキルアップ研修 さいけい 再掲 (あ)	しつ たか さーびす ていきょう より質の高いサービスが提供できる いどうしえんじぎょう じゅうぎようしゃ たいしゅう よう、移動支援事業の従業者を対象 けんしゅう じっし に研修を実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進
こうりつてき しゃりよりよう 効率的な車両利用 しく けんとう の仕組みの検討 (あ)	つうしやう しゃかいさんか いっそうすす 通所等の社会参加が一層進められ のりあいけいしきとう こうりつてき るよう、乗合形式等による効率的な しゃりよりよう しく けんとう 車両利用の仕組みを検討します。	すいしん 推進	すいしん 推進
なんびようかんじやがいしゆつし えん 難病患者外出支援 さーびす じぎょう サービス事業	いっばん こうつうきかん りよう がいしゆつ 一般の交通機関を利用しての外出に こんなん とま くるま りようしゃどう ふくし 困難を伴う、車いす利用者等に福祉 しゃりよう さーびす ていきょう 車両によるサービスを提供します。	すいしん 推進	すいしん 推進
ざいたくじゅうようかんじやがいしゆつ 在宅重症患者外出 しえんじぎょう 支援事業	くるま いどう こんなん す と れ っ 車いすによる移動が困難でストレッ ちゃーたいおうしゃ しよう え チャー対応車を使用せざるを得ない なんびようかんじや つういんとう さいい しょうてい 難病患者が、通院等の際、所定の かんじやとうはんそうようじどうしゃ りよう ばあい 患者等搬送用自動車を利用した場合 いそうひ いちぶ じよせい に、その移送費の一部を助成します。	すいしん 推進	すいしん 推進
ふくしゅうしやうんそうじぎょう 福祉有償運送事業	いどう かいじよ ひつよう しんたいしやうがいしゃどう 移動に介助が必要な身体障害者等を たいしやう とうろく えぬびーおーほうじんとう 対象に、登録されたNPO法人等に じかようじどうしゃ しよう ゆうしやう より、自家用自動車を使用して有償 ゆそう さーびす そくしん で輸送するサービスを促進します。	すいしん 推進	すいしん 推進

福 【見込み】

	へいせい ねんど 平成 27 年度	へいせい ねんど 平成 28 年度	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど へいせい ねんど 平成 30 年度～平成 32 年度
いどうしえんじぎょう 移動支援事業 いどうかいご つうがく (移動介護・通学 つうしよえん 通所支援)	668,820 じかんぶん 時間分	688,978 じかんぶん 時間分	709,744 じかんぶん 時間分	へいせい ねんど 平成 29 年度までの じょうぎょうとう もと せってい 状況等を基に設定する。
	4,546 じんぶん 人分	4,819 じんぶん 人分	5,109 じんぶん 人分	

しょうがいじ しゃ いどう しえん しく
障害児・者の移動を支援するさまざまな仕組み



とりくみ ぶんか すぽーつ れくりえーしょん
取組5-5 文化・スポーツ・レクリエーション

げんじょう とりくみ ほうこうせい
現状と取組の方向性

せいかつ じゅうじつ ぶんか すぽーつ れくりえーしょん かつどう じゅうじつ ひつよう
生活を充実させるためには、文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実が必要です。こ
れまでも、さまざま しえん と く いぜん よか かつどう たの ば きかい
様々な支援に取り組んできましたが、依然として、余暇活動を楽しむ場や機会の
すく じょうほう にゅうしゅ かだい
少なさや、それらの情報が入手しづらいといった課題があります。

かつどう おこな ばしょ はっぴよう きかい じゅうじつ すす かつどうだんたい じょうほう
そこで、こうした活動を行う場所や発表の機会などの充実を進めながら、活動団体の情報
はっしん おお かた さんか かんきょう とどの
を発信することなどにより、多くの方が参加しやすい環境を整えます。

おお かたがた せってん も しゃかいさんか しゅうろういよく こうじょう
また、より多くの方々と接点を持つことにより、社会参加のきっかけや就労意欲の向上にも
つながるため、さまざま よか かつどう ば じゅうじつ すす
様々な余暇活動の場の充実を進めます。



ぶんか げいじゅつかつどう すいしん
文化・芸術活動の推進

げいじゅつ ふ あ きかい さくひんはっぴよう きかい かくほ
▶芸術に触れ合える機会と作品発表の機会の確保

さまざま しょうがいとくせい おう きかい ていきょう けんとう しょうがいしゃ み
…様々な障害特性に応じて、どのような機会の提供ができるかを検討し、障害者が「観
る、聴く、触れる、感じる、楽しむ」を通して、芸術に触れ合う機会の提供を検討します。

しょうがいしゃじしん いっそう じりつ げいじゅつかつどう かんきょう けんとう
また、障害者自身の一層の自立につなげていくため、芸術活動の環境づくりを検討
します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
さんか がた 参加型 あーといべんと アートイベントの かいさい 開催	しない さまざま かいじょう かつよう 市内の様々な会場を活用して、 さんか がた あーといべんと けんとう かいさい 参加型のアートイベントを検討・開催 ねん いちど かいさい ぼら します。3年に一度開催するパラ とりえん なーれ きばん トリエンナーレへの基盤づくりとし しょうがいしゃ げいじゅつかつどう かんきょう て、障害者の芸術活動の環境づくり けんとう を検討します。	すいしん 推進	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
よこはま ぼらとり ヨコハマ・パラトリ えん なーれ かいさい エンナーレの開催	しょうがいしゃ げいじゅつかつどう そくしん 障害者の芸術活動を促進すること しょうがいしゃ げいじゅつか きょうどう や、障害者と芸術家の協働による さくひんづく おこな 作品作りを行うことなどにより、 しょうがいしゃ じしん いっそう じりつ 障害者自身の一層の自立につなげ げんだい あーと こくさいてん ていくため、現代アート国際展であ よこはま ぼらとり えん なーれ る「ヨコハマ・パラトリエンナーレ」 かいさい を開催します。	かいさい 開催	かいさい 開催
こうしゅ ず が こうさく 4 校種 図画工作・ びじゅつ しょうどうさくひんてん 美術・書道作品展 とくべつしえんきょういくぶもん 特別支援教育部門 ～つたえたい ぼくのおもい わたし のきもち～の開催 さいけい 再掲	こうしゅ しょう ちゅう こう とくべつしえん 4 校種（小・中・高・特別支援）の ようじ じどうせいと さくひん いちどう あつ 幼児児童生徒の作品を一堂に集め、 しみんこうかい さくひんてん かいさい 市民公開の作品展を開催することで、 しょうがい こ ぶんか かつどう かん 障害のある子どもの文化活動に関する ふきゅう けいはつ はか 普及・啓発を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進

しょうがいしゃ げいじゅつかつどう しえん ねっとわーく
▶ 障害者の芸術活動を支援するためのネットワークづくり

ぶんか げいじゅつかつどう と く しょうがいしゃ かぞくおよ しえんしゃ たい しえん すいしん
…文化・芸術活動に取り組む障害者やその家族及び支援者に対する支援を推進するた
め ネットわーく けんどう
めのネットワークづくりを検討します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
しょうがいしゃ げいじゅつかつどう 障害者の芸術活動 しえん ねっとわーく 支援ネットワーク こうちく の構築 しんき 新規	しょうがいしゃ びじゅつかつどう ささ じんざい だんたい 障害者の美術活動を支える人材、団体 とう かんけいきかん ねっとわーくか 等の関係機関によるネットワーク化を はか げいじゅつかつどう じょうほうしゅうしゅう はつしん 図り、芸術活動の情報収集、発信を おこな きよてん せっち 行う拠点を設置します。	こうちく 構築	すいしん 推進

すぽーつかつどう すいしん
スポーツ活動の推進

おりんぴっく ぼらりんぴっく かいさい あ じょうほうはつしん しょうがいしゃ すぽーつ すいしん
▶ オリンピック・パラリンピックの開催に合わせた情報発信や障害者スポーツの推進

ねんおりんぴっく ぼらりんぴっく とうきょうたいかい む しょうがいしゃ すぽーつ きうん
…2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた障害者スポーツの機運の
たか あ しょうがいしゃ すぽーつ とりくみ かん じょうほうしゅうしゅう はつしん しょうがいしゃ
高まりに合わせて、障害者スポーツの取組に関する情報収集・発信により、障害者
すぽーつ すいしん
スポーツを推進します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
ぼらとらいあすろん パラトライアスロン きょうか の強化	よこはまらぼーる 横浜ラポールにおいて、パラトライ あすろんきょうぎふきゅうきょうかむ アスロン競技の普及・強化に向けた とりくみすいしん 取組を推進します。	すいしん 推進	すいしん 推進
とくべつしえんがっこう 特別支援学校に すぼーつせんしゅ おけるスポーツ選手 いくせいきょうかじぎょう 育成強化事業	おりんぴっくぼらりんぴっくどうきょう オリンピック・パラリンピック東京 たいかいかいさいけいきとくべつしえん 大会開催を契機として、特別支援 がっこうおこなすぼーつせかいめざ 学校で行うスポーツで世界を目指す じどうせいとしえんしょうがい 児童生徒を支援することにより、障害 のある子どもたちの自立と社会参加 につなげます。	すいしん 推進	すいしん 推進

れくりえーしょんかつどうすいしん
レクリエーション活動の推進

ちいきれくりえーしょんかつどうふきゅうけいはつ
▶ 地域におけるレクリエーション活動の普及・啓発

みぢかちいきすぼーつしせつかつようれくりえーしょんかつどうすいしんちいき
…身近な地域にあるスポーツ施設を活用したレクリエーション活動の推進や、地域
じんざいいくせいくわたとしせんしんてきとりくみどうじょうほうしゅうしゅうふきゅうけいはつすいしん
人材の育成に加え、他都市における先進的な取組等の情報収集と普及・啓発を推進し
ます。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成 29 年度	へいせい ねんど 平成 32 年度
しょうがいしやすぼーつ 障害者スポーツの けいはつ 啓発	たとしとりくみじょうほうしゅうしゅう 他都市における取組の情報収集と、 ぐたいてきけいはつほうほうけんとうおこな 具体的な啓発方法の検討を行います。	けいはつほうほうけんとう 啓発方法の検討	すいしん 推進
みぢかちいき 身近な地域におけ る障害者スポーツの すいしん 推進	みぢかちいきすぼーつせんた 身近な地域にあるスポーツセンタ ーとうかつようしょうがいしやすぼーつ 一等を活用して、障害者スポーツ にいつでも取り組むことができるよ ちいきじんざいいくせいすすしょうがいしや う、地域人材の育成を進め、障害者 すぼーつかつどうすいしんはか スポーツ活動の推進を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進

けんこうかんきょうせいびさいけい
▶ 健康づくり環境の整備 <<再掲>>

しょうがいとくせいりかひよこはまらぼーるすたっふとうじんてきしげんせんようせつびゆうかんれん
…障害特性を理解した横浜ラポールのスタッフ等の人的資源や専用設備を有する関連
しせついしょうがいしやひつようたいりよくりはびりてーしょんちいきおこな
施設を生かし、障害者に必要な体力づくりやリハビリテーションが地域で行えるよう、
ちいきじんざいいくせいふくかんきょうせいびすす
地域の人材育成も含めた環境の整備を進めます。





ぴーでいーしーえー さ い く る
P D C A サイクルに
けい か く み なお
よる計画の見直し

第4章 PDCAサイクルによる計画の見直し

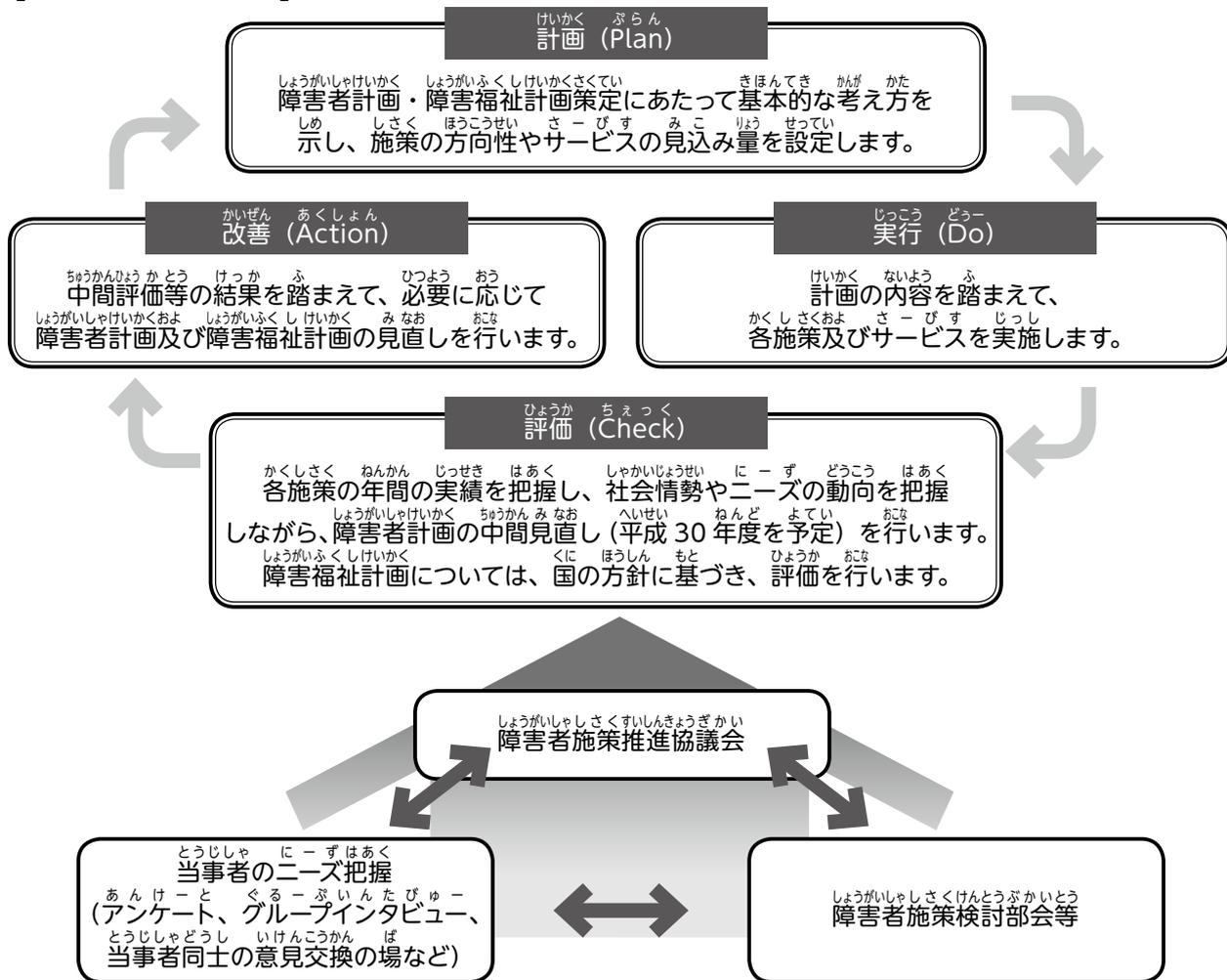
1 PDCAサイクル

「第3期横浜市障害者プラン」は、平成27年度から32年度までの6年間を計画期間としていますが、3年後の30年度には、「横浜市障害福祉計画」の改定を行う予定のため、それに併せて計画の見直しを行います。

見直しに当たっては、第3期策定時に行った当事者同士による意見交換等を、引き続き実施するとともに、プランの進捗については「横浜市障害者施策推進協議会」及びその専門委員会である「障害者施策検討部会」等の議論も含め、各施策・事業の評価及び検討を行います。

また、社会情勢やニーズの変化に伴う新たな課題に柔軟に対応します。

【PDCAサイクル】



し りょう へん
資料編

1 第2期横浜市障害者プランの検証評価

進行状況の説明

- ：想定した目標を達成し、想定したとおりの効果が得られた。
- △：一定程度の効果は得られた。
- ×：想定した目標は達成できず、効果も得られなかった。

※平成26年度末時点の進行状況について、累計で表した方が妥当なものと、現状の最新の実績数値で表した方が妥当なものを選択したうえで記載しています。
 また、平成26年度末実績は、26年9月末時点での見込み数値です。

1 将来にわたるあんしん施策

おやなきあとあんしんちいきせいかつおくしくこうちく 親亡き後も安心して地域生活が送れる仕組みの構築			
じぎょうめい 事業名	とうしょもくひょう 当初目標 (第2期改定時)	へいせいねんどまつじっせき 平成26年度末実績 (見込み)	しんこう 進行 状況
1 後見的支援推進事業	かくじゅう 拡充	るいけい 累計14区	○
2 後見的支援を要する障害者に 関する支援事業	すいしん 推進	もうしたてひょうじよせいけんすう 申立費用助成件数 24件 ほうしゅうじよせいけんすう 報酬助成件数 54件	△
3 多機能型拠点の整備	かくじゅう 拡充	しょかいしよ 2か所開所 たきのうがたきよてん さと さかえくからだい ・多機能型拠点「郷」(栄区桂台 なか へいせい ねん がつかいしよ 中) (平成24年10月開所) たきのうがたきよてん いえ つ ・多機能型拠点「つづきの家」(都 づきく さえどちょう へいせい ねん がつ 筑区佐江戸町) (平成25年10月 かいしよ 開所) しよせいびかいし 1か所整備開始	△
4 緊急時ホットライン	けんとう 検討 しんたい ちてきしよ 身体・知的障 がいしや きんきゅうじ 害者の緊急時 たいおう しく 対応の仕組み	ぶない けんとう おこな ほんじぎょう 部内で検討を行い、本事業として じっし みおく の実施は見送り	×

しょうがいしゃ こうれいか じゅうどか たいおう 障害者の高齢化・重度化への対応			
じぎょうめい 事業名	とうしょもくひょう 当初目標 だい きかいていじ (第2期改定時)	へいせい ねんどもつじっせき 平成26年度末実績 みこ (見込み)	しんこう 進行 じょうきょう 状況
5 しょうがいしゃぐるーぷほーむせつち 障害者グループホーム設置 うんえいひほじょじぎょう 運営費補助事業	すいしん 推進	じゅうどかたいおうも できる じぎょう ・重度化対応モデル事業 へいせい ねんどもつじっせき ※平成26年度から法定グループ ほーむ いこう ホームへ移行 こうれいかたいおうも できる じぎょう ・高齢化対応モデル事業	△
6 びんかんじゅうたくきよじゅうしえんじぎょう 民間住宅居住支援事業	すいしん 推進	4件 (平成25年度)	△
7 しょうがいしゃせつ ばら かんごし 障害者施設で働く看護師のた め じゅんかいそうだんとうじぎょう めの巡回相談等事業 きゅう ひいりょうしよく いりょうてき (旧 非医療職のための医療的 け あけんしゅうとうじっしじぎょう ケア研修等実施事業)	すいしん 推進	ひいりょうしよく けんしゅうかい じっし ・非医療職のための研修会の実施 かくねんど かい へいせい およ ねんどもつ 各年度1回 (平成23及び24年度) しょうがいしゃせつ ばら かんごし ・障害施設で働く看護師のための じゅんかいそうだん じっし かい へいせい 巡回相談の実施 11回 (平成25 ねんどもつ 年度)	○

ちいきせいかつ こま たいおう 地域生活のためのきめ細かな対応			
じぎょうめい 事業名	とうしょもくひょう 当初目標 だい きかいていじ (第2期改定時)	へいせい ねんどもつじっせき 平成26年度末実績 みこ (見込み)	しんこう 進行 じょうきょう 状況
8 しょうがいじしゃ いりょうかんきょうすいしんじぎょう 障害児者の医療環境推進事業	すいしん 推進	ちてきしょうがいしゃたいおうせんもんがいらい じっし ・知的障害者対応専門外来の実施 びょういん (2病院) けんこうの - と かくく はいふ ・健康ノートを各区で配布	△
9 はいえんきゅうきんわくちんせつしゅじよせい 肺炎球菌ワクチン接種助成 じぎょう 事業	すいしん 推進	857件 (平成25年度) へいせい ねんどもつじっせきの せつしゅしゃすう (平成22年度以降の延べ接種者数 けん 8,329件)	○
10 せいしんかきゅうきゅうきんかんばんいんきのう 精神科救急基幹病院機能 きょうかじぎょう 強化事業	せつてい 設定なし	しみんせんようびょうしゅうせいび 市民専用病床整備 へいせい ねんどもつじっせき よこはましりつだいがくふぞく 平成22年度 横浜市立大学附属 しみんそうごういりょうせんたー しょう 市民総合医療センター 3床 へいせい ねんどもつじっせき しょうわだいがくよこはまし 平成24年度 昭和大学横浜市 ほくぶびょういん しょう 北部病院 3床	○
11 せいしんかきゅうきゅうきょうりょくびょういんほごしつ 精神科救急協力病院保護室 せいびじぎょう 整備事業	せつてい 設定なし	いりょうきかん いこう はあく 医療機関の意向を把握するための しゅほう けんとう 手法を検討した	△
12 じゅうどしょうがいしゃとうにゅういんじ 重度障害者等入院時 こみゆにけーしよんしえんじぎょう コミュニケーション支援事業	すいしん 推進	けん 30件	△
きゅうきゅうしゅわつうやくしゃはけん 救急手話通訳者派遣	すいしん 推進	けん 31件	○

じぎょうめい 事業名	とうしよもくひよう 当初目標 だい きかいていじ (第2期改定時)	へいせい ねんどまつじっせき 平成26年度末実績 みこ (見込み)	しんこう 進行 じようきよう 状況
13 しょうがいしゃいどうしえんじぎょう 障害者移動支援事業	すいしん 推進	がいどへるぶじぎょう ガイドヘルプ事業 へいきんつきりようしゃすう ・平均月利用者数：4,288人 へいきんつきりようじかんすう ・平均月利用時間数： 52,525時間 がいどぼらんていあじぎょう ガイドボランティア事業 しえんかいすう ・支援回数：63,084回	○
14 ふくしとくべつじようしゃけんこうふじぎょう 福祉特別乗車券交付事業・ たくしーりょうきんじよせいじぎょう タクシー料金助成事業	すいしん 推進	ふくしとくべつじようしゃけんこうふしや 福祉特別乗車券 交付者： 51,113人 へいせい ねん がつまつ (平成26年11月末) ふくしたくしーけんこうふさすう 福祉タクシー券 交付冊数： 18,968冊	○
15 じどうしゃうてんくねん 自動車運転訓練・ かいぞうひじよせいじぎょう 改造費助成事業	すいしん 推進	じどうしゃうてんくねんひけん 自動車運転訓練費 52件 じどうしゃかいぞうひけん 自動車改造費 75件	○
16 いどうじようほうせんたー 移動情報センター うんえいとうじぎょう 運営等事業	かくじゅうく 拡充9区・ けんとう 検討	るいけい く 累計9区	○
17 にゅうしよせつとう 入所施設等による ちいせいいかつしえんきのうきょうか 地域生活支援機能強化	すいしん 推進	しょくいんいくせいけんしゅう 職員育成研修を実施	△
18 しょうがいしゃじりつせいかつ 障害者自立生活 あしすたんとじぎょう アシスタント事業	じゅうじつ 充実	じぎょうしよ 36事業所	○
19 ふくしじんざい かくほ いくせい 福祉人材の確保・育成	すいしん 推進	らいじようしやすう ・来場者数：130人 さいようにんずう ・採用人数：10人 へいせい ねんど (平成25年度)	△
しょうがいしゃがいどへるばーけんしゅう 障害者ガイドヘルパー研修 じゅこうりようじよせい 受講料助成	すいしん 推進	じっし けん 実施 (250件)	○
がいどへるばーすきるあつぷけんしゅう ガイドヘルパースキルアップ研修	すいしん 推進	さーびすていせきせきにんしやむ ・サービス提供責任者向け るいけい 累計694人 がいどへるばーげんにんしやむ ・ガイドヘルパー現任者向け るいけい 累計1,175人	○
20 せいしんしょうがいしゃ かぞくしえんじぎょう 精神障害者の家族支援事業	すいしん 推進	きんきゅうたいざいばしよ ・緊急滞在场所：累計483日 こうしゅうかい こうざじっし こうざ ・講習会：4講座実施、1講座に つかいかいさい へいせい ねんど つき5回開催 (平成26年度)	○

じぎょうめい 事業名	とうしょもくひょう 当初目標 だい きがいていじ (第2期改定時)	へいせい ねん どまつじっせき 平成26年度末実績 みこ (見込み)	しんこう 進行 じょうぎょう 状況
しょうがいしゃちいきかつどうほーむ 21 障害者地域活動ホーム じよせいじぎょう 助成事業	じゅうじつ 充実	じぎょうしょ せいかつしえんじぎょう かくじゅう 8事業所で生活支援事業を拡充し じっし て実施	△
こうじのうきのうしょうがいしゃしえんじぎょう 22 高次脳機能障害者支援事業	かくじゅうけんとう 拡充検討	せんもんそうだんしえんじぎょう るいけい く 専門相談支援事業：累計6区	○
はったつしょうがいしゃしえんたいせい 23 発達障害者支援体制 せいびじぎょう 整備事業	すいしん 推進	せかいじへいしょうけいはつ でー よこはま ・「世界自閉症啓発デー in 横浜」 かいさい の開催 さぼーとこーちじぎょう じっし ・サポートコーチ事業の実施 さぼーとほーむじぎょう かいし ・サポートホーム事業を開始	○
しょうがいじいばしょ じぎょう 24 障害児居場所づくり事業 じどうでいさーびす すいしん (児童デイサービスの推進)	かくじゅう 拡充	いばしょ じぎょうしょ すべての居場所づくり事業所につ くにじぎょう ほうかごとうでいさー いて、国事業（放課後等デイサー びす いこう ビス）に移行	○
しょうがいじしせつせいじぎょう 25 障害児施設整備事業	—	しょめ ちいきりょういくせんたーせいび 8か所目の地域療育センター整備 かんりょう 完了	○
ちいきせいかつしえんけんきゅうじぎょう 26 地域生活支援研究事業	すいしん 推進	もにたりんぐじぎょう しょじっし モニタリング事業30か所実施	○
せいかつえんごじぎょう 27 生活援護事業	すいしん 推進	じんこうこうとう うめこみかたようじんこうはな 人工喉頭（埋込型用人工鼻）、 じゅうどちてきしょうがいしゃ かみ ぼー 重度知的障害者の紙おむつ、ポー たぶ るおんすいせんじょうべんざ しんきひんもく ダブル温水洗浄便座の新規品目を つかか にちじょうせいかつようぐきゅうふじぎょう 追加し、日常生活用具給付事業の じゅうじつ 充実	○
き そうだんじぎょう 聞こえの相談事業	すいしん 推進	へいせい ねんど 平成26年度 き そうだんまどぐち せっち ・「聞こえの相談窓口」の設置 の けん 延べ70件 こうざ き ぼちようき じっし ・講座「聞こえと補聴器」の実施 かいじっし の めいざんか 4回実施、延べ220名参加	○
さいがいじしょうがいしゃしえんじぎょう 28 災害時障害者支援事業	かくじゅう 拡充	とくべつひなんばしょ しょうがいしゃしせつとう ・特別避難場所（障害者施設等） ふくしょうぐ びちく るいけい への福祉用具の備蓄：累計78か しょせいび 所整備。 ちいきぼうさいぎよてん たもくてきといれ ・地域防災拠点の多目的トイレ るいけい しょせいび 累計15か所整備	○

2 重点施策

(1) 普及・啓発のさらなる充実

事業名	当初目標 (第2期改定時)	平成26年度末実績 (見込み)	進行状況
当事者や市民団体による普及・啓発活動への支援	推進	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネットプロジェクト横浜への活動支援 ・まちのパン屋さん実施 ・夏休み期間を利用した小学生への体験学習 ・障害者週間に合わせたイベント開催 	△
災害時における要援護者支援の推進	推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「黄色」・「緑」バンダナの推進 ・特別避難場所への備蓄実施 	○
疾病や障害に関する情報発信	推進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報掲載 ・研修の実施 	○
副学籍による交流の推進	推進	<ul style="list-style-type: none"> ・副学籍の実施（平成25年度） 小学生 204人（42%） 中学生 24人（9%） 	○

(2) 相談支援システムの機能強化

事業名	当初目標 (第2期改定時)	平成26年度末実績 (見込み)	進行状況
相談支援システムの普及（広める）	推進	<ul style="list-style-type: none"> ・区自立支援協議会での本人・家族関係者への普及活動の展開 ・区自立支援協議会での相談支援事業に関する説明実施 	△

<p>じぎょうめい 事業名</p>	<p>とうしょもくひょう 当初目標 だい きがいていじ (第2期改定時)</p>	<p>へいせい ねん どまつじっせき 平成 26 年度末実績 みこ (見込み)</p>	<p>しんこう 進行 じょうぎょう 状況</p>
<p>そうだんし えん じぎょうしゃ ようせい ふか 相談支援事業者の養成 (深める)</p>	<p>すいしん 推進： しょうがいじ しゃ 障害児・者の に ー ず ニーズにあつ けんしゅう かだい た研修、課題 ぶんせき 分析</p>	<p>そうだんし えん じぎょう じしゃしよにんしゃけんしゅう ・相談支援従事者初任者研修 およ げんにんけんしゅう くわ すきる あっ ぶ 及び現任研修に加え、スキルアップ けんしゅうとう じっし 研修等の実施 しよにんしゃけんしゅう けい にん ・初任者研修 計 200 人 げんにんしゃけんしゅう けい にん ・現任者研修 計 80 人 き そけんしゅう にん ・基礎研修 49 人 すきる あっ ぶけんしゅうけい にん ・スキルアップ研修計 53 人 けいかくあんざくせい けんしゅう にん ・計画案作成の研修 30 人 しえんかいぎとう けんしゅう にん ・支援会議等の研修 30 人 けんしゅうたいけい さくてい む とりくみ ・研修体系の策定に向けた取組を かいし 開始</p>	<p>△</p>
<p>じりつし えんきょうぎかい きょうか 自立支援協議会強化のための ぎじゆつし えん ふか 技術支援 (深める)</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>く じりつし えんきょうぎかい し じりつし ・区自立支援協議会から市自立支 えんきょうぎかい けんとうないよう かだい ほうこく 援協議会に検討内容や課題の報告 とう し く 等ができるような仕組みづくりの うんよう 運用 に じ そうだんし えんきかん く ・二次相談支援機関による、区の じりつし えんきょうぎかい じれいけんとう 自立支援協議会での事例検討を おこな さい すー ぼー ぼい ず じっし 行う際のスーパーバイズの実施</p>	<p>△</p>
<p>け あま ね じ め ん と じゅうじつ ふか ケアマネジメントの充実 (深める)</p>	<p>すいしん かんけい 推進：関係 きかん れんけい 機関と連携し そうだんし えん た相談支援</p>	<p>いちぶじっし 一部実施</p>	<p>△</p>
<p>とうじしゃ そうだん すいしん ふか 当事者相談の推進 (深める)</p>	<p>すいしん とうじしゃ 推進：当事者 そうだんいんけんしゅう 相談員研修、 こうかてき そうだん 効果的な相談 しえんたいせい 支援体制の かくりつ 確立</p>	<p>とうじしゃ そうだん ぴ あ そうだん せん た ー ・当事者相談のピア相談センター しゅうやくか 集約化 そうだんいん はけんじっし ・相談員の派遣実施</p>	<p>○</p>
<p>そうだんし えん じぎょうひょうかきじゆん さくてい 相談支援事業評価基準の策定 い (活かす)</p>	<p>すいしん じぎょう 推進：事業 ひょうか 評価</p>	<p>そうだんし えん じぎょう じっし き ・相談支援事業を実施している機 かん ひょうかじゅうりょう 関への評価終了</p>	<p>○</p>
<p>なんびょうかんじゃ いりようこうえんかい 難病患者への医療講演会・ こうりゅうかい じっし 交流会の実施</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>かくく ねんかん かい せんもんい ・各区で年間 2 回ずつ専門医によ いりようこうえんかい じっし る医療講演会を実施 しっかんべつ こうりゅうかい じっし ・疾患別の交流会の実施</p>	<p>○</p>

(3) 地域生活を総合的に支える仕組みの構築

事業名	当初目標 (第2期改定時)	平成26年度末実績 (見込み)	進行 状況
地域生活を支援する拠点施設の整備と機能拡充	すいしん 推進	生活支援センター 18 か所整備	○
安心できる住まいの確保	すいしん 推進	グループホーム 647 か所 (3,510 人分)	○
安心できる生活支援の体制づくり	すいしん 推進	自立生活アシスタント: 36 か所 重度化対応モデル事業の実施	○
障害者支援施設の再整備等	すいしん 推進	再整備について、2 か所工事完了、 2 か所推進	○
グループホームの設置促進	680 か所 3,400 人	647 か所 (3,510 人分)	○
保育所・幼稚園	すいしん 推進	・私立幼稚園等で障害児利用に対して経費助成: 832 人 ・保育所で障害児の受け入れを実施。障害児入所保育所数: 455 か所 (平成 25 年度)	○
横浜生活あんしんセンター	すいしん 推進	金銭管理等に課題を抱える市民の支援 650 人	○
地域ケアプラザ	132 か所	累計 133 か所	○
公共交通機関のバリアフリー化	すいしん 推進	・段差解消済み駅数: 149 駅 ・ノンステップバス導入促進事業 助成件数: 38 台 ・民営バス事業者の市内営業所における導入台数: 499 台 (平成 25 年度)	○
中途障害者地域活動センター	18 か所 511 人	18 か所・529 人	○

<p>じぎょうめい 事業名</p>	<p>とうしょもくひょう 当初目標 だい きかいていじ (第2期改定時)</p>	<p>へいせい ねん どまつじっせき 平成 26 年度末実績 みこ (見込み)</p>	<p>しんこう 進行 じょうきょう 状況</p>
<p>なんびょうかんじゃ きょたくせいかつしえんじぎょう 難病患者への居宅生活支援事業の じゅうじつ 充実</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>へいせい ねん ど なんびょう かんじゃ きょたく 平成 24 年度：難病患者居宅 せいかつ し えん かくじぎょう じっし 生活支援の各事業を実施 へいせい ねん ど なんびょうかんじゃとう ほ - む 平成 25 年度は難病患者等ホーム へる ぱ - はけんじぎょう なんびょうかんじゃとう ヘルパー派遣事業・難病患者等 にちじゅうせいかつよう ぐきゅうふ じぎょう なんびょうかん 日常生活用具給付事業、難病患 じゃとうたんきにゅうしよじぎょう しょうがいしざく 者等短期入所事業は、障害施策 どうよう じぎょう なか じっし にある同様の事業の中で実施 がいしゅつしえん かん じぎょう じゅうしやうかんじゃ 外出支援に関する事業と重症患者 をたいしやう 対象とした いちじにゅういん じぎょう 一時入院事業の じっし りようじっせきぞうか 実施（利用実績増加）</p>	<p>○</p>
<p>ぱりあふりー かすいしんちやうさ まちのバリアフリー化推進調査</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>ぱりあふりー きほんこうぞう さくてい ちく バリアフリー基本構想の策定地区 すう りいけい ちく 数：累計 16 地区</p>	<p>○</p>
<p>えきぼらんていあ じぎょう 駅ボランティア事業</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>かくえき えれべーたしせつ 各駅においてのエレベータ施設な ど、ぱりあふりーしせつ せいびしんてん バリアフリー施設の整備進展 とどな こうれいしや しょうがいしや りよう に伴い、高齢者、障害者への利用 しえん ひりつ ていか きやくさまに - ず 支援の比率が低下、お客様ニーズ へんか かつどうないよう かだい しょう の変化により活動内容に課題が生 じていることから、へいせい ねん ど 平成 25 年度 からかつどう きゅうし 活動を休止</p>	<p>×</p>
<p>しょうがいしや ちかつほ - む 障害者地活ホーム</p>	<p>しよ 41 か所</p>	<p>しゃかいふくしほうじんがた ちかつほ - む 社会福祉法人型地活ホーム 18 か しよ きのうきょうかがた ちかつほ - む 所、機能強化型地活ホーム 23 しよ けい しよ そうだんしえんじぎょう か所の計 41 か所で相談支援事業 しゃかい ふくし ほうじんがた にっちゅう (社会福祉法人型のみ)、日中 かつどうじぎょう せいかつしえんじぎょう じっし 活動事業、生活支援事業を実施 しゃかい ふくし ほうじんがた ちかつほ - む ・社会福祉法人型地活ホーム しゃかい ふくし ほうじんがた ちかつほ - む 社会福祉法人型地活ホームの せいび すず へいせい ねん どまつ 整備を進め、平成 24 年度末に なかく しよめ ほ - む かいしよ 中区に 18 か所目のホームが開所 これにより市内 1 区 1 か所、計 18 しな い く しよ けい か所の整備が完了</p>	<p>○</p>

事業名	当初目標 (第2期改定時)	平成26年度末実績 (見込み)	進行状況
生活支援センター	18か所	生活支援センター 18か所整備	○
市宮住宅の供給 (バリアフリー化対応の修繕)	推進	36件	○
小規模通所施設の設置促進	推進	平成25年度末事業所数(見込み) ・地域作業所(身体・知的): 2か所 ・地域活動支援センター作業所型 (身体・知的):123か所 ・地域活動支援センター作業所型 (精神):73か所	○
短期入所・日中一時支援事業	推進	2事業所(平成25年度)	○
障害者支援施設の地域生活支援 機能の強化	推進	2事業所(平成25年度)	○

(4) 医療環境・医療体制の充実

事業名	当初目標 (第2期改定時)	平成26年度末実績 (見込み)	進行状況
医療従事者の障害理解の促進	推進	・障害児・者施設の看護師等への 研修実施(6~10月) ・平成25年度に医療従事者等へ の講演会を実施 ・医学部生への障害理解研修の実施	△
初期救急医療体制の整備	推進	神奈川県精神神経科診療所協会 に協力要請し、精神保健指定医の 確保に取り組んだ	○
二次救急医療体制の拡充	推進	三次救急との共用の病床数を確保 し、土日・午後・深夜に対応でき る病院を増やした	○
救急病床の整備	推進	横浜市大センター病院と北部病院 に横浜市民専用病床を確保した。 平成25年度末:各3床 計6床	○

じぎょうめい 事業名	とうしょもくひょう 当初目標 だい きかいていじ (第2期改定時)	へいせい ねんどまつじっせき 平成26年度末実績 みこ (見込み)	しんこう 進行 じょうきょう 状況
せいしんかしのんたいがつべいしやうてんいんじぎやう 精神科身体合併症転院事業	すいしん 推進	せいしんかびやういんにゆういんちゆう しんたいがつべいしやう 精神科病院入院中の身体合併症 かた せんやうびやうしやう てんいん ひつやう の方を専用病床に転院し、必要な いりやう じっし 医療を実施 へいせい ねんど けん 平成25年度：70件	△

(5) しょうがいじえん たいせいきやうか
障害児支援の体制強化

じぎょうめい 事業名	とうしょもくひょう 当初目標 だい きかいていじ (第2期改定時)	へいせい ねんどまつじっせき 平成26年度末実績 みこ (見込み)	しんこう 進行 じょうきょう 状況
ちいきりやういくせんたー せいび 地域療育センターの整備	8か所	しよめ せいびかりやう 8か所目の整備完了	○
ちいきりやういくせんたー きのうかくじゅう 地域療育センターの機能拡充	8か所	ぜんせんたー じどうはつたつしえん 全センターにおいて児童発達支援 きゅうじどうでいさーびす じっし (旧児童デイサービス) を実施	○
ちいきりやういくせんたー がっこうしえん 地域療育センターの学校支援の すいしん 推進	ほいくしやうとうほうもん しえん すいしん 保育所等訪問 支援として推進	こう じっし 250校で実施 がっこうしえんじぎやう じっし (学校支援事業として実施)	○
がくれいしやうがいじ いばしよ かくじゅう 学齢障害児の居場所づくりの拡充 じどうでいさーびす すいしん 児童デイサービスの推進	ほうかごとう でいさーびす 放課後等 デイサービスへ いこう すいしん の移行を推進	じどうはつたつしえん かしよ ほうかごとう 児童発達支援54か所、放課後等 でいさーびす しよ じっし デイサービスを95か所で実施	○
しょうがいじそうだんしえん すいしん 障害児相談支援の推進	すいしん 推進	しょうがいじそうだんしえんじぎやう しよ 障害児相談支援事業を39か所で じっし 実施	△
ちゅうがっこうきいこう しえん じゅうじつ 中学校期以降における支援の充実	すいしん 推進	はつたつしょうがいしゃ そうだんしえんたいせい けんしゅう 発達障害者の相談支援体制と研修、 しいぎ れんけい けんどう じっし 市域での連携について検討を実施	○
ちゅうがっこうきいこう しえん じゅうじつ 中学校期以降における支援の充実	4か所	しよめ そうだんきかん じぎやうじっし 3か所目の相談機関で事業実施	△
じゅうしやうしんしんしょうがいじせつ しえん 重症心身障害児施設における支援 きのう きやうか かくじゅう 機能の強化・拡充	3か所	しよめ せいびけいかく じもと 3か所目の整備計画について地元 りかい え せつけい じっし ちゃっこう の理解を得て、設計を実施、着工	△
しょうがいじせつ しえんきのう 障害児施設における支援機能の きやうか かくじゅう 強化・拡充	すいしん 推進	き がくえん みんえいか さいせい ・「なしの木学園」の民営化・再整 び む ほうじんせんてい うんえいひきつ 備に向け、法人選定、運営引継ぎ、 せつけい じっし 設計を実施 みんかんしせつさいせいび しよすいしん ・民間施設再整備1か所推進	○
はつたつしょうがいじどうしえんじぎやう 発達障害児等支援事業	すいしん 推進	とくべつしえんきやういく こーでいねーたー ・特別支援教育コーディネーター ふくすうはいち を複数配置 こう がくしゅうしえんいん はいち ・20校に学習支援員を配置 し むん む はつたつしょうがいりかいかいけんしゅう ・市民向けに発達障害理解研修 こうざ ねんかん かい かいさい 講座を年間14回開催	○

事業名	当初目標 (第2期改定時)	平成26年度末実績 (見込み)	進行状況
通級指導教室整備事業	推進	・西が岡小学校情緒障害・言語障害通級指導教室工事完了 (26年4月開級) ・小学校15校、中学校4校、特別支援学校2校に設置	○
特別支援学校の再編整備	推進	肢体不自由小中高等部と知的障害高等部を併置した若葉台特別支援学校を開設	○
肢体不自由特別支援学校医療的ケア体制整備事業	推進	5校の肢体不自由特別支援学校に、1校あたり2～3名、計14名の看護師を配置	○
障害児学校生活支援事業	推進	小学校336人、中学校73人の児童生徒に対して学校生活支援員を配置	○
学齢障害児夏休み支援事業	推進	プール指導(5校)、プール開放(3校)、部活動(4校)、レクレーション活動(3校)等を実施	○
学校施設のバリアフリー化	推進	・平成25年度：8校設置 ・小中学校設置校数：137校	○

(6) 障害者の就労支援の一層の拡充強化

事業名	当初目標 (第2期改定時)	平成26年度末実績 (見込み)	進行状況
企業への雇用支援の強化	雇用事例紹介企業(累計)40社	雇用事例紹介企業累計：11社	△
働き続けるための定着支援の強化	就労支援センター 利用登録者数 3,500人	就労支援センター利用登録者 3,678人	○

じぎょうめい 事業名	とうしょもくひょう 当初目標 だい きかいていじ (第2期改定時)	へいせい ねん どもつじっせき 平成 26 年度末実績 みこ (見込み)	しんこう 進行 じょうきょう 状況
たいけんじっしゅう くんれんじぎょうとう かくじゅう 体験実習や訓練事業等の拡充	しよくばじっしゅう 職場実習 りようしゃ 利用者 めい 80 名	しよくばじっしゅうりようしゃ 職場実習利用者：135 人	○
せいしんしょうがいしゃ てちょう しょうがいしゃ 精神障害者や手帳のない障害者へ しえん かくじゅう の支援の拡充	せいしんしょうがいしゃ 精神障害者の しんきしゅうろうしやすう 新規就労者数 めい 240 名	せいしんしょうがいしゃ しんきしゅうろうしやすう 精神障害者の新規就労者数 にん 225 人	△
ふくしてきしゅうろう いっそう じゅうじつ 福祉的就労の一層の充実	しょうがいしゃしせつとう 障害者施設等 さぎょうあっせん への作業斡旋 けんすう 件数 けん 130 件	しょうがいしゃしせつとう さぎょうあっせんけんすう 障害者施設等への作業斡旋件数 けん 193 件	○

(7) はったつしょうがいじ しゃしえん たいせいせいび
発達障害児・者支援の体制整備

じぎょうめい 事業名	とうしょもくひょう 当初目標 だい きかいていじ (第2期改定時)	へいせい ねん どもつじっせき 平成 26 年度末実績 みこ (見込み)	しんこう 進行 じょうきょう 状況
かんけいきかん れんけい そくしん 関係機関の連携の促進	すいしん 推進	ちいき そうだんしえんきかん む けんしゅう 地域の相談支援機関に向けた研修 じっし を実施	○
ぐたいてき しえんさく かいはつ ふきゅう 具体的な支援策の開発と普及	すいしん 推進	しえん かいはつじぎょう しゅうろういこうしえん じ 支援開発事業（就労移行支援事 ぎょう じっし 業）を実施	○
はったつしょうがいじ しえん じゅうじつ 発達障害児への支援の充実	すいしん 推進	ちいきりょういくせんたー 8か所 地域療育センター8か所で知的に おく はったつしょうがいじ たいしゅう 遅れのない発達障害児を対象とし つうしよしえんじぎょう きゅうじどうで い さー た通所支援事業（旧児童デイサー び すじぎょう じっし ビス事業）を実施	○
とくべつしえんきょういく すいしん 特別支援教育の推進	こべつ しどう 「個別の指導 けいかく 計画」について、 たいしゅう すべ 対象となる全 じどうせいと ての児童生徒 さくせい について作成	ぜんしょうちゅうがっこう しえん ひつよう じどう 全小中学校で支援が必要な児童 せいと たい こべつ しどうけいかく 生徒に対して「個別の指導計画」 さくせい を作成 さくせいりつ 86.8% (平成 24 年度)	○

3 障害福祉サービスの実績等

(※ 平成 26 年度の数値は、平成 26 年 9 月末時点での見込みを含めた数値です。)

(1) 施設入所者の地域生活への移行

※ 旧身体障害者更生施設を除く

平成 26 年度末の 入所者数【見込み】	1,523 人	平成 17 年 10 月から 平成 26 年度末までの 入所者減少【見込み】	82 人
平成 26 年度末までの 地域生活移行者数 【見込み】	358 人		

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

※ 地域移行・地域定着支援事業（市事業）

平成 26 年度の地域移行人数 【見込み】	20 人	うち 内 法定サービスを利用した人数 10 人
--------------------------	------	----------------------------

(3) 福祉施設の利用者の一般就労への移行等

※ 福祉施設を退所し、一般就労した人数

平成 26 年度の 年間一般就労者数 【見込み】	278 人		
平成 26 年度末の 福祉施設利用者数	10,390 人	平成 26 年度末の 就労移行支援利用者数	595 人 5.7%
平成 26 年度末の 就労継続支援 A 型事業の 利用者数	486 人	平成 26 年度末の 就労継続支援 B 型事業の 利用者数	2,505 人
平成 26 年度末の 就労継続支援事業の利用者数	2,991 人	就労継続支援事業を利用する者 のうち、就労継続支援 A 型を 利用する者の割合	16.2%

(4) 障害福祉サービス実績

※平成26年度分は見込みを含みます。

	平成23年度 実績	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 実績見込み
居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、 重度障害者等包括支援	149,087 時間分 5,730 人分	163,630 時間分 6,456 人分	176,627 時間分 7,029 人分	188,283 時間分 7,847 人分
生活介護	92,906 人日分 5,303 人分	102,470 人日分 5,894 人分	106,272 人日分 6,271 人分	115,321 人日分 6,589 人分
自立訓練 (機能訓練)	666 人日分 41 人分	636 人日分 37 人分	422 人日分 26 人分	422 人日分 26 人分
自立訓練 (生活訓練)	1,678 人日分 99 人分	2,661 人日分 180 人分	2,746 人日分 188 人分	2,773 人日分 189 人分
就労移行支援	7,007 人日分 427 人分	7,657 人日分 474 人分	8,956 人日分 556 人分	9,885 人日分 595 人分
就労継続支援 (A型)	2,575 人日分 131 人分	4,275 人日分 217 人分	6,817 人日分 350 人分	9,726 人日分 486 人分
就労継続支援 (B型)	26,232 人日分 1,452 人分	32,875 人日分 1,865 人分	38,119 人日分 2,172 人分	45,102 人日分 2,505 人分
療養介護	15 人分	170 人分	189 人分	189 人分
宿泊型自立訓練	43 人分	82 人分	89 人分	96 人分
短期入所 (福祉型)	5,331 人日分 791 人分	5,777 人日分 851 人分	5,816 人日分 884 人分	6,030 人日分 943 人分
短期入所 (医療型)	534 人日分 82 人分	867 人日分 144 人分	1,060 人日分 188 人分	1,433 人日分 260 人分
共同生活援助、 共同生活介護	2,700 人分	3,054 人分	3,290 人分	3,510 人分
施設入所支援	1,665 人分	1,626 人分	1,610 人分	1,594 人分
計画相談支援	0 人分	117 人分	1,341 人分	3,000 人分
地域移行支援		2 人分	2 人分	4 人分
地域定着支援		0 人分	0 人分	4 人分

(5) ちいきせいかつしえんじぎょうじっせき
地域生活支援事業実績

※ 平成 26 年度分は見込みを含みます。

	へいせい ねんど 平成 23 年度 じっせき (実績)	へいせい ねんど 平成 24 年度 じっせき (実績)	へいせい ねんど 平成 25 年度 じっせき (実績)	へいせい ねんど 平成 26 年度 じっせき みこ (実績見込み)
せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう 成年後見制度利用支援事業 もうしたひようじよせい (申立費用助成)	16 人	18 人	26 人	24 人
こみゆにけーしょんしえん コミュニケーション支援 しゅわつややくしゃはけん 【手話通訳者派遣】	7,471 件	7,670 件	8,184 件	8,500 件
こみゆにけーしょんしえん コミュニケーション支援 ひっきつややくしゃはけん 【筆記通訳者派遣】	1,517 件	1,404 件	1,592 件	1,700 件
じゅうどしようがいしゃとう 重度障害者等 にゅういんじこみゆにけーしょん 入院時コミュニケーション しえんじぎょう 支援事業	29 件	31 件	23 件	31 件
かいご くんれんしえんようぐ 【介護・訓練支援用具】	316 件	244 件	218 件	275 件
じりつせいかつしえんようぐ 【自立生活支援用具】	818 件	673 件	575 件	923 件
ざいたくりょうようとうしえんようぐ 【在宅療養等支援用具】	928 件	810 件	746 件	1,143 件
じょうほう いしそつうしえんようぐ 【情報・意思疎通支援用具】	784 件	776 件	756 件	966 件
はいせつかんりしえんようぐ 【排泄管理支援用具】	62,829 件	62,873 件	54,463 件	89,034 件
きょたくせいかつどうさしえんようぐ 【居宅生活動作支援用具】	72 件	86 件	107 件	85 件
いどうしえん いどうかいご 移動支援 (移動介護・ にちじょうひつようがいしゅつ 日常必要外出 (~ H24)・ つうがくつうしよ 通学通所 (H25 ~))	52,261 時間分 3,851 人分	50,158 時間分 3,878 人分	47,762 時間分 4,045 人分	52,525 時間分 4,288 人分
ちいきかつどうしえんせんたー 地域活動支援センター さぎょうしよがた とうろくしゃすう 作業所型【登録者数】	183 か所 3,904 人	202 か所 4,219 人	195 か所 4,061 人	187 か所 3,895 人
ちゅうとしようがいしゃちいきかつどうせんたー 中途障害者地域活動センター とうろくしゃすう 【登録者数】	18 か所 532 人	18 か所 539 人	18 か所 515 人	18 か所 529 人
にっちゅういちじしえん 日中一時支援	1,044 回	762 回	696 回	690 回

2 当事者アンケート実施概要

1 当事者アンケート実施概要

(1) 当事者アンケート目的

「横浜市障害者プラン（第3期）」をつくるにあたって、障害のある方の暮らし等の実態を把握するため。

(2) アンケート実施時期・発送数・回答数

ア 実施期間

平成26年1月上旬から1月31日まで

イ 発送数

13,000部（身体障害：9,000部、知的障害：2,000部、精神障害：2,000部）

※平成24年度末時点の各種障害者手帳所持者の約10%を無作為で抽出し、アンケートを発送

(3) 回答数

5,800部（44.6%）

（身体障害：4,206部、知的障害：881部、精神障害：713部）

(4) 質問内容

- ・ 障害の理解や地域とのかかわりについて
- ・ いまの「暮らし」について
- ・ 日中の過ごし方について
- ・ 働くことについて
- ・ まわりとの繋がりについて
- ・ 医療と健康について
- ・ 災害関係について

3 パブリックコメント概要

1 実施時期

(1) パブリックコメントの実施時期

平成 26 年 9 月 22 日 (月) ~ 10 月 22 日 (水)

(2) 市民説明会の実施

9 月 26 日 (金)	保土ヶ谷公会堂
10 月 7 日 (火)	戸塚公会堂
10 月 16 日 (木)	横浜ラポール
10 月 18 日 (土)	健康福祉総合センター

2 意見の概要 (市民説明会での意見も含む)

(1) 提出人数 : 99 名

説明会	45 名	郵送	5 名
電子メール	35 名	その他 (窓口持参など)	2 名
FAX	12 名		

ア 計画の項目別意見 : 358 件

計画全体に関する意見	62 件
第 I 章 計画の概要	4 件
第 II 章 横浜市における障害福祉の現状	0 件
第 III 章 基本目標とテーマ	
テーマ 1 出会う・つながる・助け合う	68 件
テーマ 2 住む、そして暮らす	89 件
テーマ 3 毎日を安心して健やかに過ごす	45 件
テーマ 4 いきる力を学び・育む	41 件
テーマ 5 働く・活動する・余暇を楽しむ	47 件
第 IV 章 PDCA サイクルによる計画の見直し	0 件
資料編	2 件

イ 提出された意見への対応：358件

意見の趣旨が計画（素案）に含まれているもの	37件
計画に反映するものや、今後対応していくもの	12件
計画推進の参考とさせていただくもの	271件
その他（個別的な意見、感想など）	38件

※ 意見の詳細については、横浜市障害福祉部のホームページにて公表しています。また、健康福祉局障害企画課での閲覧も行っています。

4 推進体制

1 横浜市障害者施策推進協議会委員名簿

（平成27年4月1日 現在）

氏名	所属
わたなべ まさたか 渡部 匡隆	横浜国立大学教育人間科学部障害児教育課程教授
あらい まさあき 荒井 政明	社団法人神奈川県精神科病院協会副会長
いのうえ げん 井上 繁	特定非営利活動法人横浜市手をつなぐ育成会
いわさわ ひろあき 岩沢 弘秋	日本労働組合総連合会横浜地域連合事務局長
いわした けんじ 岩下 賢二	横浜公共職業安定所所長
うちだ ゆか 内田 豊	神奈川県立保土ヶ谷養護学校 校長
おおとも まさる 大友 勝	特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会代表
かしわざい てる 柏木 彰	特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会副理事長
しばや はるみ 渋谷 治巳	横浜市障害者地域作業所連絡会
すずき かずこ 鈴木 和子	特定非営利活動法人横浜市視覚障害者福祉協会
すずき かずと 鈴木 和人	横浜市中部就労支援センター所長
すやま まさえ 須山 優江	横浜市中途失聴・難聴者協会副会長
ただ ようこ 多田 葉子	社会福祉法人偕恵園 偕恵シグナル施設長
たなか りな 田中 梨奈	神奈川県精神保健福祉士協会
とつか たけかず 戸塚 武和	社団法人横浜市医師会副会長
なかね みきお 中根 幹夫	社会福祉法人横浜共生会 どんとこい・みなみ所長

	しめい 氏名	しよぞく 所属
17	ながた たか 永田 孝	よこはましぐるーぶほーむれんらくかい 横浜市グループホーム連絡会 入居者部会入居者委員
18	ならさき まゆみ 奈良崎 真弓	ほんにん かい さん ふうらわー 本人の会 サンフラワー
19	にしかわ まいこ 西川 麻衣子	かぶしきかいしゃふあむろーど 株式会社ファムロード
20	ひらい あきら 平井 晃	よこはましくるまいす かいがいちよう 横浜市車椅子の会会長
21	もり かずお 森 和雄	よこはまししゃかいふくしきようぎかいしやうがいしやせんせんたーたんとうりじ 横浜市社会福祉協議会障害者支援センター担当理事
22	やしま としあき 八島 敏昭	よこはまししんしんしやうがいじしや まも かいれんめいだいひようかんじ 横浜市心身障害児者を守る会連盟代表幹事
23	やまだ はつお 山田 初男	よこはまししんたいしやうがいしやだんたいれんごうかいふくりじちよう 横浜市身体障害者団体連合会副理事長
24	わたなべ まさこ 渡邊 雅子	よこはましあおばくせいかつしえんせんたーしよちよう 横浜市青葉区生活支援センター所長
25	わだ ちずこ 和田 千珠子	あさひくちいきせいかつしえんきよてん 旭区地域生活支援拠点 ほっとぽっと

2 よこはまししやうがいしやしきくけんとうぶかいいいんめいぼ 横浜市障害者施策検討部会委員名簿

へいせい ねん がつ にち げんざい
(平成 27 年 4 月 1 日 現在)

	しめい 氏名	しよぞく 所属
1	わたなべ まさたか 渡部 匡隆	よこはまこくりつだいがくきよういくにんげんか がくぶしやうがいじきよういくかていきようじゆ 横浜国立大学教育人間科学部障害児教育課程教授
2	うちだ ゆか 内田 豊	かながわけんりつほどがやようごがっこうちよう 神奈川県立保土ヶ谷養護学校校長
3	おおとも まさる 大友 勝	とくていひえいりかつどうほうじんよこはましせいしんしやうがいしやちいきせいかつしえんれんごうかいだいひよう 特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会代表
4	さかた のぶこ 坂田 信子	よこはまししんしんしやうがいじしや まも かいれんめいじむきよくちよう 横浜市中心身障害児者を守る会連盟事務局長
5	すずき としひこ 鈴木 敏彦	いずみたんきだいがくじどうふくしがつかきようじゆ 和泉短期大学児童福祉学科教授
6	すやま まさえ 須山 優江	よこはましちゆうとしつちよう なんちようしやきようかいふくかいちよう 横浜市中途失聴・難聴者協会副会長
7	たかの かおる 鷹野 薫	とくていひえいりかつどうほうじんよこはましせいしんしやうがいしやかぞくれんごうかいふくりじちよう 特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会副理事長
8	ただ ようこ 多田 葉子	しやかいふくしほうじんかいけいえん かいけいし ぐなるしせつちよう 社会福祉法人偕恵園 偕恵シグナル施設長
9	なかね みきお 中根 幹夫	しやかいふくしほうじんよこはまきよせいかい 社会福祉法人横浜共生会 どんとこい・みなみ所長
10	ならさき まゆみ 奈良崎 真弓	ほんにん かい さん ふうらわー 本人の会 サンフラワー
11	ひらい あきら 平井 晃	よこはましくるまいす かいがいちよう 横浜市車椅子の会会長
12	ひろた かずこ 広田 和子	せいしんいりようさばいぼー 精神医療サバイバー
13	むろつ しげき 室津 滋樹	よこはましぐるーぶほーむれんらくかいがいちよう 横浜市グループホーム連絡会会長
14	もり かずお 森 和雄	よこはまししゃかいふくしきようぎかいしやうがいしやせんせんたーたんとうりじ 横浜市社会福祉協議会障害者支援センター担当理事



だい き よこはまししょうがいしゃぶらん
第3期 横浜市障害者プラン

よこはましけんこうふくしきょく せいしょうねんきょく きょういくいんかいじむきょく
横浜市健康福祉局・こども青少年局・教育委員会事務局

〒231-0017 よこはましなかみなどちょう ちょうめ ばんち
横浜市中区港町1丁目1番地

へいせい ねん がつ
平成27年4月